

確定給付企業年金実務基準

平成14年8月

[平成29年2月改訂]

公益社団法人日本年金数理人会

公益社団法人日本年金数理人会は、確定給付企業年金制度の年金財政運営における年金数理業務の重要性に鑑み、年金数理人の実務遂行に際しての基本的な算定方法などを実務基準として制定する。

本実務基準は、年金数理人の専門的役割が増すなかにあつて、年金数理人の業務において中立性と公正性が維持されるための基準であり、年金数理人が行う年金数理業務が社会的信頼を得る基盤となる位置付けにある。

本実務基準は、実務基準総則と各々の年金数理業務に該当する実務基準により構成される。

目次

確定給付企業年金実務基準総則	3
確定給付企業年金の財政運営に関する実務基準	5
〔用語の略称等〕	6
第 1 章 基礎率	7
第 2 章 財政方式	10
第 3 章 掛金	12
第 4 章 財政検証	27
第 5 章 財政計算	54
第 6 章 その他の事項	57
第 7 章 年金数理人の確認	65
第 8 章 様式(「簡易な基準」を除く)	66
第 9 章 簡易な基準	80
第 10 章 「簡易な基準」の様式	82
補足事項 財政悪化リスク相当額	93
付録 平成 29 年 1 月改正後の財政運営にかかる数値例	97

確定給付企業年金実務基準総則

確定給付企業年金実務基準総則

1. 年金数理人は、受給権の保全及び年金財政の健全性を確保すべく、確定給付企業年金事業主及び基金（以下、事業主等）の主体的な財政運営に資するように、年金数理業務の遂行にあたり「確定給付企業年金実務基準」を基本とし責任を持って職務を行うとともに、年金財政に関し事業主等との意思疎通に努める。
2. 年金数理人は、事業主、基金の理事及び監事、年金財政に関するコンサルタントなどとともに年金財政について適正な運営に努める。
3. 年金数理人は、年金数理業務を行うにあたり、中立的な立場から最善として採用した方法により算定したものであることに責任を持ち、事業主等への十分な情報提供に努める。
4. 年金数理人は、中立的な立場から事業主等への十分な説明に努め、実施が必要な事項と実施が望ましい事項とを、原則として区別して述べる。また、必要に応じ、年金財政に関する意見を述べるができる。
5. 事業主等に意見、助言及び警告などを伝える場合は、原則として文書で提示するものとし、年金財政上の事実と年金数理人としての意見は区別して述べるとともに、年金財政の方向づけに選択肢がある場合は、その前提条件を明示する。
6. 事業主等に意見、助言及び警告などを伝えるに際して、社会・経済情勢などの動向について、正確な情報と的確な見通しを伝えるよう努める。
7. 年金数理人は、「確定給付企業年金実務基準」の適用の解釈などにおいて、他の年金数理人の業務に支障をきたさないよう配慮する。
8. 「確定給付企業年金実務基準」は、年金数理業務を行うにあたり標準的な算出方法を定めたものであり、この基準に則り算出した結果については、その妥当性が認められる。
9. 「確定給付企業年金実務基準」は、ここに定められた算出方法のみに限定するものではなく、特例的な取扱方法を採用する場合は、事業主等への決算報告書等に記載するなど、その旨を明らかにした上で業務を行う。
10. 「確定給付企業年金実務基準」に関する照会及び提案などは財政運営実務基準委員会（以下、当委員会）へ提示し、その内容及び当委員会での取扱いは他の年金数理人に公開される。
「確定給付企業年金実務基準」の改訂は、当委員会での審議及び理事会での承認を経て実施される。

確定給付企業年金の財政運営に関する実務基準

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>[用語の略称等]</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・以下、確定給付企業年金法を「法」、確定企業年金法施行令を「令」、確定企業年金法施行規則を「規則」、通知（平成 14 年 3 月 29 日年企発第 0329003 号、年運発第 0329002 号）を「承認・認可基準」とする。 ・また、用語の略称を、以下のとおりとする。 掛金適用日：財政計算に基づく掛金を適用する日 簡易な基準：規則第 5 2 条に規定する簡易な基準 適年移行：法附則第 2 5 条第 1 項の規定に基づき適格退職年金からの権利義務を承継すること 弾力償却：規則第 4 6 条第 1 項第 2 号による過去勤務債務額の償却 定率償却：規則第 4 6 条第 1 項第 3 号による過去勤務債務額の償却 年金換算利率：一時金と年金の間の換算に用いる利率 給付区分特例：通知（平成 20 年 9 月 11 日年発第 0911001 号）第 4 - 1 に規定する給付区分ごとに経理することにより、資産を給付区分ごとに区分すること なお、給付区分特例を実施している場合、次のいずれかによる資産の運用方法とする。 区分運用：給付区分ごとに区分して資産を運用する方法 一括運用：制度全体で資産を一括して運用する方法 	<ul style="list-style-type: none"> ・規則に定められた用語の略称はそのまま使用

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>第1章 基礎率</p>	<p>標準掛金および数理債務の算定に用いる基礎率は、規則第43条に基づき、以下に留意して設定する。</p> <p>1. 基礎率の設定</p> <p>(1)基本的な考え方 基礎率は、実績および将来の見通しに基づいて定めるものとする。掛金計算、債務評価に必要と考えられる基礎率を織り込むこと。</p> <p>将来の見通しを反映させる場合、掛金の低下する方向への補整は原則として行わないものとするが、過去の実績により算定された基礎率により算出された掛金が必要以上に高いと判断できる根拠が明示できる場合はこの限りではない。</p> <p>(2)各基礎率の相互関係について 各基礎率は相互の関係に充分留意して設定する。</p> <p>2. 基礎率の見直し時期について 財政計算毎に定めることを原則とするが、前回の財政計算において定めた基礎率のうち、継続して用いることが適切な場合についてはこれを継続して用いることができる。 ただし、予定利率については下限予定利率を下回っていないこと。また、予定死亡率については全年齢で、規則第43条に定める範囲内に収まること。</p> <p>[基礎率を継続して用いることが適切である場合の例示]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定利率の算定において、設定根拠となる保有資産の期待収益率やリスクに大幅な変化がない場合 ・ 基礎率を見直した結果、変更前後で大幅な変化がない場合 ・ 加入者数が少なく、基礎率を洗替えることが必ずしも信頼性のある基礎率算定に繋がらない場合であり、財政運営上、問題がないと考えられる場合等 <p>3. その他留意事項</p> <p>(1)予定利率 規則第43条に基づき事業主等が決定していることを確認すること。</p> <p>(2)予定死亡率 財政上特段の支障がないと判断される場合には、男子、女子いずれか、あるいは男女の率を合理的に合成した予定死亡率を使用することができる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡易な基準を使用する場合は、予定利率、予定死亡率のみを使用する。ただし、指標を用いている場合は、指標の予測を基礎率として使用する。 (「第9章 簡易な基準」参照) ・ 掛金率を上昇させる方向への将来の見通しを基礎率に設定する場合であっても、事業主等から提示された根拠に基づき、その妥当性を勘案しつつ、基礎率を設定すること。 ・ 予定死亡率、予定利率は、基準死亡率、下限予定利率が変更になり、規則第43条に定める範囲内に収まらなくなっても次回財政再計算まで見直す必要はない。 ・ 令第23条第3項の規定に基づく額の遺族給付金の支給を行う場合は、死亡率を0を上回るように実績等に基づいて合理的に見込むこと。なお、この場合にも規則第43条の定めを留意すること。 ・ 平成22年3月31日付厚生労働省告示第128号による基準死亡率の改正に伴う予定死亡率の見直しは、平成22年4月1日以降を計算基準日とする財政計算から適用する。ただし、先行して予定死亡率の見直しを行うことも可。

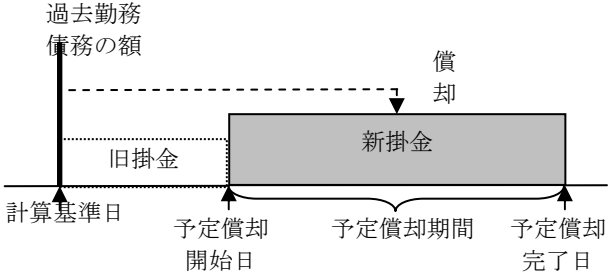
数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>(3) その他給付に要する費用の予想額の算定の基礎となる率</p> <p>① 指標の予測 給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合にあっては、当該再評価及び額の改定に用いる指標の予測を、当該指標に係る実績及び将来の見通しに基づいて事業主等が主体的に決定すること。</p> <p>② 一時金選択率 原則、老齢年金給付に基づき計算を行うが、一時金選択状況（一時金選択者・選択一時金額等）及びその見通しに基づき年金財政の健全性を勘案して合理的に設定すること。</p> <p>③ 障害発生率 実績の使用が困難な場合は、公的年金の障害発生率等を適宜補正して使用する等、合理的に設定する。 ただし、障害給付金が老齢給付金および脱退一時金と原資ベースで水準が大きく異なる等、財政に与える影響が少ないと見込まれる場合は、障害発生率を見込まないことも可とする。</p> <p>④ 上記以外の基礎率 給付内容などに応じ合理的に設定する。</p>	<p>指標に「国債の利回り」、「有価証券指標」、「積立金の運用利回りの実績」を選択した場合のその見通しの例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価時点での指標そのもの ・直近〇年間の平均 ・市場や経済環境の将来の見通しに基づいた予測値 <p>等、将来の年金財政への影響を勘案した上で慎重に決定すること。</p> <p>・額の改定に用いる指標が規則第24条の3に規定する下限予定利率を下回る場合であっても、一時金として支給する額については当該下限予定利率で算出した現価相当額が上限となる点に留意すること。</p> <p>〔例示〕</p> <p>① 財政計算に用いる予定利率で評価した年金現価が選択一時金を大幅に下回っている場合に使用</p> <p>② 過去の一時金選択実績が多く、恒常的に選択益が出ている場合に使用</p> <p>・実績による率設定を否定するものではないが、通常はサンプル数が少なく、公的な統計等を参考にするのが妥当</p> <p>・令第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給を行う場合は、障害発生率を0を上回るように実績等に基づいて合理的に見込む必要があり、見込まないことは不可。</p> <p>例：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害給付金を障害等級ごとに給付する場合に、等級ごとの障害発生率を使用 ・連生年金において、有遺族率（有配偶率、配偶者なし有子率）、配偶者の年齢、子の年齢を財政に反映

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>(4)モデル基礎率を使用する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 過去の実績がない場合など、脱退率、昇給指数等の基礎率の合理的な作成が困難な場合は、同業種他社、類似企業等で使用している基礎率、業種毎の統計資料から推定した基礎率、または、その基礎率に合理的な補正を行った基礎率等（以下、モデル基礎率）を使用することができる。 ただし、モデル基礎率使用の場合は、決算での損益の状況に留意するとともに、以降の財政計算時に実績に基づく基礎率の作成が可能か検証する。 <p>[モデル基礎率の使用方法の例示]</p> <p>①企業の設立後3年未満であり、脱退率作成上の統計量が少ない場合、あるいは実績を用いて作成した基礎率に一定の高い水準の信頼性が得られない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 昇給指数作成において自社内のモデル賃金テーブルを使用 同業種の雇用統計から作成したモデル脱退率、モデル昇給指数を使用 確定給付企業年金、または厚生年金基金を実施している同業種かつ同規模の団体で使用している脱退率そのものを使用 同規模の確定給付企業年金、または厚生年金基金を実施している複数の団体の実績に基づき算定した脱退率を使用 <p>②分社化した場合に、分社化後の基礎率が得られない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業内容が元の会社と類似する場合、元の会社の基礎率を使用 	<p>信頼性が得られない場合の例</p> <ul style="list-style-type: none"> 加入者数が少なく、基礎率の母数とするには困難な場合 年齢や勤務期間に偏りがある集団 急激に人員構成が変化した等で統計に信頼性が得られない場合 <p>例示</p> <p>確定給付企業年金等を実施している団体のうち100名～300名の団体の実績を使用して合理的に算出した脱退率を加入者数が150名の団体に適用</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>第2章 財政方式</p>	<p>法第57条に基づき、将来にわたり財政の均衡を保つことが可能な方式とし、年金財政の健全性に留意しつつ、給付制度内容、加入者の特性に応じて選択する。</p> <p>1. 一般的な方式</p> <p>(1)加入年齢方式</p> <p>特定年齢での標準加入者を設定して、標準加入者が収支相等する標準掛金を全加入者に適用し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。例えば、退職金との調整があるなど過去勤務期間を給付算定に取込んだ制度において使用する財政方式。</p> <p>(2)予測単位積増方式</p> <p>加入者や受給権者の計算基準日までの加入者期間に対応する給付現価を数理債務とする。なお、給与比例の給付設計においては、将来の予定昇給を織込むこと。</p> <p>(3)開放基金方式</p> <p>厚生年金基金の代行保険料率算定で用いられている方式。この財政方式を採用する場合には、将来の加入者規模を一定とする将来加入者の追加加入を前提としているため、将来の加入者規模の安定性に留意すること。</p> <p>(4)総合保険料方式（閉鎖型）</p> <p>将来の新規加入者がほとんど見込めない制度などにおいて用いる。</p> <p>2. その他の方式</p> <p>計算の対象となる加入員数が少ない等、上記の方式を使用するのが困難な場合は、以下の方式を使用することもできる。</p> <p>(1)一時払積増方式</p> <p>各加入者の1年間に増加する給付の現価を当該年度に拠出する方式。</p> <p>(2)個人平準方式</p> <p>個々の加入者がそれぞれ給付に要する費用を掛金拠出期間にわたり平準的に積み立てる方式。給付増額部分は増額時点からの拠出期間で積立てる。</p> <p>(3)到達年齢方式</p> <p>標準掛金を個人平準方式により算定し、給付増額時の過去勤務債務は別途設定する特別掛金で償却する方式。</p> <p>(4)みなし加入年齢方式</p> <p>個々の加入者について過去勤務期間を考慮して収支相等する標準掛金を設定し、過去勤務債務を別途設定する特別掛金で償却する方式。実際の加入年齢から過去勤務期間を控除した年齢をみなし加入年齢として設定する。</p>	<p>・予測単位積増方式においては計算基準日から1年間の加入者期間の増加に基づき、見込まれる数理債務の増加を標準掛金とする。</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>3. 財政方式の見直し</p> <p>財政方式はあらかじめ選択した方式を継続して使用することを原則とする。</p> <p>ただし、次の場合等で財政方式を変更することが合理的であると判断されるときには、他の財政方式に変更することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度の統合・分割、企業年金基金の合併・分割その他加入者の構成が大きく変動する場合 ・経済情勢の変動に伴い、将来の加入者構成が変動する場合 ・制度内容が変更され、現在使用している方式が不適切であると考えられる場合 ・簡易な基準を使用することになった場合、または使用しないこととなった場合 	

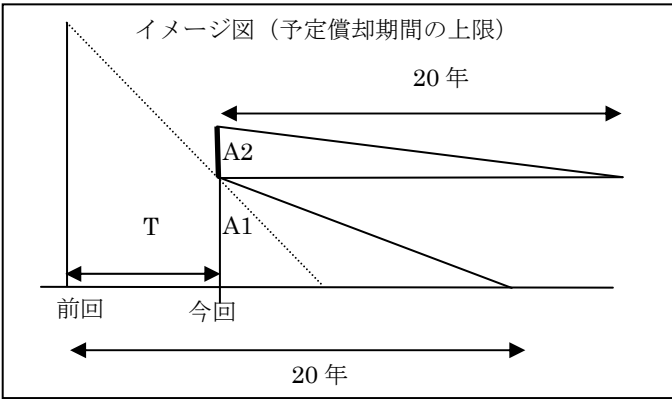
数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>第3章 掛金</p>	<p>1. 掛金の区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第45条に規定する掛金の区分は次のとおり。 標準掛金・・・規則第45条第2項に基づく掛金 補足掛金 特別掛金・・・規則第46条に基づく掛金 特例掛金・・・規則第47条、第59条、第64条、第88条及び第88条の2、令第54条の4に基づく掛金 その他の掛金・・・事務費掛金 <p>2. 掛金の算定</p> <p>法第55条第4項に基づき、掛金を算定する場合は、以下によること。</p> <p>(1)算定方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金の算定方式は、給付の額の算定方式と同一とする。 <ul style="list-style-type: none"> ・定率給付の場合 定率法（給与に比例して定める掛金） ・定額給付の場合 定額法（加入者数に比例して定める掛金） を原則とする。 ・異なる方法による場合は、将来のベースアップ等による財政の健全性への影響に留意すること。 <p>(2)端数処理</p> <p>端数を処理する場合は、財政運営上の評価精度が損なわれないよう留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定率法であれば、原則、 規約上掛金は、小数点以下第3位。 ・定額法であれば、原則、 規約上掛金は、十円単位。 程度の位で端数処理すること <p>[留意事項]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約上掛金は、原則、数理上掛金を四捨五入して算出する。ただし、年金財政の健全性に配慮して切り上げて算出することができる。 ・上記によらず、規約上標準掛金を据置くことも可。 <p>(3)標準掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第45条に基づき、将来期間にかかわる給付総額に充当するものとして計算し、年1回以上定期的に拠出するものとする。 ・財政計算時における過去勤務債務の額が負となった場合には、標準掛金に、当該過去勤務債務の額を給与現価で除して算定された負の掛金を標準掛金に加えた率を標準掛金とすることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・特別掛金、特例掛金については、給与、加入者によらない固定額による拠出も可能 <p>《例示》 算出掛金が0.031276 のとき、 規約上掛金：0.031 とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・標準掛金については、規約上掛金が、数理上掛金を四捨五入したものを下回ることは不可 ・標準掛金収入現価は規約上掛金を使用して計算する。 ・負の掛金の端数処理は切り捨て (例) $-0.03751\dots \rightarrow -0.037$

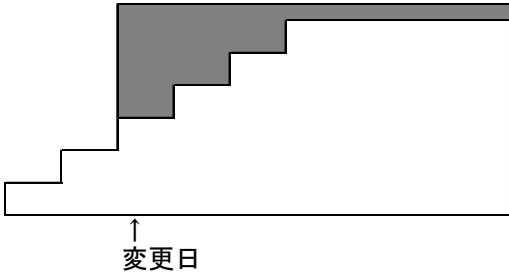
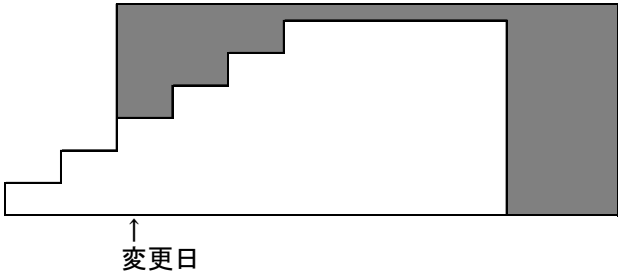
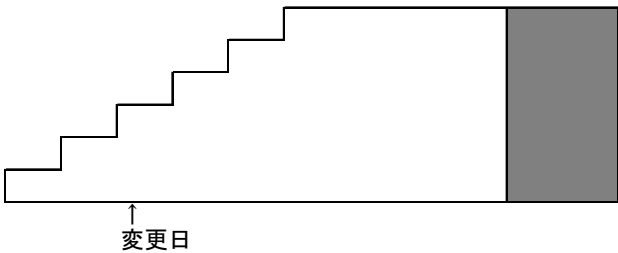
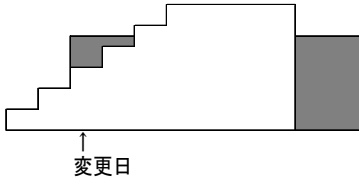
数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>(4)特別掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則第46条に基づき、標準掛金を補足する掛金として以下のとおり設定する。 以下において、過去勤務債務の額は数理債務（次回の財政再計算時の積立不足の見込額を除く）から数理上資産額（別途積立金として留保する額及び承継事業所償却積立金を除く。）を控除した額とする。また、過去勤務債務の額の予定償却開始日は、原則、財政計算に基づく特別掛金の掛金適用日とし、予定償却開始日から予定償却期間の間で償却を行う。 <p>[規則第46条第1項第1号について]</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別掛金は、原則、加入者あたり定額あるいは給与の一定率で定めることとし、以下のいずれかの方法で設定する。 <ul style="list-style-type: none"> ①計算基準日の過去勤務債務の額に基づき、予定償却期間に応じた即時開始確定年金現価率を用いて設定する。 ②①の計算方法において、償却開始までの期間について財政計算前の特別掛金額による調整等を行って設定する。〔下図〕  <p>The diagram illustrates the calculation of special contribution. A vertical line on the left represents the '過去勤務債務の額' (Past Service Debt). A horizontal dashed line indicates the '償却' (Repayment) level. A horizontal dotted line represents the '旧掛金' (Old Contribution). A shaded rectangular area represents the '新掛金' (New Contribution), which starts at the '予定償却開始日' (Planned Repayment Start Date) and ends at the '予定償却完了日' (Planned Repayment Completion Date). The '計算基準日' (Calculation Reference Date) is marked at the beginning of the timeline.</p> <ul style="list-style-type: none"> 固定額で償却する方式 加入者数、給与に比例させず、毎期の掛金を固定額とする場合の特別掛金額は、過去勤務債務の額を予定償却期間に応じた確定年金現価率で除した額とする。 特別掛金額は、年間の額あるいは各払込時期の額を決め、当該金額そのもの、または加入者数・給与に基づき設定する等、予め定めた合理的な方法によるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 財政決算時の特別掛金収入現価は、規約上掛金を使用して掛金収入現価を計算する。 ベアを見込んでいる場合であっても、特別掛金収入現価の計算においては原則として反映しない。 <ul style="list-style-type: none"> 事業所ごとに賦課する場合は、予め定めた合理的な方法によるものとする。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>[規則第46条第1項第2号について]</p> <p>弾力償却の場合の予定償却年数は以下による。</p> <p>下限特別掛金額を超える償却を行った年度の年度末における予定償却年数は、下限特別掛金額による償却を行ったとした場合の過去勤務債務の額から、下限特別掛金額を超える額の元利合計を除いた額をもとに、年度末以降は下限特別掛金額による償却を行うとして算定する。</p> <p>[規則第46条第1項第3号について]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別掛金額は、財政計算時の過去勤務債務の額をもとに、予定利息および償却割合に基づき、財政計算時において予め設定する。 ・一括償却が可能かどうかは、事業年度末の過去勤務債務の額と翌事業年度の標準掛金の拠出見込額とを比較して判定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業所ごとに異なる特別掛金を設定している場合は、毎事業年度の特別掛金を（下限特別掛金以上、上限特別掛金以下の範囲内で）設定するにあたり、（同一給付区分内では）予定償却期間が全ての実施事業所で同一となるような特別掛金を適用すること。（ただし、編入時の特別掛金についてはこの限りではない。） ・なお、下限特別掛金額を超える償却を行った年度の年度末（財政検証時）における予定償却期間は、全実施事業所合算の下限特別掛金額を超えた特別掛金額に基づいて算定し、制度全体（給付区分ごとに異なる予定償却期間を設定している場合は、当該給付区分単位）で予定償却期間の短縮を行うこととする。 ・予定償却開始日が計算基準日と異なる場合は、規則第46条第1項第1号を適用する場合の取扱いに準じる。 <p>例示</p> <p>財政計算時の過去勤務債務の額 1000 償却割合 30%(月払) 予定利率年 3%</p> $\text{初年度特別掛金 } 1000 \times 30\% / 12 = 25$ $\text{翌年度未償却過去勤務債務} = 1000 \times 1.03 - 300 \times 1.03^{0.5} = 726$ $\text{次年度特別掛金 } 726 \times 30\% / 12 = 18$

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>[規則第46条第1項第4号について]</p> <p>特別掛金額を、過去勤務債務の額の償却開始後5年を経過するまでの間に定期的かつ引上げ額が経年的に大きくならない方法で段階的に引き上げることができる。〈段階引上げ償却〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 定期的であれば1年毎の他に、6月毎、1月毎、2年毎などの一定の期間であれば可。なお初めて掛金を引上げるまでの期間については、当該一定の期間内であればよいこと。 「引上げ額が経年的に大きくならない方法」とは、前回の引上げ額を上回らないように引上げを行うことをいう。 <p>○段階引上げ償却を実施する場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別掛金収入現価が過去勤務債務の額を下回らないこと。 予定償却期間中の各期間における特別掛金率(額)をあらかじめ規約に定めていること。 規則第46条第1項第1号、第2号及び第4号による方法により特別掛金を算定する場合は、基準日以降の加入者数又は給与額の変動を見込んで算定することができる。 	<p>例：1年毎に引き上げるケース</p> <p>現行特別掛金 8%</p> <p>初回引上げ日 H24.4.1</p> <p>H24.4.1 12%</p> <p>H25.4.1 16%</p> <p>H26.4.1 19%</p> <p>H27.4.1 22%</p> <p>H28.4.1 24%</p> <p>H29.4.1 25%</p> <p>(H29.4.1が引上げ可能な最終日)</p> <ul style="list-style-type: none"> 数理上掛金率を四捨五入した結果、数理上掛金率を切り捨てた数値を規約上掛金率とした場合、端数処理の範囲で特別掛金収入現価が過去勤務債務の額を下回することは可。 加入者数の増加(又は減少)や給与の増加(又は減少)を見込むことも可。 財政の健全性に配慮して見込むこと。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>〔規則第46条第2項について〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第46条第2項は「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負でない場合に適用する。「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負の場合は、規則第46条第3項を適用する。 ・「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」は、「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」から「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」を控除した額。 ・「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」は、計算基準日時点の過去勤務債務の額とする。なお、財政計算時に繰越不足金があれば、解消後の額とし、財政計算時に別途積立金を取崩す場合は取崩し後の額とする。 ・「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」は、計算基準日時点の財政計算前の規約上特別掛金に基づく特別掛金収入現価とする。 ・第2号に掲げる方式での予定償却期間の上限は、次のとおり。 「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」について、以下に定める年数 a から、前回財政計算から今回財政計算までの期間を控除した期間で償却とした場合の掛金額と、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」を20年で償却するとして計算された掛金額とを合算した額を特別掛金額として計算される期間を予定償却期間の上限とする。 a：最初に発生した過去勤務債務の額の予定償却期間の上限を20年(注)とし、以降、先発債務および後発債務のそれぞれの予定償却期間の上限を用いて設定される期間。ただし、実務的に算出が困難な場合は、前回財政計算での予定償却期間の上限を使用することも可 	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第46条第2項及び第3項の適用にあたっての、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負か否かの判定においては、別途積立金積増金を反映することは不可。 <p>(注) 適年移行により発生した過去勤務債務の額の予定償却期間の上限は、平成14年4月1日から権利義務を承継した日までの年数（その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切捨てるものとする。）を30年から控除した年数 なお、前回の財政計算で規則第46条第3項を適用した場合でも、「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負でない場合は規則第46条第2項により左記取扱いが可能。</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	 <p>イメージ図（予定償却期間の上限）</p> <p>20年</p> <p>A2</p> <p>A1</p> <p>T</p> <p>前回</p> <p>今回</p> <p>20年</p> <p>・第3号に掲げる方式での予定償却期間は、「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」について、規則第46条第1項の規定に基づき算定した特別掛金の額（当該特別掛金は前回の財政計算において計算した特別掛金を下回っていない場合に限る。）として計算されるものとなる。</p>	<p>次の掛金が下限となる。</p> <p>例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の財政計算で初めて過去勤務債務の額が発生した場合 「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」：A1 「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」：A2 前回財政計算から今回財政計算までの期間：T とすると、 A1の予定償却期間を(20-T)年 A2の予定償却期間を20年として計算した $A1 / (20-T)$年確定年金現価率 + $A2 / 20$年確定年金現価率 また、このとき、 (A1 + A2) / 上記の掛金が、予定償却期間の上限に基づく確定年金現価率 ・前回の財政計算において定めた予定償却完了日が、今回の財政計算の新掛金率適用日以前である場合は、括弧内の特別掛金の比較要件を適用する必要はない。 ・括弧内の特別掛金の比較要件における「前回の財政計算において計算した特別掛金」は、「数理上特別掛金（数理上特別掛金の端数を四捨五入して規約上特別掛金を設定している場合は規約上特別掛金）」とし、当該比較要件においては、（変更前後とも）数理上特別掛金同士又は規約上特別掛金同士で比較を行うこと。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>・前回の財政計算において規則第46条第1項第4号（段階引上げ）を用いて特別掛金を算定した場合、第3号による特別掛金の算定としては下図のいずれのケースも可。</p> <p>(ケース1)</p>  <p>(ケース2)</p>  <p>(ケース3)</p>  <p>(※) 白塗り・・・先発分 黒塗り・・・後発分</p>	<p>・前回の財政計算において第46条第1項第4号（段階引上げ）を用いて特別掛金を算定した場合は、段階引上げ完了後の特別掛金を下回することはできない。</p> <p>・下図のような設定は不可</p>  <p>(※) 白塗り・・・先発分 黒塗り・・・後発分</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>[規則第46条第3項について]</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則第46条第3項において、「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額が前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額を下回るとき」とは、[規則第46条第2項について]における「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負の場合である。 「前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間」は、今回の財政計算において定める予定償却開始日から前回の財政計算において定めた予定償却完了日までの期間とする。 <ul style="list-style-type: none"> 予定償却完了日の設定は以下の通りを行う。 <ul style="list-style-type: none"> ○前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間が3年以上の場合 予定償却開始日から3年以上かつ前回の財政計算において定めた予定償却完了日以前の任意の日 ○前回の財政計算において定めた予定償却期間の残存期間が3年未満の場合 前回の財政計算において定めた予定償却完了日（償却期間不変で特別掛金の引下げは可だが、償却期間の短縮は不可。） <ul style="list-style-type: none"> 「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」が0となるように別途積立金を取崩し、特別掛金を廃止することは可。 「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負の場合、当該負の額の全部又は一部を別途積立金積増金で処理する取扱いも可。 <p>[例示]</p> <ul style="list-style-type: none"> 負の額の全部を別途積立金積増金で処理し、「今回の財政計算において発生した過去勤務債務の額」＝「前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額」となることから財政計算の前後で特別掛金額・残余償却期間を不変とする取扱い。 	<ul style="list-style-type: none"> 別途積立金を取り崩して特別掛金を引下げる財政計算の場合も規則第46条第3項を適用する。 特別掛金を引下げる場合、年金財政の健全性に留意して行うこと。特に回復計画を実施中の場合にあっては、回復計画策定当初における回復時期が延長されることがないように特別掛金を設定する必要がある。 規則第46条第3項に該当する場合、予定償却完了日を前回の財政計算において定めた予定償却完了日より後にすることは不可。 前回以前の財政計算において発生した過去勤務債務の償却期間について、償却開始後20年経過後の予定償却完了日まで延長することができるのは、規則第46条第2項に該当する場合のみ。 当該負の額の一部を別途積立金積増金で処理し、残りの額を特別掛金の引下げに使用することもできる。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>[規則第46条第5項について]</p> <p>《今回の財政計算で予定利率を引き下げの場合の取扱い》</p> <p>【基本的な考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定利率引下げにより生じる積立不足の償却については、予定償却期間を最大30年とすることができる。 ・ 「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」とそれ以外の過去勤務債務の額について異なる償却方法を用いることができる。 ・ 今回の財政計算において計算した数理債務の額から控除する前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額は、以下の特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計とする。 ・ 特別掛金収入現価 今回の財政計算前の特別掛金率（額）及び予定償却期間に対し、引き下げ後の予定利率を用いて計算される収入現価 ・ 特例掛金収入現価 引き下げた予定利率に基づき規則第47条により計算される積立不足の額 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 原則として予定利率を引き下げた給付区分で償却を行うこと ・ 別途積立金がある場合は、別途積立金の全額を取り崩さずに当取扱いを行うことは不可 ・ 今回の財政計算で予定利率を引き下げる場合、当該第5項によらず規則第46条第1項から第4項の規定に基づき特別掛金の額を算定することは不可。 ・ 「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」を定率償却することは不可。 ・ 「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」とそれ以外の過去勤務債務の額について、それぞれ算定した特別掛金の額を合算した上で一本の予定償却期間を設定し直すことは不可。 ・ 「確定給付企業年金の財政計算等に係る特例的扱いについて」（平成20年9月11日年発第0911001号）第3に基づき実施事業所ごとに「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」に係る特別掛金を算定することができる。 ・ 規則第47条による特例掛金収入現価が対象

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定利率を引き下げないものとして計算した数理債務の額から控除する前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額は、以下の特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計とする。 ・ 特別掛金収入現価 今回の財政計算前の特別掛金率（額）及び予定償却期間に対し、引き下げ前の予定利率を用いて計算される収入現価 ・ 特例掛金収入現価 今回の財政計算前の特例掛金及び予定償却期間に対し、引き下げ前の予定利率を用いて計算される収入現価 <p>・ 「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」は今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額を上限とする。</p> <p>・ 予定利率引き下げと同時に財政再計算、変更計算を行う場合の「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」は予定利率以外の基礎率等の変更及び制度変更等を反映してから、予定利率の変更による差額で算定する。 また、予定利率を引き下げないものとして計算した数理債務の額から控除する特例掛金収入現価は予定利率以外の基礎率等の変更及び制度変更等を反映した特例掛金及び予定償却期間に対し、引き下げ前の予定利率を用いて計算される収入現価で算定する。</p> <p>[規則第46条第6項について]</p> <p>《前回の財政計算において計算した予定利率引下げによる過去勤務債務の額の償却が完了していない場合の取扱い》</p> <p>【基本的考え方】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」を見込む方法を継続する場合、前回の財政計算において計算した特別掛金のうち、予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る額は前回の財政計算において計算した額とする。 <p>・ 予定利率を引き下げた前回の財政計算（A）後の今回の財政計算については、以下が該当。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① Aと計算基準日、制度変更日ともに同一の財政計算（申請書類等は別々に作成する。） ② 制度変更日がAよりも後の財政計算 ③ 計算基準日がAよりも後の財政計算 ④ 制度変更日、計算基準日ともにAよりも後の財政計算 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「予定利率以外の基礎率等の変更及び制度変更等を反映して」計算した数理債務を計算する際の標準掛金は、予定利率以外の基礎率等の変更及び制度変更等を反映して計算した標準掛金を使用する必要があることに注意すること <p>・ 「予定利率引下げによる過去勤務債務の額」を見込む方法を継続しない場合、前回の財政計算において計算した特別掛金のうち、予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る残余償却期間が20年以上である場合は当該先発分の償却期間は20年を上限とする。</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考						
	<p>《各償却方法共通・相互事項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規則第46条第1項各号に定める方法の変更は、掛金を減少させない場合に限り行うことができる。 <p>ただし、定率償却から他の償却方法への変更の場合であって、定率償却の場合の予定償却期間以内の償却年数とするときはこの限りではない。なお、この比較に用いる定率償却の場合の予定償却期間は以下により算定すること。</p> <p>PSL₀：前回の財政計算時の未償却過去勤務債務残高 PSL_t：前回の財政計算からt年経過後の財政検証時の未償却過去勤務債務残高</p> <p>i：予定利率 R：償却割合</p> <p>としたとき、</p> $PSL_t = PSL_{t-1} \times (1+i) - PSL_{t-1} \times R \times (1+i)^{1/2}$ <p>で順次計算したPSL_tが、 標準掛金率×前回の財政計算時点の加入者数又は総給与 ×年間拠出回数</p> <p>を初めて下回るtに対して、「t+1-前回の財政計算から今回の財政再計算までの期間」を予定償却期間とする。</p> <p>《給付区分を設けている場合の特別掛金の算定方法》</p> <p>以下のいずれかの方法により資産額（第5章 財政計算「3. 財政計算用の積立金の額」に定める額。以下、本項において同様）を各給付区分に配分したうえで、各給付区分の過去勤務債務の額を算定し、給付区分ごとに特別掛金を設定することができる。</p> <table border="1" data-bbox="363 1249 1037 1415"> <thead> <tr> <th>資産の配分方法</th> <th>按分比の基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>数理債務の比により按分</td> <td>・直前の財政検証の基準日 ・前回の財政計算の基準日</td> </tr> <tr> <td>「数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価」の比により按分</td> <td>・当該財政計算の基準日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※「当該財政計算の基準日」の「数理債務」は「当該財政計算」前、「当該財政計算」後の額のいずれを使用してもよい。 ※「当該財政計算の基準日」の「特別掛金収入現価」と「特例掛金収入現価」は「当該財政計算」の前の額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去勤務債務の額が零を下回る給付区分がある場合には、他の給付区分の過去勤務債務の額から当該下回る額を控除すること。 	資産の配分方法	按分比の基準日	数理債務の比により按分	・直前の財政検証の基準日 ・前回の財政計算の基準日	「数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価」の比により按分	・当該財政計算の基準日	<ul style="list-style-type: none"> ・償却方法の変更は財政再計算に該当する。 ・「掛金を減少させない場合」の判定における「財政計算前の特別掛金」は、「数理上特別掛金（数理上特別掛金の端数を四捨五入して規約上特別掛金を設定している場合は規約上特別掛金）」とし、当該判定においては、（変更前後とも）数理上特別掛金同士又は規約上特別掛金同士で比較を行うこと。 ・定率償却から他の償却方法への変更の場合で、掛金額が減少するときは、予定償却期間の算定根拠を申請書の備考欄に簡記すること。 ・定率償却のまま償却割合を引下げの場合は、掛金額が減少していない旨を申請書の備考欄に簡記すること。 ・全部または一部の実施事業所に係る受給権者の数理債務の額を資産額から控除し、当該受給権者に係る数理債務の額を制度全体の数理債務の額から控除した上で、左記の比により資産額を各給付区分に配分することもできる。 ・給付区分ごとに特別掛金を算定するときは、異なる償却方法・予定償却期間・償却割合を設定することが可能。 ・複数の給付区分を設けている場合、複数の給付区分を一つの給付区分として考え、（当該一つの）区分全体の債務・資産により算定した過去勤務債務の額に基づき、一つの特別掛金として設定することも可。（ただし、給付区分特例を実施している場合は、給付区分特例の区分を跨いで一つの特別掛金として設定することは不可。） ・制度全体の特別掛金収入現価を増加させない範囲で、別途積立金を積み増すことは可。
資産の配分方法	按分比の基準日							
数理債務の比により按分	・直前の財政検証の基準日 ・前回の財政計算の基準日							
「数理債務－特別掛金収入現価－特例掛金収入現価」の比により按分	・当該財政計算の基準日							

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 控除される他の給付区分が複数ある場合は、合理的な方法により按分した額を各給付区分から控除すること。 ・ 給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに区分された資産額により、各給付区分の過去勤務債務の額を算定し、特別掛金を算定する。 <p>《実施事業所ごとに異なる特別掛金の算定方法》 実施事業所ごとに異なる特別掛金を定める場合には以下の取扱いが可能であるが、事業所間の公平性及び財政全体への影響を考慮して、事業主等と相談の上、合理的に決定する。</p> <p>① 原則的取扱い 過去勤務債務の額について、次のア又はイの方法により、実施事業所ごとに配分した額に基づいて、実施事業所ごとに特別掛金を算定することができる。</p> <p>ア. 過去勤務債務の額を按分する方法 過去勤務債務の額を下表に掲げるいずれかの比率に応じて按分した額を各実施事業所に係る過去勤務債務の額とする方法</p> <p>イ. 過去勤務債務の額の変動分（後発債務分）を按分する方法 過去勤務債務の額から特別掛金収入現価の額（注）を控除した額を下表に掲げるいずれかの比率に応じて按分した額に、各実施事業所の当該特別掛金収入現価を加算した額を各実施事業所に係る過去勤務債務の額とする方法</p> <p>（注）直前の財政検証、前回の財政計算又は当該財政計算の基準日における額とする。なお、当該財政計算の基準日における額とした場合には財政計算前の額とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の実施事業所に係る給付設計の変更に伴う財政計算を行う場合には、当該財政計算前の当該実施事業所の特別掛金収入現価に変更前後の数理債務の差額（差分額）を加算した額を、当該財政計算後の当該実施事業所の特別掛金収入現価とすることができる。 	<p>（例示）合理的な方法 採用した上記の「資産額を各給付区分に配分した方法」に準じて按分した額を各給付区分から控除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 複数の給付区分を一つの区分とみなして給付区分特例を実施している場合、当該（一つの区分とみなした）給付区分の資産額を、更に給付区分ごとに按分して、給付区分ごとの特別掛金を算定することができる。 ・ 給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに、特別掛金の算定及び給付区分別途積立金の積み増しを行うため、制度全体でみると「特別掛金収入現価の増加」と「別途積立金の積み増し」が同時に行われる場合がある。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「過去勤務債務の額から特別掛金収入現価の額を控除した額」が負となる場合も当該按分方法を適用できる。 ・ 差分額は、当該給付設計の変更に起因する額に限る。なお、当該給付設計の変更に起因しない計算基礎率の変更による額を含むことはできない。

数理関係事項	実務基準内容	備考														
	<table border="1" data-bbox="389 232 1066 584"> <thead> <tr> <th></th> <th>按分比の基準</th> <th>按分比の基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">ア</td> <td>加入者数</td> <td rowspan="3"> <ul style="list-style-type: none"> 直前の財政検証の基準日 前回の財政計算の基準日 当該財政計算の基準日 </td> </tr> <tr> <td>給与</td> </tr> <tr> <td>数理債務</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">イ</td> <td>加入者数</td> <td rowspan="4">同上</td> </tr> <tr> <td>給与</td> </tr> <tr> <td>数理債務</td> </tr> <tr> <td>数理債務 －特別掛金収入現価 －特例掛金収入現価</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="389 618 1078 678">※「当該財政計算の基準日」の「数理債務」は「当該財政計算」前、「当該財政計算」後の額のいずれを使用してもよい。</p> <p data-bbox="389 683 1078 743">※「当該財政計算の基準日」の「特別掛金収入現価」と「特例掛金収入現価」は「当該財政計算」の前の額とする。</p> <ul data-bbox="357 779 1078 869" style="list-style-type: none"> 同一の給付区分では同一の償却方法とし、増加する実施事業所に係る当該増加時の特別掛金（編入時の特別掛金）を除き、予定償却期間・償却割合は同一とする。 <ul data-bbox="389 1193 1078 1637" style="list-style-type: none"> 編入時の特別掛金以外において、規則第46条第2項第2号により先発債務分特別掛金と後発債務分特別掛金をそれぞれ算定（後発債務分特別掛金の算定においては、予定償却完了日は同一とする。）したうえで両者を合算して特別掛金を設定する場合は、(最終的に)各実施事業所間で予定償却完了日を揃えること。この場合、予定償却完了日を揃えた後の全実施事業所合算の特別掛金額が、(後発債務の予定償却完了日を同一として算定した)予定償却完了日を揃える前の全実施事業所合算の特別掛金額と同一となるように、各実施事業所に共通の予定償却完了日を設定すること。 なお、この場合、財政計算後の特別掛金が規則第46条第2項第2号の要件を満たすかどうかは、実施事業所単位ではなく、制度全体（給付区分ごとに異なる予定償却完了日を設定している場合は、当該給付区分単位）の特別掛金額で判定する。 <ul data-bbox="357 1671 1078 1827" style="list-style-type: none"> 過去勤務債務の額が零を下回る実施事業所がある場合には、他の実施事業所の過去勤務債務の額から当該下回る額を控除すること。 なお、控除される他の実施事業所が複数ある場合は、合理的な方法により按分した額を各実施事業所の過去勤務債務の額から控除すること。 		按分比の基準	按分比の基準日	ア	加入者数	<ul style="list-style-type: none"> 直前の財政検証の基準日 前回の財政計算の基準日 当該財政計算の基準日 	給与	数理債務	イ	加入者数	同上	給与	数理債務	数理債務 －特別掛金収入現価 －特例掛金収入現価	<ul data-bbox="1110 237 1484 394" style="list-style-type: none"> 全部または一部の実施事業所に係る受給権者の数理債務の額を資産額から控除（先取り）する場合は、当該受給権者に係る数理債務の額を左表の数理債務から控除する。 <ul data-bbox="1110 779 1484 1160" style="list-style-type: none"> 編入時の特別掛金以外において、財政計算ごとに（後発債務分の）特別掛金を区分して設定する（例：第1特別掛金、第2特別掛金、第3特別掛金、・・・）ことができる。この場合、財政計算ごと（各財政計算時の後発債務分ごと）に予定償却期間・償却割合を別に設定できるが、同一財政計算時に設定する特別掛金の予定償却期間・償却割合は、各実施事業所で同一とすること。 <ul data-bbox="1110 1193 1484 1608" style="list-style-type: none"> 編入時の特別掛金以外において、規則第46条第2項第3号又は規則第46条第3項により（各実施事業所の予定償却完了日を同一として）実施事業所ごとの特別掛金を算定する場合においても、財政計算後の特別掛金が規則同条同項（同号）の要件を満たすかどうかは、実施事業所単位ではなく、制度全体（給付区分ごとに異なる予定償却完了日を設定している場合は、当該給付区分単位）で判定する。 <ul data-bbox="1110 1671 1484 1760" style="list-style-type: none"> 制度全体の特別掛金収入現価を増加させない範囲で、別途積立金を積み増すことは可。 <p data-bbox="1110 1798 1484 1955">（例示）合理的な方法 採用した上記の「過去勤務債務の額について、実施事業所ごとに配分する方法」に準じて按分した額とする。</p>
	按分比の基準	按分比の基準日														
ア	加入者数	<ul style="list-style-type: none"> 直前の財政検証の基準日 前回の財政計算の基準日 当該財政計算の基準日 														
	給与															
	数理債務															
イ	加入者数	同上														
	給与															
	数理債務															
	数理債務 －特別掛金収入現価 －特例掛金収入現価															

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・実施事業所が増加する場合は、当該増加に係る財政計算の基準日における当該実施事業所の過去勤務債務の額に基づいて、特別掛金を算定することができる。この場合、給付区分が同一の既存実施事業所と同一の償却方法とする必要があるが、予定償却期間・償却割合は別に設定することができる。 ・実施事業所の増加時（編入時）における当該実施事業所の過去勤務債務の額の償却に係る特別掛金（編入時の特別掛金）については、次回以降の財政計算においても、その未償却分の償却に係る予定償却期間・償却割合を個別に設定して特別掛金を算定することができる。なお、当該予定償却期間・償却割合の設定にあたっては、規則第46条に準拠すること。 ・実施事業所が増加する場合において、財政計算を行う場合に該当しない場合については、制度全体の財政計算を行わず、当該実施事業所の過去勤務債務の額に係る特別掛金のみを算定することができる。 ・給付区分を設けており、前記《給付区分を設けている場合の特別掛金の算定方法》に基づいて各給付区分の過去勤務債務の額を算定している場合は、当該各給付区分の過去勤務債務の額をもとに、上記に準じて、実施事業所ごとの特別掛金を算定する。（ただし、給付区分特例を実施している場合は、下記②によるものとする。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・当該実施事業所の過去勤務債務の額は、当該基準日における当該実施事業所に係る（数理債務）－（当該増加に伴い基金等が受換した資産）の額とする。なお、当該増加に伴い基金等が受換した資産については、当該財政計算の基準日時点で見込まれる額とする。 ・確定給付企業年金の実施、規約型企業年金の統合、基金合併、権利義務の承継（移転を行う事業主の全部が、承継を行う事業主の全部となる場合を除く。）又は給付区分を新たに設ける場合（当該給付区分に係る特別掛金に限る。）も同様の取扱いとなる。 ・次回以降の財政計算において、編入時の特別掛金（左記）とそれ以外の特別掛金（後発債務分）を合算して一つの特別掛金として設定することができる。なお、当該特別掛金の設定にあたっては、編入時における当該実施事業所の過去勤務債務の額のうち未償却分がある場合に限り、当該実施事業所の予定償却完了日が他の実施事業所の予定償却完了日と異なってもよい。（この場合、当該実施事業所の予定償却完了日は、規則第46条第2項第2号に準じて設定すること。） ・増加する実施事業所の過去勤務債務の額から特別掛金を算定し、制度全体の繰越不足金の解消はしない取扱い。なお、既存実施事業所に適用している特別掛金を増加する実施事業所に適用することも可。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>② 給付区分特例を実施している場合の取扱い 給付区分ごとに区分された資産額により、各給付区分の過去勤務債務の額を算定し、上記に準じて、実施事業所ごとの特別掛金を算定する。</p> <p>③ 承継事業所償却積立金を設けている場合の取扱い 承継事業所償却積立金を有する実施事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、承継事業所償却積立金をとらずし、特別掛金に充当する（特別掛金額から控除する）。</p> <p>(5) 規則第47条に基づく次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための特例掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、基礎率によって見込むことができない短期的な積立不足の償却を目的に、事業主等からの資料等（一時的である旨の確認を含む）に基づき設定する。 ・「次回の財政再計算」とは、原則として法第58条第1項に規定する「少なくとも5年ごとに行う財政再計算」を指す。ただし、「少なくとも5年ごとに行う財政再計算」の前に規則第50条各号に基づく財政再計算が予定されている場合は、当該財政再計算が次回の財政再計算となる。 ・特例掛金は、加入者数の減少に配慮して設定する。（例えば一定額で償却） ・拠出の終了日は次回の財政再計算による新掛金適用予定日の前日とする。（当該積立不足の予想額は、次回の財政再計算による新掛金適用予定日を予定償却完了日とする期間で元利均等償却するものであり、積立不足が発生すると予測される期間で元利均等償却するわけではないことに留意すること。） ・拠出の終了日までに法第58条又は法第62条に基づく財政再計算を行う場合は、当該財政再計算時に特例掛金を設定し直すことができる。 ・給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに特例掛金を算定する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別途積立金の積み増しは、特別掛金収入現価を増加させない範囲で可能であるが、当該積み増しの可否の判定は給付区分ごとに行うこと。 <p>〔例示〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近の予算作成時に使用した年金資産等を合理的に補正したものに基づき予想運用利回りが予定利率を下回る額（下回る年数分） ・加入者規模が著しく予定を下回る場合の掛金収入減少見込額（掛金を定率法あるいは定額法で定めている場合） ・脱退および昇給の実績が予定と著しく乖離する場合に見込まれる脱退差損および昇給差損の額（過去の実績から合理的に推計した額） <p>予定利率を変更する場合等、積立不足の予想額の計算基礎が変更になる場合は見直す。</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>第4章 財政検証</p>	<p>1. 継続基準の財政検証</p> <p>(1)規則第53条第1項に定める責任準備金の算定方法</p> <p>責任準備金 = 数理債務 - 補足掛金の予想額の現価 = 数理債務 - (特別掛金収入現価+特例掛金収入現価)</p> <p>ただし、数理債務 = 給付現価(特例掛金収入現価を含む) - 標準掛金収入現価</p> <p>上記算式中の「標準掛金収入現価」、「特別掛金収入現価」、「特例掛金収入現価」はいずれも規約上掛金にて算定する。</p> <p>[留意事項]</p> <p>①財政方式及び規則第43条に定める基礎率について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回財政計算において用いたものをそのまま使用する。(規則第53条第2項) 将来加入者を見込む財政方式の場合は、前回の財政計算において用いた方式に準じて算定する。(掛金算定上将来加入者を見込まない財政方式の場合は財政検証時も将来加入者を見込まない) <p>②給付現価および収入現価の算定における先日付の制度変更等の織り込みかたについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として、財政検証の(作業)時点において承認あるいは認可されている制度変更内容等は、財政検証に織り込む。 ・ただし、申請中であってもその内容を織り込むこと、または、承認あるいは認可がなされていてもその内容を織り込まないことが合理的であると認められる場合には、原則に従わないことも可とする。 <p>(2)許容繰越不足金(規則第56条に規定する額)</p> <p>許容繰越不足金は規則第56条第1号から第3号までに掲げる方法のうち事業主等であらかじめ定めた方法により算定する。</p> <p>[留意事項]</p> <p>①許容繰越不足金の算定基準の変更要件</p> <p>算定基準(※)については原則継続的に使用すること。 ただし、給付額の大幅な見直し、資産の評価方法の変更等、合理的な理由がある場合は算定方法を変更することができる。 ※規則第56条第1号から第3号までの適用基準、規則第56条第1号及び第2号に定める「規約に定める率」の数値</p> <p>②規則第56条第1号の「20年間の標準掛金額の予想額の現価」</p> <p>財政検証の基準日において標準掛金の年額を合理的に算定し、当該額に20年の確定年金現価率(※)を乗じて算定することができる。 ※責任準備金の計算に使用した予定利率で算定したもの</p> <p>(3)積立金の額の評価</p> <p>財政再計算の要否の判定において、積立金の額は、掛金の額の計算に用いる積立金の額の評価の方法を用いて計算する(規則第63条第1項)。</p>	<p>○給付区分特例を実施している場合であっても、継続基準の財政検証は、給付区分ごとに行うのではなく、制度全体で行うこと。</p> <p>○特別掛金収入現価(規則第46条に定める過去勤務債務を償却するための掛金の収入現価)</p> <p>○特例掛金収入現価(規則第47条に定める次回財政再計算までに発生する積み立て不足の予想額の償却のための掛金の収入現価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前回の財政計算において、次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額を計上した場合に発生する。 ・算定にあたっては、前回財政計算時に見込んだ予想額の前提を使用する。 つまり、見込む場合は、当該予想額の現価 =特例掛金収入現価 となるよう算定する。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>2. 非継続基準の財政検証</p> <p>(1)最低保全給付</p> <p>①規則第54条第1項についての適用基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低保全給付は規則第54条第1項第1号に定める方法（以下「1号方法」という）、規則第54条第1項第2号に定める方法（以下「2号方法」という）、又は「これらに準ずる方法」によるものとし、あらかじめ規約に定める。 ・「これらに準ずる方法」とは上記「1号方法」及び「2号方法」を組み合わせた方法をいう。組み合わせるにあたっては、方法が異なることにより発生する最低積立基準額の乖離に十分留意すること。 ・最低保全給付の決定（各方法の選択及び「2号方法」における「加入者の年齢に応じて定めた率」の決定）は事業主等が主体的に行うものとする。 <p>ア.1号方法</p> <p>(ア)規則第54条第1項第1号に定める「加入者の資格を喪失する標準的な年齢」（以下「標準資格喪失年齢」という）について</p> <p>標準資格喪失年齢は、事業主等が決定することとなるが、年金数理人は、事業主等より意見を求められた場合には、次の諸点を参考に意見を述べること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妥当と判断される標準資格喪失年齢としては、次のようなものが考えられること。 <ul style="list-style-type: none"> a. 母体企業に定年制がある場合、その定年年齢。 なお、定年年齢が複数存在する場合は、過去3ヶ年間の実績脱退者数が最多となる年齢もしくは支給開始年齢以下の最も高い定年年齢とする。 b. 次の算式で計算される年齢。 $60 + \left(\frac{\sum_{x=61}^{\omega} L_x}{L_{60}} \right)$ <ul style="list-style-type: none"> L x : 予定脱退率から得られる x 歳の予定残存者数 c. 加入者資格の範囲を定年年齢前の一定年齢までとしている場合は、当該一定年齢 d. その他合理的な理由が存在する年齢。 <p>・標準資格喪失年齢は、給付区分ごとに決めることが出来る。なお、同一給付区分内での標準資格喪失年齢の複数使用は不可とする。</p> <p>・標準資格喪失年齢の変更は原則として次の場合に限り、変更にあたっては厚生労働省の承認または認可が必要となる。（規約変更を伴うため）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定年年齢の変更を行った場合。 ・その他実績退職年齢が大幅に変動する等合理的な理由がある場合。 	<p>○給付区分特例を実施している場合であっても、非継続基準の財政検証は、給付区分ごとに行うのではなく、制度全体で行うこと。</p> <p>(例示) 過去3年間の脱退実績において特定の高年齢における脱退が顕著に現われており、その脱退事由に継続性が認められる等</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>(イ)規則第54条第1項第1号に定める「加入者が加入者の資格を取得した日から当該標準的な年齢に達するまでの加入者期間のうち当該事業年度の末日までの加入者期間にかかる分として定めた率」について</p> <p>当該率は、「当該事業年度末時点までの加入者期間に応じて定まる係数(※)／標準資格喪失年齢までの加入者期間に応じて定まる係数」とすることを原則とする。(当該事業年度末時点から標準資格喪失年齢までの据置乗率は加味されないことになる) ※給付の額が退職事由により異なる場合は、自己都合その他これに準ずる事由により退職するときのもの。</p> <p>(ウ)その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付額の算定に給与あるいはこれに類するものを使用する制度の最低保全給付算定にあたっては当該事業年度末時点で資格喪失したときに給付の算定基礎となるものを用いること。 ・老齢給付金として一時金を選択できる制度において、選択一時金と年金現価相当額(非継続基準の予定利率・予定死亡率により算定したもの)と丈比べを行い、大きい額を最低保全給付とする旨規約に定める場合の丈比べは、標準資格喪失年齢時点(基準日時点の年齢が標準資格喪失年齢を超えている場合は基準日時点)で行うこと。 <p>イ. 2号方法</p> <p>(ア)規則第54条第1項第2号に定める「加入者の年齢に応じて定めた率」について</p> <p>「加入者の年齢に応じて定めた率」の決定にあたって、年金数理人は事業主等から意見を求められた場合には、次の諸点を参考に意見を述べること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支給開始年齢に達した者は「1」となるように設定すること ・残余財産の分配に使用することに配慮し、労使間(基金型の場合は代議員会)で十分検討のうえ、決定する必要があること ・率の設定方法によっては、年金と一時金の最低積立基準額に乖離が発生する可能性があること ・年金と一時金の最低積立基準額の乖離を無くす方法としては、一時金に割引現価率を乗ずる方法が考えられること(備考欄①参照) 	<p>選択一時金と年金現価相当額との丈比べは財政検証時では行わないことも可とする。</p> <p>・「加入者の年齢に応じて定めた率」について、年金、一時金の受給資格に応じて異なる率を定めることも可</p> <p>(加入者の年齢に応じて定めた率の例示)</p> <p>①一時金を割引いた額を最低保全給付とする場合 年金は1、一時金は定年からの割引現価率(制度の据置乗率の逆数)</p> <p>②加入期間を基準とする方法 年金、一時金とも(基準日における年齢-加入年齢)／(最終年齢-加入年齢)と設定する。 X歳の率$= (X - X_e) / (X_r - X_e)$ X: 基準日における年齢 X_e: 加入年齢 X_r: 最終年齢</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>(イ) その他留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「当事業年度の末日において当該加入者が加入者の資格を喪失した場合に支給されることになる老齢給付金の額又は脱退一時金の額」算定にあたっては自己都合その他これに準ずる事由により退職するときのものを用いること。 ・老齢給付金として一時金を選択できる制度において、選択一時金と年金現価相当額（非継続基準の予定利率・予定死亡率により算定したもの）と丈比べを行い、大きい額を最低保全給付とする旨規約に定める場合の丈比べは支給開始時点で選択一時金を選択するものとして行い、最低保全給付算定にあたっては「加入者の年齢に応じて定めた率」は、年金受給資格の場合の率を用いること。 ・再評価を行う場合、事業年度の末日において再評価後の累計額が当該再評価を行わなかった場合の累計額を下回る場合には、当該再評価を行わなかった場合の累計額を用いて計算すること。 	<p>③給与モデルを基準とする方法 年金、一時金とも予定昇給率（指数）を用いて設定する</p> $X \text{ 歳の率} = \frac{\sum_{y=Xe}^X b_y}{\sum_{y=Xe}^{Xr} b_y}$ <p>b_y : y 歳の予定昇給率 または X 歳の率 = B_x / B_{Xr} B_x : x 歳の予定昇給指数</p> <p>④年齢群団別に設定する方法 年金、一時金とも 60歳:1 50歳以上 60歳未満:0.9 40歳以上 50歳未満:0.8 30歳以上 40歳未満:0.7 20歳以上 30歳未満:0.6</p> <p>⑤年齢で定まる関数で設定する方法 最終年齢が60歳であれば $0.025x - 0.5$ で率を設定する。 x : 基準日の翌日における加入者の年齢</p> <p>⑥最低積立基準額の算定に用いる「給付の再評価に用いる指標の予測（再評価率）」を用いる方法（キャッシュバランスプランの場合） 「$1 / (1 + \text{再評価率})$」<small>規約上の支給開始年齢 - 現在年齢</small>を「加入者の年齢に応じて定めた率」とする旨規約に定める。</p> <p>選択一時金と年金現価相当額との丈比べは財政検証時では行わないことも可とする。</p> <p>再評価後の各人の累計額が、再評価を行わなかった場合の各人の累計額を下回っている場合であっても、年金財政への影響を勘案した上で、財政検証においては一律に再評価後（または再評価前）の累計額を用いて計算することも可とする。</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>②規則第54条第2項に定める「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」について</p> <p>控除前の最低保全給付から当該控除できる額を控除して最低積立基準額を計算するのが原則であるが、財政検証において最低積立基準額を算出する過程においては、控除前の最低保全給付に基づく最低積立基準額合計額から最低保全給付から控除できる額の現価を差し引く手順を踏むことも可とする。</p> <p>(2)最低積立基準額（法第60条第3項）</p> <p>①最低積立基準額の算定方法（一般事項）</p> <p>〔算定にあたっての各方法の留意事項〕</p> <p>ア. 1号方法 最低保全給付を標準資格喪失年齢時点（年金の場合で規約上の支給開始年齢が標準資格喪失年齢よりも高い場合は規約上の支給開始年齢）で評価することを踏まえ、年金、一時金とも標準資格喪失年齢（年金の場合で規約上の支給開始年齢が標準資格喪失年齢よりも高い場合は規約上の支給開始年齢）から基準日時点の年齢まで割り引くこと。</p> <p>イ. 2号方法 最低保全給付を基準日時点（年金（選択一時金）の場合は支給開始時点）で評価することを踏まえ、一時金は割り引かず、年金（選択一時金）は支給開始時点より現時点まで割り引くこと。</p> <p>②最低積立基準額算定（留意事項）</p> <p>ア. 給付の再評価又は額の改定を行う制度の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付の額の算定において、給付の再評価又は額の改定を行う場合の最低積立基準額の算定における当該再評価および額の改定に用いる指標（規則第55条第2項）は規約に定めるものとする。 ・ 最低積立基準額の算定にあたっては、規約に定めた指標により将来の再評価を織り込むこと。 ・ 1号方法の場合、標準資格喪失年齢時点（基準日時点の年齢が標準資格喪失年齢を超えている場合は基準日時点）において再評価後の累計額が当該再評価を行わなかった場合の累計額を下回る場合には、当該再評価を行わなかった場合の累計額を用いて計算すること。 	<p>「最低保全給付から控除できる額の現価」の算定方法は「(2)最低積立基準額－②－イ」参照。</p> <p>（例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直前の財政計算の基準日において規約に定める再評価等に用いる指標の過去〇年間の平均値を用いる ・年金の額の改定に用いる指標の下限として規約に定める率を用いる（規則第28条第2項第2号ロにより額改定を行っている場合） <p>再評価後の各人の累計額が、再評価を行わなかった場合の各人の累計額を下回っている場合であっても、年金財政への影響を勘案した上で、財政検証においては一律に再評価後（または再評価前）の累計額を用いて計算することも可とする。</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>イ.「最低保全給付から控除できる額の現価」(以下「未認識額」という)の計算方法について</p> <p>「未認識額＝〔給付改善時の最低積立基準額の差額×{5－(給付改善時から基準日までの年数)}／5〕の合計」により算定することを原則とする。 「適年移行」の場合は経過措置あり。(規則附則第9条)</p> <p>ただし、給付改善時の非継続基準の予定利率と基準日時点の予定利率の関係により必要に応じて調整(※)を行うこと。 (※)給付改善時の最低積立基準額の差額に{(1+i)(1+j)}²⁰を乗ずる等(但し、i=給付改善時の非継続基準の予定利率、j=基準日時点の非継続基準の予定利率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・算定された未認識額の控除は、原則として加入者にかかる最低積立基準額からのみとし、受給権者等の最低積立基準額からは控除できない。 <p>(3)積立不足に伴って拠出する掛金額・拠出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則として以下の①の方法を用いるものであること。ただし、当分の間は、②の方法を用いることができる。 ・①又は②の方法は、原則として継続して用いることが望ましいが、合併、分割などにより積立金、最低積立基準額が大幅に変動する場合など合理的な理由がある場合は、①又は②の方法を変更することができる。 ・①又は②の方法を変更した場合、その変更理由と変更の妥当性について、所見を付記することが望ましい。 <ul style="list-style-type: none"> ・給付区分特例を実施している場合には、特例掛金を設定するにあたり、制度全体で算定した額を、資産額が最低積立基準額を下回る額の比その他合理的な方法に基づき給付区分ごとに配分すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政検証の基準日が平成29年3月31日までの間は、平成28年4月8日付改正前の規則第58条及び第59条に基づく、①及び②の方法を用いることも可。 <p>[合理的な理由の例示]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積立金の額の評価方法を変更できる事象が生じたとき(第4章5(3)④参照) ・給付内容の大幅な変更 ・最低保全給付にかかわる規約の大幅な変更 ・当該事業年度の末日までを計算基準日として財政再計算を行った場合でも、非継続基準の判定自体は当該財政再計算反映前の財政決算に基づき行うこと。判定自体に当該財政再計算を反映することは不可。(ただし、財政決算自体に当該財政計算を反映したときは、この限りではない。) ・例えば、平成25年3月30日までの日を基準日とする財政検証においては、「最低積立基準額」を「最低積立基準額に0.9を乗じて得た額」等と読み替えることも合理的な方法となる。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>①積立比率に応じて必要な掛金を設定する方法（規則第58条）</p> <p>ア. 翌事業年度の最低積立基準額の見込み額 （法第63条、規則第58条）</p> <ul style="list-style-type: none"> 以下の式にて算定することができる。 「当年度最低積立基準額 × {(1+当年度予定利率) / (1+翌年度予定利率)}ⁿ - 前年度最低積立基準額 × {(1+前年度予定利率) / (1+当年度予定利率)}ⁿ + 当年度最低積立基準額」(☆)（ただしn=20） <p>【計算にあたっての留意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度から当年度への実績に基づく変化をもとに翌年度を予測しているため、実績に基づく変化が基礎率どおりの見込みと大きく乖離している場合には予測の合理性が低くなるため、必要に応じて合理的な補整を行うものとする。 （例：リストラ等による大量退職の補整～当該大量退職で減少した最低積立基準額相当額が一時金給付額と同等であるとみなし、算式(☆)に加える等の合理的な補整を行う） 当該事業年度の末日までを計算基準日として制度変更を伴う財政再計算を行った場合、当該財政再計算の適用時期に関わらず、当年度最低積立基準額および前年度最低積立基準額に当該財政再計算を反映する。 この場合の前年度最低積立基準額は、制度変更の内容に応じて合理的な補整を行うものとする。 （例：当年度における制度変更前後の最低積立基準額もしくはは数理債務比を用いて、簡便的に前年度における制度変更後の最低積立基準額をみなし計算し、算式(☆)に適用する） 翌事業年度の規則第54条第2項に定める「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」は、合理的に見込むものとする。合理的に見込むことが困難な場合や影響が軽微であると考えられる場合には、当該額を零とする（控除しない）取扱いも認められる。 当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額を控除した額が負となる場合であっても、当該控除した額は零としない。 <p>イ. 規則第58条についての留意事項</p> <p>○翌事業年度における積立金の増加見込額又は減少見込額の算定に係る留意事項</p>	<p>財政検証時に翌年度予定利率が判明していない場合は、翌年度予定利率＝当年度予定利率として左記額を算定することができる。</p> <p>例：翌事業年度の最低積立基準額に、「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」を見込む例示</p> <p>①算式(☆)において「当年度最低積立基準額」および「前年度最低積立基準額」を控除前のものを用いて算定した結果から、次のとおり計算した結果を控除する 当該事業年度の「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」× (4 - 給付改善時から基準日までの年数) / (5 - 給付改善時から基準日までの年数)</p> <p>②算式(☆)において「当年度最低積立基準額」および「前年度最低積立基準額」を控除後のものを用いて算定する</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> 規則第58条における「翌事業年度における積立金の増加見込額又は減少見込額」は、翌事業年度における掛金額から給付額を減算し運用収益を加減算して算定する。翌事業年度における掛金額、給付額及び運用収益は、合理的な方法で算定する。 <p>【翌事業年度の掛金見込額】</p> <ul style="list-style-type: none"> 翌事業年度における掛金額については、実績掛金によるほか、財政検証時の人数・給与に掛金率を乗じたものにする等合理的に計算した額とすることができる。 当該事業年度の末日までを計算基準日として財政再計算を行った場合、当該財政再計算の適用時期に関わらず財政再計算後の掛金を基に「翌事業年度における掛金額」を算定することを原則とする。ただし、備考欄に例示する場合など合理的な理由がある場合は、財政再計算前の掛金を適用することができる。 <ul style="list-style-type: none"> 翌事業年度に、積立金の額が零となることを見込まれる場合に抛出する掛金（規則第64条）を抛出するときは、当該掛金を翌事業年度の掛金に原則として含める。 	<ul style="list-style-type: none"> 一度定めた算定方法は財政検証で継続的に用いることとし、合理的な理由なく変更してはならない。 特例掛金の算定における当年度および翌年度最低積立基準額に財政再計算を反映する必要があることから、翌年度掛金についても財政再計算を反映するもの。 最低積立基準額に対する不足金のうち継続基準ベースで対応している（特別掛金として掛金手当している）部分を考慮するもの。 <p>例：財政再計算後の掛金を適用しないことも合理的と考えられる例示①</p> <p>財政再計算前の特別掛金が翌事業年度中に償却完了日を迎え、かつ、財政再計算の前後において標準掛金および特別掛金（掛金率（額）・償却期間）ともに変更がない場合には、財政再計算前の特別掛金（翌事業年度初から償却完了日までの期間に係る特別掛金）を適用して翌事業年度の掛金見込額を算定することも合理的と考えられる。</p> <p>例：財政再計算後の掛金を適用しないことも合理的と考えられる例示②</p> <p>給付設計に変更が無い場合で、財政再計算を反映した場合の掛金見込額が実際に翌事業年度に適用となる掛金により算定される見込額より減少する場合は、実際に翌事業年度に適用される財政再計算前の掛金を用いて掛金見込額を算定することも合理的と考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 臨時抛出の起因となる給付が翌事業年度の給付として控除されるため、臨時抛出による掛金も、翌事業年度の掛金として加算するもの。 当該掛金を当事業年度末の積立

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 翌事業年度の掛金には、以下のものは含めない。翌事業年度に以下の掛金を拠出し、当年度および翌年度最低積立基準額に法第82条の2第1項に定める企業型年金（確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金（以下、「企業型年金」という））への移行又は実施事業所減少を反映している場合は、以下①②の掛金を当事業年度末の積立金の額に加算する。 <ul style="list-style-type: none"> ① 企業型年金への移行時の不足分に対する掛金（令第54条の4） ② 実施事業所の減少に伴う掛金（規則第88条および第88条の2） ・ 翌事業年度に規則第59条に定める掛金（前事業年度末の積立不足に対して拠出するもの）がある場合には、当事業年度末の積立金の額に加算し、翌事業年度の掛金には含めない。 ・ 段階引上げを用いて特別掛金を算定している場合、「翌事業年度における掛金」に代えて「翌々事業年度における掛金」を用いることができる。また、「規則第46条第1項第1号（元利均等償却）により計算した場合の翌々事業年度における掛金」を用いることもできる。 【翌事業年度の給付見込額】 ・ 翌事業年度の給付額の見込みについては、当該事業年度の給付額の実績に基づき適切に見込むことが原則であるが、当該事業年度の末日以降の直近の実績を反映することも妨げられない。 	<p>金の額に加算し、翌事業年度の掛金には含まない取扱いとする場合には、翌事業年度の運用収益見込額の算定にあたって、当該掛金の拠出時期等を考慮し、当該掛金を当該事業年度末の積立金に含めるか、翌事業年度における掛金額に含めるかを検討すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当年度および翌年度最低積立基準額に企業型年金への移行又は実施事業所減少を反映した場合は、企業型年金への移行後又は実施事業所減少後の掛金を翌事業年度掛金とし、企業型年金への移行時又は実施事業所減少時の一括拠出掛金は当事業年度末の積立金の額に加算するもの。 ・ 企業型年金への移行時の移換相当額（令第54条の2）は、当事業年度末の積立金の額から控除する。 ・ 前事業年度末の積立不足に係る特例掛金の拠出が遅れているとみなせることから、当事業年度末の積立金の額に加算する取扱いとするもの。 <p>例：「規則第46条第1項第1号（元利均等償却）により計算した場合の翌々事業年度における掛金」の例示 当該事業年度の末日の段階引上げによる特別掛金収入現価と残余償却期間を使い、元利均等償却を前提に算定した掛金率を用いて計算した翌々事業年度における掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 翌事業年度の最低積立基準額の見込み額の算定方法と整合性を取ることを。 ・ 翌事業年度の掛金見込額の算定方法と整合性を取ることを。 <p>例：翌事業年度における給付額の算定方法の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 当該事業年度における給付額と同額 ② 当該事業年度における給付額 × （当該事業年度末基準給与 / 前事業年度末基準給与）

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>・制度変更を織り込んで当事業年度末および翌事業年度末の最低積立基準額を算定する場合には、合理的な補整を行うことで、当該変更を翌事業年度の給付見込額に織り込むことが原則であるが、給付額に与える影響が軽微又は影響を合理的に見込めない場合には、補整を行わないことも妨げられない。</p> <p>【翌事業年度の運用収益見込額】</p> <p>・翌事業年度の運用利回りの見込みについては、当該事業年度の運用利回りの実績等に基づき適切に見込むことが原則であるが、当該事業年度の末日以降の直近の実績を反映することも妨げられない。</p>	<p>③計算基準日以降のnヶ月の実績+ (①又は②の算定結果) × (12-n) /12</p> <p>④回復計画における翌事業年度の給付額</p> <p>・運用収益はマイナスとなる場合であっても零としない。</p> <p>例：運用利回りの設定の例示</p> <p>①当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率</p> <p>②当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率</p> <p>③当該事業年度を含む直近5事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均と掛金の算定に用いた予定利率のうち、いずれか低い率</p> <p>④掛金の算定に用いた予定利率</p> <p>⑤①～④の方法に、当該事業年度の末日以降の直近の運用利回りの実績を反映したもの</p> <p>例：翌事業年度における運用収益の算定方法の例示</p> <p>①当該事業年度末の積立金×運用利回り (注) “翌事業年度の掛金額による積立金の増加による運用収益”と“翌事業年度の給付額による積立金の減少による運用収益(運用損失)”との差額が当該事業年度末の積立金に比べて小さく影響軽微と見込まれる場合など。</p> <p>② (当該事業年度末の積立金+ (翌事業年度における掛金額-給付額) × 1 / 2) × 運用利回り (注) 翌事業年度の積立金の増減が平準的に発生する場合など。積立金の増減の発生に偏りがあると見込まれる場合には、必ずしも合理的と言えないことに注</p>

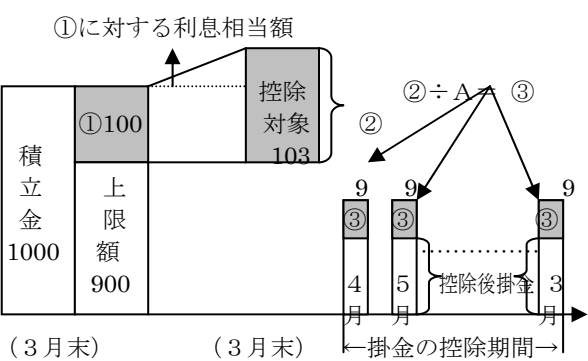
数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>○当該事業年度の末日までを計算基準日として財政再計算を行ったときの留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付増額・減額にかかわらず当該財政再計算を反映した当該事業年度の最低積立基準額及び当該事業年度の翌事業年度における最低積立基準額の見込額を用いること。 ・ 規則第58条第1項第1号における積立比率及び同条同項第2号における最低積立基準額についても当該財政再計算の内容を反映すること。この場合において、規則第58条同項第2号に定める額は0を下限とし、同条同項第1号における積立比率が1.0以上となったときの同条同項第1号に定める額は0とすること。 ・ 当該事業年度の末日までを計算基準日として規則第50条に定める合併・分割・権利義務移転又は承継による財政再計算を行ったときは規則第58条第1項第1号及び第2号の積立金の額も当該財政再計算を反映したものとすること。 <p>○翌事業年度に特例掛金を拠出する場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当年度最低積立基準額に企業型年金への移行又は実施事業所減少を反映する場合は、企業型年金への移行時の一括拠出掛金（令第54条の4）又は実施事業所減少時の一括拠出掛金（規則第88条および第88条の2）を当事業年度末の積立金に加算し、企業型年金への移行時の移換相当額（令第54条の2）を積立金から控除して、規則第58条第1項第1号および第2号を適用すること。 <p>○特例掛金の拠出時期を変更する際の取扱いについて（翌々事業年度から翌事業年度へ変更する場合）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ n年度に非継続基準に抵触し、n+2年度に特例掛金A（年額）を拠出することを規約に定めており、n+1年度にも非継続基準に抵触し、特例掛金の拠出時期を翌々事業年度から翌事業年度に変更する場合、n+2年度に拠出する特例掛金B（年額）は、次の算定方法による <ul style="list-style-type: none"> n+1年度末の純資産額に特例掛金Aを加算したうえで、特例掛金Bを算定する 特例掛金A+特例掛金Bを拠出することを規約に定め、n+2年度にこれを拠出する 	<p>意する。</p> <p>（注）令第54条の4、規則第59条、第88条および第88条の2に定める掛金を当該事業年度末の積立金に加算する場合であっても、翌事業年度の運用収益見込額の算定においては、当該事業年度末の積立金の額に含めず翌事業年度における掛金額に含める取扱いもできる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ただし、財政検証の基準日が平成28年3月30日までの間は「1.0」を「0.96」に平成29年3月30日までの間は「1.0」を「0.98」に読み替えるものとする。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>② 積立比率の回復計画を作成して積立不足を解消する方法（確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政検証の基準日の属する事業年度の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に、積立比率が1.0以上となることが見込まれるような積立計画を作成し、基準日の翌々日から起算して1年以内に当該計画を実施すること。 ・翌事業年度の運用利回りの見込みについては、直近までの運用利回りの実績に基づき適切に見込むことができる。 ・翌々事業年度以後の運用利回りについては、以下のうち最も高い率を上回らないように定めること。 <ul style="list-style-type: none"> ①当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率 ②当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率 ③当該事業年度を含む直近5事業年度における積立金に係る運用利回りの実績の平均と掛金の算定に用いた予定利率のうち、いずれか低い率 ・最低積立基準額の見込額の算定に用いる予定利率については、以下のうち最も高い率を上回らないように定めること。 <ul style="list-style-type: none"> ①当該事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率 ②当該事業年度の翌事業年度の末日における最低積立基準額の算定に用いる予定利率 ・毎事業年度の掛金の額の見込額については、直近5事業年度における加入者数の実績を用いて、平準的に定められるもの又は前事業年度における掛金の水準の伸びを上回らないように定められるものであること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、財政検証の基準日が平成28年3月30日までの間は「1.0」を「0.96」に平成29年3月30日までの間は「1.0」を「0.98」に読み替えるものとする。 なお、厚生労働大臣により必要な措置が講じられた場合は、当該措置に従うこと。 ・直近5事業年度の運用利回りの実績の平均について、DB発足から5事業年度経過していない場合は、以下のいずれかの利率を用いること <ul style="list-style-type: none"> ①DB発足以降の期間における平均 ②厚生年金基金、適年から移行している場合、または、合併・分割により設立された場合には、データが取れる範囲での当該旧制度等を含めた直近5事業年度以内の平均（移行等により決算月を変更している場合や、厚生年金基金または適年として実施した最終決算以降の旧制度の期間がある場合、適年の期間に係る時価資産算出が困難な場合等の場合には必要に応じて合理的に補整） ・直近5事業年度における加入者数の実績を用いる場合、新規加入者数の見込みについて、以下の例示の取扱いは可。 （例示） <ul style="list-style-type: none"> ・過去5事業年度の人数平均（ただし、異常年度は除外可） ・過去5事業年度の新規加入率（新規加入者数÷総加入者数）平均（ただし、異常年度

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・計画が予定どおりに行かずに計画を修正する場合は、再度、該当した財政検証の翌々事業年度の開始の日から起算して7年以内に回復する計画を作成する。 ・度々計画の修正が必要となる場合には、回復計画の手法を見直す等により、そのような事態を避けられるように工夫すること。 ・給付改善や再計算等により、計画の残余期間内に回復が見込まれる場合には、特例掛金の徴収を中止したり、掛金を引き下げたりすることができる。 ③積立不足に伴う掛金の拠出方法（規則第59条） <ul style="list-style-type: none"> ○規則第59条第1項の掛金の拠出時期に係る留意事項 ・非継続基準に抵触した場合に拠出する掛金の拠出時期として「翌事業年度」又は「翌々事業年度」のいずれかを、あらかじめ規約に定めること。 ・合理的な理由がない限り、規約に定めた拠出時期の変更は不可。 	<p>は除外可)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5事業年度の人数実績の最大と最小を除外した、3事業年度の人数平均 ・過去5事業年度の人数実績の中間年度（人数実績の大きな年度から数えて3番目の年度）の実績値 ・設立から5事業年度経過していない場合の新規加入者の見込みは、上記運用利回りの手法に準じて行うこと。 <p>[例示]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年3月末財政検証時における回復計画実施状況の終了年度が平成35年3月末（平成23年度財政検証で平成25年4月1日から10年間の回復計画を策定）である場合には、平成25年3月末財政検証では平成35年3月末までに回復していることを確認する。 ・上記事例において、平成25年3月末財政検証で非継続基準に抵触し回復計画の再策定が必要な場合には、再策定後の回復計画の終了年度は平成35年3月末（平成26年4月1日から9年間の回復計画を策定）である。 <p>（取扱い不可の例示）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「翌事業年度」と「翌々事業年度」の2事業年度にわたって掛金を拠出することは不可。 ・掛金の拠出時期を「翌事業年度または翌々事業年度」のように規定することは不可。 <p>・合理的な理由の例示は、前記①又は②の方法を変更することができる場合の[合理的な理由の例示]の他、以下の例示も該当する。</p> <p>（例示）</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>○確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令(平成24年厚生労働省令第13号)附則第4条に定める「翌事業年度における掛金」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「翌事業年度における掛金」には、令第54条の4、規則第59条及び規則第64条に定める掛金、規則第88条及び第88条の2に基づき拠出する掛金は含まれない。 ・「翌事業年度における掛金」については、実績掛金によるほか、財政検証時の人数・給与に掛金率を乗じたものにする等合理的に計算した額とすることができる。 ・段階引上げを用いて特別掛金を算定している場合、「翌事業年度における掛金」に代えて「翌々事業年度における掛金」を用いることができる。また、「規則第46条第1項第1号(元利均等償却)により計算した場合の翌々事業年度における掛金」を用いることもできる。 <p>・当該事業年度の末日までを計算基準日として財政再計算を行った場合は、当該財政再計算後の掛金の適用時期にかかわらず、当該掛金を翌事業年度初から適用するものとして「翌事業年度における掛金」を算出すること。</p> <p>○代行返上した場合の規則第59条第2項に係る留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生年金基金を実施していた期間の事業年度を含めた当該事業年度の前三事業年度により判定することを事業主等が選択することができる。この場合において、厚生年金基金を実施していた期間の事業年度末日の積立比率は、厚生年金基金の最低積立基準額および純資産額の双方から最低責任準備金を控除して計算したものとすること。 <p>○法第81条に定める基金から規約型企業年金へ移行した場合の規則第59条第2項に係る留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基金を実施していた期間の事業年度を含めた当該事業年度の前三事業年度により判定することを事業主が選択することができる。 <p>3. 積立上限額</p> <p>(1) 積立上限額の算出 積立上限額の算定における数理債務は規則第62条に基づき算出するが、以下に留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政方式は、継続基準で採用している財政方式を用いる。 ・数理債務の計算に使用する標準掛金収入現価の標準掛金率は、継続基準で用いている規約上の標準掛金率を使用する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月8日付規則改正以後、初めて非継続基準に抵触したとき <p>例：「規則第46条第1項第1号(元利均等償却)により計算した場合の翌々事業年度における掛金」の例示 当該事業年度の末日の段階引上げによる特別掛金収入現価と残余償却期間を使い、元利均等償却を前提に算定した掛金率を用いて計算した翌々事業年度における掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法第80条に定める規約型企業年金から基金へ移行した場合も同様な取扱いとする。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>・数理債務の計算における給付現価には、次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額の現価は含めない。</p> <p>(2) 積立上限額の算定が不要な場合 次の場合には、積立上限額の算定を要しない。</p> <p>・数理上資産額 ≤ MAX (数理債務 (*), 最低積立基準額) × 1.5</p> <p>(*) 継続基準における数理債務 ただし、次回財政再計算までに発生する積立不足の予想額を算定している場合は、当該予想額は控除する。</p> <p>(3) 掛金の拠出制限 ① 積立上限額を超える場合の掛金の控除方法 (イメージ)</p> <div data-bbox="359 660 1034 750" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>当該事業年度の翌々事業年度の最初に拠出する掛金の額から控除する場合 (3月末決算、月払いの場合)</p> </div> <p>ア. 規則第60条第1項第1号方法 (前詰方式) (ア) 1回の掛金で、控除開始時点での上回った額 (利息を含む) をすべて控除できる場合</p> <div data-bbox="359 974 957 1310" style="margin: 10px 0;"> <p>①に対する利息相当額</p> <p>積立金 1000</p> <p>上限額 900</p> <p>① 100</p> <p>控除対象</p> <p>②</p> <p>103</p> <p>控除 103</p> <p>控除後掛金 47</p> <p>(3月末) (3月末) 4月分掛金 150</p> </div> <p>(イ) 1回の掛金で、控除開始時点での上回った額 (利息を含む) をすべては控除できない場合</p> <div data-bbox="359 1545 957 1982" style="margin: 10px 0;"> <p>未控除額③に対する利息相当額</p> <p>①に対する利息相当額</p> <p>積立金 1000</p> <p>上限額 800</p> <p>① 200</p> <p>控除対象</p> <p>③ 56</p> <p>④ 57</p> <p>控除 57</p> <p>② 150</p> <p>控除 150</p> <p>控除後掛金 103</p> <p>(3月末) (3月末) 4月分掛金 150 5月分掛金 160</p> </div>	<p>・利息相当額の計算に用いる利率は、当該事業年度の末日における下限予定利率</p> <p>・1回の掛金で控除しきれない場合、2回目の掛金から控除するとき、未控除額③56に対して利息がかかる。4月分掛金150はすべて控除される。</p> <p>・2回でも控除しきれない場合は、3回目以降の掛金から控除する。以下同様。</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>イ. 規則第60条第1項第2号方法（元利均等方式）</p>  <p>①に対する利息相当額</p> <p>積立金 1000</p> <p>上限額 900</p> <p>①100</p> <p>控除対象 103</p> <p>②</p> <p>② ÷ A = ③</p> <p>9 9 9</p> <p>4月 5月 3月</p> <p>控除後掛金</p> <p>掛金の控除期間</p> <p>(3月末) (3月末)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 翌々事業年度の末日までの期間において控除する。 このケースでは、当該事業年度の翌々事業年度の最初に拠出する掛金から控除するため、1年間の控除期間となる。 ・ 毎月の掛金より控除するが、③ > (控除前の掛金) の場合は、控除前の掛金が控除額となる。 <p>②控除対象掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準掛金、特別掛金、特例掛金が対象となる。 規則第88条に基づき拠出する一時的な掛金については控除の対象外とする。(権利義務の承継による受換金は掛金ではないことに留意すること) また、原則として掛金の控除は、特別掛金あるいは特例掛金から優先して控除する。 <p>③その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一度控除すると決定した額については、次年度の財政検証にかかわらず、控除は継続する。 ・ 前詰方式・元利均等方式ともに、控除対象掛金を合理的に予測し、あらかじめ控除後の掛金を規約に定めることを原則とする。 <p>(4) 給付区分特例を実施している場合</p> <p>積立上限額に係る財政検証は、給付区分ごとに行うのではなく、制度全体で行うこと。 また、掛金の控除は、以下のとおり行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付区分ごとに積立上限超過額（給付区分ごとの数理上資産額が給付区分ごとの積立上限額を超過した額）を算定し、当該積立上限超過額が零を上回る給付区分から掛金を控除する。 ・ また、零を上回る給付区分が複数ある場合は、当該積立上限超過額の比率により按分した額を控除対象として、控除対象給付区分ごとに控除する。 ・ 控除方法(前詰方式・元利均等方式)は、各給付区分ごとに選択することはできず、制度全体で共通の控除方法とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 控除対象②103を均等に掛金より控除する。 ・ A：下限予定利率、控除期間N、払込回数n回の確定年金現価率 <p>・ 控除額はあくまで制度全体で算定し、その控除額を給付区分ごとに割り当てるものであることに注意。(給付区分ごとに算定した控除額を合算するのではない。)</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>4. データ基準日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計算基準日時点の数理債務、最低積立基準額および積立上限額の基礎となる数理債務（以下、本項において「数理債務等」という。）の評価に用いる加入者等のデータ基準日（以下「データ基準日」という）については、原則として計算基準日と同日とする。 ・ただし、データ基準日の数理債務等を調整することによって、事業年度末日の数理債務等を適正に近似することが可能であり、当該手法を毎期継続して使用することを前提に、事業年度の末日の概ね1年前までの一定日とすることができるものとする。 ・この場合、データ基準日から事業年度の末日までの期間(以下、「調整期間」という。)における数理債務等の増減については、合理的な調整を行う必要がある。 ・一旦採用した調整方法は、原則として毎期継続して使用する必要がある。ただし、調整期間中に発生した重要事項により、算出された数理債務等に反映されない額が大きいと予想される場合には、データ基準日または当該重要事項の調整方法について検討を行うものとする。 <p>(1) 合理的な調整方法</p> <p>①事業年度末日前のデータ基準日で数理債務等を評価して事業年度末日まで調整する場合</p> <p>調整期間中に発生する掛金額および給付支払額を用いて、次の算式に基づき、調整前の数理債務等の評価基準日で算定された数理債務等から事業年度末日の数理債務等を算出する。</p> <p>事業年度末日の数理債務等 = 調整前の数理債務等 × (1 + 予定利率^{*1} × (n^{*2} / 12)) + 調整期間に対応する掛金額^{*3*4} - 調整期間に対応する給付支払額^{*3}</p> <p>*1：数理債務等の算定基礎となっている「予定利率」 *2：調整期間の月数 *3：原則、実額を基礎とするが、影響が軽微である場合は予測額とすることができる。また、合理的な付利を行うことができる。 *4：標準掛金額（積立上限額に抵触し、掛金額を控除している場合は、控除前の標準掛金額とする。）</p> <p>②データ基準日は事業年度末日前の一定日とするが、数理債務等の評価基準日は事業年度末日としている場合</p> <p>既に数理債務等の評価が事業年度末日で行われているため、調整期間中に異動したデータのみに係る数理債務等を補正することにより調整を行う。</p> <p>事業年度末日の数理債務等 = データ基準日のデータによる事業年度末日の数理債務等</p>	<p>○データ基準日</p> <p>計算対象となった加入者等のデータ基準日の他、調整前の数理債務等の評価基準日を含むものとする。</p> <p>○合理的な調整</p> <p>合理的な調整には、データの補正の他、当年度の昇給の織込み等が含まれるので留意する必要がある。</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>± 異動データに係る数理債務等*</p> <p>*:「異動データに係る数理債務等」の考え方 調整期間中の新規加入者に係る補正の影響が軽微であると考えられる場合は、退職者に係る異動データのみによって調整することができる。 また、退職者に係る数理債務等の額として給付支払額の実績を用いることができるものとする。 調整期間中に予定されている給付対象者等については事前に除外しておく方法も考えられる。 その他、調整期間中の異動データによる補正の影響が全体として軽微であると考えられる場合には、調整そのものを省略することもできるものとする。</p> <p>[留意事項]</p> <p>① 事業年度末の支払備金については、データ基準日時点の支払備金より算定する予測額とすることができる。(数理債務等の調整方法と整合していることが必要な点に留意すること)</p> <p>② 最低積立基準額の計算の基礎となる最低保全給付に控除額(規則第54条第2項に定める「給付改善等を行った場合に最低保全給付から控除できる額」)がある場合は、データ基準日時点の控除額から調整期間に係る控除額の減少を按分等により算定し、計算に考慮すること。</p> <p>③ 事業年度末の特別掛金収入現価及び特例掛金収入現価については、データ基準日時点の特別掛金収入現価及び特例掛金収入現価から調整期間に係る残余年数の減少分を計算に考慮すること。</p> <p>④ 許容繰越不足金を算定する際、使用する標準掛金額はデータ基準日時点のものとするすることができる。</p> <p>(2)調整方法の再検討 [調整方法の再検討が必要となるケース]</p> <p>① 調整期間中に20%以上の人員の大幅変動または権利義務の承継等、人員の変動を伴う財政再計算を実施した場合</p> <p>② 調整期間中に大幅なベースアップが行われる等計算基礎率と乖離する特殊な要因があり、調整期間中の差損益の発生が顕著となっていることが見込まれる場合</p> <p>③ その他年金数理人が必要と判断した場合</p> <p>[ケース毎の調整方法の変更例] [上記①の場合]</p> <p>a. 当該財政再計算の計算基準日以降を決算のデータ基準日とする。 b. 特殊な要因による変動の場合は、データ基準日のデータに当該特殊要因のデータを加減する。</p>	<p>(支払備金予測額の例示)</p> <p>① データ基準日時点の支払備金と同額</p> <p>② 給付が見込まれる額を控除した額(上記(1)算式中「調整期間に対応する給付支払額」も合理的に調整する)</p> <p>○ 継続性の原則よりも、事業年度末日の数理債務等をデータ基準日の数理債務等を調整することによってできるだけ近似することを優先する。</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>[上記②の場合]</p> <p>a. 調整期間に係る差損益により調整する。</p> <p>b. 財政検証のデータ基準日を、当該差損益の発生要因を除去できる日とする。</p> <p>[共通]</p> <p>財政検証のデータ基準日を、事業年度末日とする。</p> <p>(3) 報告書の記載方法</p> <p>報告書の記載については以下の例を参考に合理的に行うこと。</p> <p>① 加入者、受給権者等の区分はデータ基準日時点の属性により区分して記載することとし、加入者以外はデータ基準日の数値に利息を加味した数値（ただし、将来加入者はデータ基準日時点の数値）を記載し、加入者については、給付現価（将来分）・標準掛金収入現価（給与現価は標準掛金収入現価より逆算）を調整して記載する。</p> <p>② 加入者以外の対象の増減等を勘案し、加入者と加入者以外に配分する。</p>	<p>○ 調整期間に係る差損益 差損益の原因となる特定の事象およびその発生時期をもとに、データ基準日から決算日の間に発生する差損益を分離したもの。</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>5. 積立金の評価</p> <p>財政検証における積立金の額の評価は、時価による方法（規則第48条第1項第1号に定める方法）により行うこととし、財政再計算の要否判定における積立金の額の評価は、事業主等の選択により、時価による方法（規則第48条第1項第1号に定める方法）、数理的評価による方法（規則第48条第1項第2号に定める方法）、またはどちらか小さい額とする方法（規則第48条第1項第3号に定める方法）のいずれかの方法により行う。</p> <p>(1) 用語の定義</p> <p>○ 簿価 取得時の価格によって資産を評価した額</p> <p>○ 評価損益 固定資産の時価から簿価を控除した額</p> <p>○ 平滑化期間 数理的評価の算定において、時価の短期的な変動を平滑化する期間の年数をいう。なお、「当該事業年度を基準とする平滑化期間」とは平滑化期間に等しい当該事業年度を含む過去の一定期間をいう。この場合において、使用している資産の評価の方式を採用することとした事業年度初から当該事業年度末までの期間の年数が平滑化期間に満たないときには、「当該事業年度を基準とする平滑化期間」は当該期間を意味するものとする。</p> <p>○ 期中収支差 当年度中の運用収益を除く全ての収入合計から運用損失及び運用コストを除く全ての支出合計を控除したもの（現金ベース）</p> <p>○ 期中収支元本平残 「Σ（各収入×期末までの日数－各支出×期末までの日数）／期中日数」により算定した額 （上記の各収入、各支出は期中収支差の収入、支出に対応）</p> <p>○ 運用コスト 当年度に係る運用報酬等（固有の信託報酬、固有の保険事務費、固有の共済事務費、投資顧問料、保護預り手数料、運用コンサルティング料）の額</p> <p>○ 時価ベース収益 損益計算書上の運用収益－運用損失－運用報酬等</p>	<p>「当該事業年度を基準とする平滑化期間」の具体的な取扱いは③－②参照</p> <p>評価の方式とは次のものをいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 時価方式 ・ 数理的評価方式 ・ 数理的評価額と時価のいずれか小さい額とする方式 <p>なお、数理的評価方式を用いる場合には、その方式（時価移動平均方式、収益差平滑化方式、評価損益平滑化方式のいずれか）</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>○簿価ベース収益 時価ベース収益－評価損益の当年度の増減分</p> <p>○キャピタルゲイン 簿価ベース収益のうち、資産取引に起因する損益の合計額</p> <p>○時価ベース利回り 下記式により算定した率 時価ベース収益÷〔前事業年度末の時価資産額＋期中収支 元本平残－前事業年度末未払運用コスト〕×365（＊） ／（当該事業年度の期中日数） （＊）閏年の場合は、366を使うことも可</p> <p>○時価との許容乖離幅 固定資産の財政運営上の評価額と時価の乖離幅に関し、その許容範囲を時価の一定割合として事業主等においてあらかじめ定めた率（以下「許容乖離率」という。）を当該事業年度末における固定資産の時価に乗じた額</p> <p>（2）数理的評価方式 中長期的な観点から安定的なものと考えられる「基準収益」を設定し、それと短期的に大きく変動する可能性の高い時価ベース収益との差額について、一定の平滑化期間（5年以内）にわたって繰り延べて計上することにより、時価の短期的な変動を緩和しつつ、評価額を時価にリンクさせる方式である。基準収益の取り方により、次の3方式があり、いずれかを事業主等が選択する。</p> <p>①時価移動平均方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準収益：インカムゲイン （簿価ベース収益からキャピタルゲインを控除したもの。） ・平滑化対象収益：キャピタルゲイン（ロス） ＋評価損益の増減分 <p>②収益差平滑化方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準収益：予定収益（過去の時価ベース利回りの単純平均を基にして算出） ・平滑化対象収益：時価ベース収益と予定収益との差額 <p>③評価損益平滑化方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準収益：簿価ベース収益 ・平滑化対象収益：評価損益の増減分 	<p>キャピタルゲインの具体的算定方法は(3)－③参照</p> <p>・平滑化期間は5年以内の期間で、整数値で事業主等が定める。</p> <p>・インカムゲイン＝0とすることも可能。</p> <p>・時価ベース利回りの単純平均とは、その単純平均値について、%表示で小数点以下第3桁目を四捨五入した数値とする。ただし、当該事業年度を基準とする平滑化期間が1の場合のように、平均をとる必要がない場合は、端数処理不要。</p>

数理関係事項	実務基準内容		備考			
	平滑化方式	基準収益	平滑化対象収益 (時価ベース収益－基準収益)			
	時価移動	(A)	(B) + (C)			
	平均方式	0	(A) + (B) + (C)			
	収益差 平滑化方式	予定収益	(A) + (B) + (C) － 予定収益			
	評価損益 平滑化方式	(A) + (B)	(C)			
	<p><時価ベース収益の内訳></p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 33%;">インカムゲイン (A)</td> <td style="width: 33%;">キャピタルゲイン (ロス) (B)</td> <td style="width: 33%;">評価損益の増減分 (C)</td> </tr> </table>			インカムゲイン (A)	キャピタルゲイン (ロス) (B)	評価損益の増減分 (C)
インカムゲイン (A)	キャピタルゲイン (ロス) (B)	評価損益の増減分 (C)				
	<p>数理的評価額は下記ア～オの合計額となる。</p> <p>ア. 前事業年度末の数理的評価額から同事業年度末における運用コストの未払分を控除した額</p> <p>イ. 当事業年度の期中収支差</p> <p>ウ. 当事業年度の基準収益</p> <p>エ. 当事業年度を基準とする平滑化期間の各事業年度における時価ベース収益から基準収益を控除した額の合計額を平滑化期間(*)で除した額</p> <p>オ. 当事業年度末における運用コストの未払分</p>					
	<p>(3) 留意事項</p> <p>①時価との乖離</p> <p>a. 固定資産の数理的評価額 > 固定資産(時価) × (1 + 許容乖離率) の場合 当該年度の固定資産の財政運営上の評価額は固定資産(時価) × (1 + 許容乖離率) とする。 ただし、財政運営上の積立金の評価方式を「数理的評価額と時価のいずれか小さい額」と定めている場合は時価とする。</p> <p>b. 固定資産の数理的評価額 < 固定資産(時価) × (1 - 許容乖離率) の場合 当該年度の固定資産の財政運営上の評価額は固定資産(時価) × (1 - 許容乖離率) とする。</p>					
	<p>(*) 使用している評価の方式を採用することとした事業年度初から当事業年度末までの期間の年数が事業主等があらかじめ定めた平滑化期間に満たない時でも、「事業主等があらかじめ定めた平滑化期間」を使用する。</p> <p>・ 給付区分特例を実施している場合においても、許容乖離幅の判定は制度全体で行うこと。</p> <p>・ 左記 a、b いずれの場合も、翌年度の数理的評価額を算出する際の「前事業年度末の数理的評価額」は、財政運営上の評価額ではなく、数理的評価額をそのまま使用する。</p> <p>・ 許容乖離率は15%を上限として、整数値で事業主等が定める。</p>					

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>②当該事業年度を基準とする平滑化期間 「当該事業年度を基準とする平滑化期間」とは、次の期間のことを意味し、収益差平滑化方式における基準収益計算時の「時価ベース利回り」の単純平均を算出する際の平均期間等に用いる。ただし、この期間は「平滑化期間」を上限とする。</p> <p>a. 他の企業年金制度等からの移行による場合 H10年4月1日以降の経過年数を上限として平滑化することができる。 なお、他の企業年金制度等の初回決算日が、H10年4月1日以降の場合は、他の企業年金制度等の初回決算の翌日以降の経過年数を上限として平滑化することができる。</p> <p>b. 他の企業年金制度等からの移行ではない場合 初回決算の翌日以降の経過年数</p> <p>c. 評価の方式を変更した場合 変更した年度末の翌日以降の経過年数 なお「時価そのもの」から「過去に遡って平滑化していたと見なした数理的評価額」への変更により評価の方式を変更した場合（*）は、評価の方式を変更した年度末の翌日以降の経過年数に、遡った期間を加えた期間とする。</p> <p>③キャピタルゲイン ・資産種類ごとの以下のa～dの合計を「運用コスト控除前のキャピタルゲイン」とし、「キャピタルゲイン」は原則次の算式にて算定する。ただし、下記算式によるとインカムゲインがマイナスになる等合理的な結果が得られない場合は、インカムゲインを0とし、簿価ベース収益をキャピタルゲインとする等適宜合理的に算定すること。</p> $\text{簿価ベース収益} \times \text{運用コスト控除前のキャピタルゲイン} \\ (\text{運用コスト} + \text{簿価ベース収益})$ <p>a. 生保一般勘定資産 運用コスト控除前のキャピタルゲイン=0とする。</p> <p>b. 年金信託（投資対象資産別合同運用口） ファンド毎に、ファンド全体の収益分配原資をインカムキャピタルに区分し、ファンド全体におけるキャピタルの割合を個々の事業主等への収益分配額に乗じたものをそのファンドから生じた「運用コスト控除前のキャピタルゲイン」とする。</p> <p>ただし、解約損益（給付支払・解約等により生じた損益）は全額「運用コスト控除前のキャピタルゲイン」とする。 具体的には、ファンド毎に以下の式で得られる額の合計とする。</p>	<p>（*）「④評価方法の変更」の備考欄参照</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>[当該ファンドからの収益受入金－解約損益] × 当該ファンド全体の {収益分配額－利息・配当等} 当該ファンド全体の 収益分配額 ＋解約損益</p> <p>c. 生保特別勘定資産（第一特約） ファンド毎に、個々の事業主等の当該ファンドからの収益受入金から、当該ファンド全体における収益分配原資のうち個々の事業主等のインカム部分を控除したものを「運用コスト控除前のキャピタルゲイン」とする。 具体的には、ファンド毎に下記の算式で得られる額の合計とする。</p> $\frac{\text{当該ファンドからの収益受入金} - \text{当該ファンド全体の利息・配当等}}{\text{個々の事業主等のユニット保有口数}} \times \text{当該ファンドのユニット総口数}$ <p>d. その他の投資資産種類（指定単・第二特約等合同運用以外の資産） 実現収益のうち、売買・償還損益分を区分してキャピタルゲインとする。区分不可能な場合は合理的な方法により按分した額をキャピタルゲインとする</p> <p>④評価方法の決定と変更 積立金の額の評価方法は事業主等においてあらかじめ定め、規則第48条第2項に該当する事由以外は継続して適用する。 評価方法の変更については、資産の構成要素（例えば安全資産のウェイト）に変動が生じることによって、それまでの評価方法による評価額との連続性が失われたり、また資産の構成要素と評価方式との整合性が保たれなくなった場合、あるいは評価方法の決定時点に想定した予測範囲を超えるような運用状況となった場合、運用環境の著しい変化があった場合等に変更を認めようとするものである。 以下規則第48条第2項各号に定めるガイドラインを示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> 規則第48条第2項第1号に定める場合で、積立金または責任準備金の額が著しく増加または減少する場合は、30%以上変動したときのことをいう。 	<ul style="list-style-type: none"> 左記算式中の「利息・配当等」は、各運用機関で定める方法による。 左記算式中の「利息・配当等」は、各運用機関で定める方法による。 区分不可能な場合の例示 利息・配当等、明確にインカムゲインと認識できる収益以外はキャピタルゲインと見なす。 <p>評価方法とは次のものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 評価の方式（時価方式、数理的評価方式） ② 平滑化期間 ③ 許容乖離率 <ul style="list-style-type: none"> 30%の判定は、当該財政再計算の基準日で行う。 積立金の場合は、時価ベースで30%以上変動したときをいう。 給付区分特例を実施している場合は、制度全体での変動ではかること。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・規則第48条第2項第2号に定める運用の基本方針を大幅に見直した場合は、次のような場合をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・シェア変更等により、ストック部分の資産構成要素、あるいは今後の資金流入分に対する運用方針に大幅な変更が及ぶ場合 ・自家運用の届出が行われた場合 ・規則第48条第2項第3号に定める評価の方法を変更する合理的な理由がある場合は、次のような場合をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・資産構成を大幅に変更する場合 ・評価方法の決定時点に想定した予測範囲を超えるような運用状況となった場合あるいは運用環境の著しい変化があった場合等 <p>(4) 給付区分特例を実施している場合</p> <p>①資産を一括運用している場合の運用収益等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産を一括運用している場合における当該事業年度の運用収益又は運用損失、運用報酬等及び業務委託費等は、規約で定める合理的な方法により給付区分ごとに配分する。 <p>(合理的な配分方法の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「前事業年度末の給付区分ごとの資産の額」の比で配分する。 ・「前事業年度末の給付区分ごとの資産の額に当該事業年度の給付区分ごとの期中収支差の額を加えた額」の比で配分する。 ・「前事業年度末の給付区分ごとの資産の額に当該事業年度の給付区分ごとの期中収支元本平残の額を加えた額」の比で配分する ・「前事業年度末の給付区分ごとの数理債務」の比で配分する。 ・「前事業年度末の給付区分ごとの数理債務から特別掛金収入現価と特例掛金収入現価の合計額を控除して得た額」の比で配分する。 ・当該科目の給付区分ごとの実績に基づいて経理する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則として、評価の方式の変更後の最初の財政検証時における数理的評価額は、時価そのものとする。 <p>ただし、年金財政の健全性の確保について将来対応できると判断した上で、「時価そのもの」から「過去に遡って平滑化していたと見なした数理的評価額」に変更する場合には、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記ただし書きの方法により評価の方式を変更する場合は、変更時点から遡る期間は、平滑化期間またはH10年4月までの期間のいずれか短い方を上限とし、変更時点における評価額は、遡った時点における「時価そのもの」から順次平滑化していったと見なした額とする。 <p>またこの場合、過去に実施済の財政検証の資産額を修正するものではなく、当該変更は評価の方式変更後の財政検証についてのみ影響が及ぶものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算時に剰余が生じた給付区分においては「給付区分別途積立金」を計上すること。 ・それぞれの勘定科目ごとに合理的な配分方法を定めることができる。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>②積立金の額の評価を数理的評価方式としている場合の留意点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付区分ごとに資産評価調整加算（控除）額を算定する場合の積立金の額の評価の方法は、制度全体で同一のものとすること。 ・資産を区分運用している場合は、各給付区分で数理的評価を行い資産評価調整加算（控除）額を算定し、制度全体の資産評価調整加算（控除）額はその合算額とすること。 ・資産を一括運用している場合は、各給付区分で数理的評価を行い資産評価調整加算（控除）額を算定し、制度全体の資産評価調整加算（控除）額はその合算額とする取扱いのほかに、制度全体で算定した資産評価調整加算（控除）額を各給付区分に配分する取扱いも可。 <p>6. 承継事業所償却積立金</p> <p>承継事業所償却積立金は、実施事業所の増加に伴い基金等が受換する資産額が、増加時における当該事業所の数理債務の額を上回る場合に、当該事業所の積立金として積み立てる勘定科目である。</p> <p>なお、当初の承継事業所償却積立金は、実施事業所の増加に伴う財政計算の基準日において算定した額とすること。</p> <p>(1) 承継事業所償却積立金の評価額</p> <p>承継事業所償却積立金の評価額は、上記基準日以降、規約に定めた方法により付利し、とりくずした額を控除した額により評価すること。</p> <p>(算式例)</p> <p>当該事業年度末の評価額</p> $= \text{前事業年度末の評価額} \times (1 + \text{規約に定めた利率}) - \text{規約に定めた付利方法 — とりくずした額}$	<ul style="list-style-type: none"> ・数理的評価の方式、平滑化期間、許容乖離率は、各給付区分とも同一のものとすること。 ・制度全体で算定した資産評価調整加算（控除）額を各給付区分に配分するときは、合理的な方法により配分すること。 ・受換する資産額がある場合に限り、承継事業所償却積立金を積み立てることができる。 ・実際に承継した日（実施事業所が増加した日）を基準として算定することは不可。 ・実施事業所の増加に伴い基金等が受換する資産額については、以下の取扱いも可。 <ul style="list-style-type: none"> ・計算基準日から承継日までの掛金収入（例：特別掛金）を考慮して見込む。 ・承継前制度における予定利率による資産額の利息収入を考慮して見込む。 ・増加時における当該事業所の数理債務の額が負となる場合には、受換する資産額を当初の承継事業所償却積立金とすること。 ・当該事業年度末において初めて承継事業所償却積立金を計上する場合には、「前事業年度末の評価額」を「実施事業所の増加に伴う財政計算の基準日における額」と読み替える。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>規約に定めた利率（付利利率）は、次のいずれかの利率とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運用利回りの実績(負の場合も可能) ・ 0以上予定利率以下で規約で定める利率 <p>(2) とりくずす方法</p> <p>財政計算の結果、承継事業所償却積立金を有する実施事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、承継事業所償却積立金又は当該実施事業所の特別掛金の額のいずれか小さい額を当該実施事業所の特別掛金額から控除することにより、当該控除した額を承継事業所償却積立金からとりくずすこと。</p> <p>(3) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 付利利率、付利の方法の設定は、事業主等が主体的に決定し、規約に定めること。 ・ 使用する付利利率、付利の方法をある時点で一斉に変更することは可（編入時期によって取扱いを変えることは不可）。 ・ 付利利率を「運用利回りの実績」とする場合、その定義は合理的な範囲で規約に定めること。 ・ 具体的な付利の方法も合理的な方法で規約に定めること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不足金に充当するためにとりくずすことは不可。あくまでも特別掛金の拠出に替えてとりくずすものであること。 ・ 給付区分特例を実施している場合は、承継事業所償却積立金を有する給付区分において特別掛金を拠出することとなるときにとりくずすこと。この場合、給付区分ごとに承継事業所償却積立金を管理するため、他の給付区分に配分できない。 ・ 給付区分特例を実施していない場合は、当該実施事業所が特別掛金を拠出することとなるときは、（給付区分に関係なく）とりくずす必要がある。

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>第5章 財政計算</p>	<p>1. 財政計算を行う場合 規則第49条、第50条、第57条に基づき財政計算を行う場合は、実施する該当事由に応じて、標準掛金、特別掛金を算定する。 〔留意事項〕</p> <p>(1)規則第50条第4号の「掛金の額に係る規約の変更を行う必要がない場合」とは以下のような場合が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・例示 ①加入者の資格又は給付設計の変更を行う場合であって、当該変更による年金財政への影響が軽微と判断できる場合。 ②権利義務の移転承継を行う場合において、年金財政への影響が軽微と判断できる場合。 <p>(2)規則第50条第4号イの加入者数の大幅変動に該当した場合の扱いは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政検証日において、直近の財政計算の計算基準日から概ね20%の乖離が生じた場合は財政再計算を実施する。 ・事業主等から20%以上の大量脱退の情報が得られた場合等、年金財政の健全性の観点からより早期に基礎率の洗い替えが必要と判断される場合等は、財政検証を待たずに財政再計算を実施する。 ・簡易な基準を使用している場合や加入者数が少ない場合は、財政への影響を考慮した上で、加入者数の大幅変動による財政再計算を実施しないことも可。 <p>(3)規則第50条第4号ハにおける令第49条第2号に基づく財政再計算は権利義務を移転承継することを規約に定めたときに行うこととされており、規約に定めた後に実際の移受換が行われる場合に財政再計算を行うものではないことに留意すること。</p> <p>(4)規則第50条第4号ホに基づく財政再計算は例えば、次のような場合に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繰越不足金の解消を目的として実施する財政再計算 ・給付支払いのための積立金が不足することにより、規則第64条の掛金を拠出した場合に実施する財政再計算 ・特別掛金の引下げもしくは廃止を目的として別途積立金を取り崩して実施する財政再計算 ・資産の評価方法の変更により実施する財政再計算 	<ul style="list-style-type: none"> ・財政検証において、データ基準日を計算基準日としていない場合は、加入者数の大幅変動の判定は、計算基準日で行う。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>3. 財政計算用の積立金の額</p> <ul style="list-style-type: none"> 掛金算定に用いる積立金の額は計算基準日における（数理上資産額－別途積立金－承継事業所償却積立金）とする。ただし、別途積立金は決算処理後の額とし、事業主等の判断でとりこずした額を控除した後の額とする。 計算基準日が事業年度末日でない場合の扱い 数理上資産額を過大評価することがないように留意し、以下の方式により推計した額を数理上資産額とすることができる。 <p>① 直前の財政検証における数理上資産額にその翌日から当該計算基準日までの間の期中収支差と運用収益を加えた額</p> <p>② 計算基準日における残高証明ベースの固定資産時価に前事業年度末の流動資産を加え、流動負債、支払備金を控除し、資産評価調整額を加減した額。</p> <p>③ 計算基準日における加入者、給与をベースに変更前制度（合併、分割を含む）により算定した（総給付現価－掛金収入現価＋別途積立金＋承継事業所償却積立金－繰越不足金）</p> <p>[留意事項] 資産評価調整加算（控除）額は、直近の財政検証において使用した額を使用する。 ただし、許容乖離率を超過する場合は、超過額を取り崩した額とする他、前年度の財政検証時と財政計算時における数理上資産額と資産評価調整加算（控除）額の比率が同一として定める等、合理的に算定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 数理上資産額は、第4章－5－(2) 数理的評価方式参照。 <p>①の運用収益として （前事業年度末数理上資産額＋0.5×期中収支差）×期中利回り×（前事業年度末からの日数／365） を用いることができる。</p> <p>[例示] 期中利回りとして、以下の利回り等を使用することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 前事業年度時価ベース利回り 予算で使用した時価ベース利回り（基金型の場合） 予定利率 0% <p>ただし、使用する利回りが予定利率を超える場合には、直近の四半期の利回り等を参考に年金財政の健全性に十分留意すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 承継事業所償却積立金を有する基金は、承継事業所償却積立金の評価に用いる期中の付利利率・付利方法について、規約に定めた評価方法を使用する方法のほか、上記（例示）の運用収益にかかる期中利回りとの関係や年金財政に与える影響に留意したうえで、合理的に見込む方法とすることができる。

数理関係事項	実務基準内容	備考						
<p>第6章 その他の事項</p>	<p>1. 加入者の存在しない確定給付企業年金の取扱い</p> <p>加入者の存在しない確定給付企業年金においても、積立金が数理債務（＝給付現価）を下回った額を過去勤務債務として通常どおり特別掛金として償却する。（標準掛金は存在しない） 継続基準、非継続基準の財政検証も通常どおり行う。</p> <p>2. 規則第64条に基づき追加拠出する掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約に定めるところにより、給付支払のための積立金が不足することが判明の都度、給付金額に不足する金額を拠出する。 <p>3. 給付区分特例を実施する場合の取扱い</p> <p>実施事業所共通の給付区分に加えて一部の実施事業所による上乘せの給付区分を設ける場合にあっては、当該給付区分ごとに経理することにより、資産を給付区分ごとに区分管理すること（給付区分特例を実施すること）ができる。</p> <p>(1) 新たに給付区分特例を実施する場合</p> <p>以下の場合に、新たに給付区分特例を実施することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約型企業年金を統合する場合又は基金を合併する場合 ・共通の給付区分のみの制度において、一部の実施事業所を対象として新しい給付区分を設けたとき、その他資産を給付区分ごとに区分して管理することが必要と事業主等が判断した場合 <p>(2) 新たに給付区分特例を実施する場合の給付区分ごとの資産</p> <p>新たに給付区分ごとに資産を区分する日における資産を、以下のいずれかの比率で按分する方法により算定した額とする。</p> <table border="1" data-bbox="403 1317 1010 1547"> <thead> <tr> <th>資産の配分方法</th> <th>按分比の基準日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>「数理債務－特別掛金 収入現価－特例掛金収入現価」の比により按分</td> <td>・直前の財政検証の基準日 ・当該財政計算の基準日</td> </tr> <tr> <td>最低積立基準額の比により按分</td> <td>同上</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通の給付区分以外の上乗せの給付区分は、一部の実施事業所のみが対象であること。 ・決算時に剰余が生じた給付区分においては「給付区分別途積立金」を計上する必要があるが、給付区分別途積立金は、当該給付区分に不足が生じたために当該不足金に充当する場合のほか、財政計算を行うときに当該給付区分の資産額に繰り入れる場合にとりくずすこと。 ・給付区分ごとに不足、剰余がある場合の財政計算においては、不足は解消する必要がある。（剰余については、給付区分別途積立金として留保すること、もしくは当該給付区分の掛金引下げに充てることのいずれも可能。） 	資産の配分方法	按分比の基準日	「数理債務－特別掛金 収入現価－特例掛金収入現価」の比により按分	・直前の財政検証の基準日 ・当該財政計算の基準日	最低積立基準額の比により按分	同上	<ul style="list-style-type: none"> ・給付区分特例は、原則廃止できない。 (廃止となる場合) 全部の実施事業所に共通の給付区分のみとなった場合 (廃止できる場合) 共通の給付区分以外の給付区分について受給権者のみとなる場合 ・新たに給付区分を設け、当該給付区分に係る数理債務に充てるものとして基金等が資産を受換する場合は、当該受換資産を当該給付区分の資産として区分することができる。 ・他の給付区分の資産額に繰り入れることはできない。
資産の配分方法	按分比の基準日							
「数理債務－特別掛金 収入現価－特例掛金収入現価」の比により按分	・直前の財政検証の基準日 ・当該財政計算の基準日							
最低積立基準額の比により按分	同上							

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>4. 承継事業所償却積立金を設ける場合の取扱い</p> <p>事業主等の判断により、承継事業所償却積立金を新たに設けることができる。なお、承継事業所償却積立金を設けた制度は、該当する実施事業所が増加した場合には、当該実施事業所について承継事業所償却積立金を積み立てる必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 実施事業所が増加する場合のほか、確定給付企業年金の実施、規約型企業年金の統合、基金合併、権利義務の承継（移転を行う事業主の全部が、承継を行う事業主の全部となる場合を除く。）又は給付区分を新たに設ける場合も同様の取扱いができる。 給付区分特例を実施している場合は、受換した資産額を前記3(2)の方法に準じて各給付区分に配分した上で、給付区分ごとに承継事業所償却積立金を評価すること。 承継事業所償却積立金を設けた場合は、廃止することは不可。 <p>5. 分割時に移換する積立金の額（法第75条、法第77条、規則第87条の2）</p> <p>以下のいずれかの方法により算定する。</p> <p>(1) 継続基準による方法 分割時積立金の額を、責任準備金、数理債務、給付現価のいずれかの債務（以下、本項において「責任準備金等」という）の比率で按分する方法</p> <p>(2) 非継続基準による方法 分割時積立金の額を、最低積立基準額の比率で按分する方法</p> <p>(3) 受給者及び受給待期者（以下、本項において「受給権者」という）に係る資産を先取りする方法 次の①又は②のいずれかによるものとする。</p> <p>①ーア 分割時積立金の額>受給権者の責任準備金等の場合 分割時積立金の額から受給権者の責任準備金等に相当する額を先取りした後、残余を加入者の責任準備金等の比率で按分する方法</p> <p>①ーイ 分割時積立金の額≤受給権者の責任準備金等の場合 分割時積立金の額を受給権者の責任準備金等の比率で按分する方法</p> <p>②ーア 分割時積立金の額>受給権者の最低積立基準額の場合 分割時積立金の額から受給権者の最低積立基準額に相当する額を先取りした後、残余を加入者の最低積立基準額の比率で按分する方法</p> <p>②ーイ 分割時積立金の額≤受給権者の最低積立基準額の場合 分割時積立金の額を受給権者の最低積立基準額の比率で按分する方法</p> <p>分割時積立金の額の評価基準日は、分割日の前日とする。</p>	<p>第4章 財政検証 「6. 承継事業所償却積立金」を参照のこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> 承継事業所償却積立金を設けるか否かは制度全体として判断するものであり、設定の有無を実施事業所ごとに選択することは不可。 吸収合併の場合は、吸収される側のみ承継事業所償却積立金を設けることができる。 新設合併、規約型企業年金の統合の場合は、両者に設けることができる。 既存実施事業所が新たに給付区分を設ける場合も承継事業所償却積立金を設定可。 給付区分特例を実施している場合、上乗せ給付区分のみで承継事業所償却積立金を設けることは可。 受給権者と加入者は同じ按分方法を用いる。 ①は、分割時積立金の額が責任準備金等の額を下回る場合に限る。 ②は、分割時積立金の額が最低積立基準額を下回る場合に限る。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>責任準備金等の額及び最低積立基準額の評価基準日は、次に定めるいずれかの日とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分割日の前日 ・分割後の掛金を算定するための財政計算の計算基準日 ・上記財政計算の前の財政計算の計算基準日 ・分割日が属する事業年度の前事業年度の末日 <p>《承継事業所償却積立金を設けている場合又は給付区分特例を実施している場合の取扱い》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承継事業所償却積立金を設けている場合は、分割時積立金の額から承継事業所償却積立金の額を控除した額を分割時積立金の額として、移換する積立金の額を算定する。この場合において、移転実施事業所に係る承継事業所償却積立金の額を移換する積立金の額に加算すること。 ・給付区分特例を実施している場合は、それぞれの額を給付区分ごとに算定し、移換する積立金の額は給付区分ごとの合計額とする。 <p>移換する額の算出方法の定めにあたっては、それぞれの確定給付企業年金の財政運営に与える影響に十分配慮すること。</p> <p>6. 規則第88条及び第88条の2に基づき拠出する掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金額は、次のいずれかとする。 <ul style="list-style-type: none"> ①財政計算で使用する予定利率に基づく特別掛金収入現価のうちの減少事業所にかかわる額 ②減少日の $\text{Max}(0, \text{最低積立基準額} - \text{積立金の額})$ のうちの減少事業所にかかわる額 ③①と②のいずれか大きい方の額 ・上記に加え、減少日における以下の掛金の拠出も可 <ul style="list-style-type: none"> 規則第88条の2第3項の掛金 <ul style="list-style-type: none"> ①の方法を選択した場合は、以下の掛金 <ul style="list-style-type: none"> ・ $\text{Max}(0, \text{責任準備金の額} - \text{積立金の額})$ のうちの減少事業所にかかわる額 ・ $\text{Max}(0, \text{数理上資産額} - \text{純資産額})$ のうち減少事業所にかかわる額 規則第88条の2第4項の掛金 <ul style="list-style-type: none"> 事務費掛金のうち減少事業所が負担すべき掛金 ・ただし、最低積立基準額、責任準備金の額、積立金の額（数理上資産額、純資産額）については、前事業年度末の財政決算数値に基づき、合理的な補整を行って算出することも可。 <p>《承継事業所償却積立金を設けている場合又は給付区分特例を実施している場合の取扱い》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・減少実施事業所が承継事業所償却積立金を有している場合は、減少日における積立金の額から当該承継事業所償却積立金の額を控除した額を減少日における積立金の額として算定し、減少実施事業所に係る承継事業所償却積立金の額を控除した額（当該額が零を下回る場合は零とする。）を掛金の額とする。 ・給付区分特例を実施している場合は、それぞれの額を給付区分ごとに算定し、掛金の額は給付区分ごとの合計額とする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・承継事業所償却積立金を設けており、かつ給付区分特例を実施している場合は、左記取扱いの両方を併せて行う。 ・減少事業所にかかわる額は、減少事業所の給与総額の全体の事業所に給与総額に占める割合に基づく等、合理的に設定する。 ・承継事業所償却積立金を設けており、かつ給付区分特例を実施している場合は、左記取扱いの両方を併せて行う。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>7. 権利義務の移転承継（法第79条、令第49条、規則第50条、規則第94条）</p> <p>(1)財政再計算の基準 第5章 財政計算参照。</p> <p>(2)移受換額の算出方法</p> <p>① 実施事業所単位で権利義務を移転承継する場合 「5. 分割時に移換する積立金の額」に準じる。</p> <p>② 実施事業所の一部（令第49条に定める場合）について権利義務を移転承継する場合 ①の方法に加え、積立金を要支給額（※）の比率で按分する等 その他合理的な方法 [合理的な方法の例]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 移受換額を数理債務そのものとする方法 ・ 移受換額を最低積立基準額そのものとする方法 ・ 移受換額を要支給額（※）そのものとする等その他合理的な方法 ・ 上記の組み合わせとする方法 <p>(3)移受換の時期 権利義務の移転承継の移受換は発生の都度行うことになるが、令第49条第2号の場合で規約に権利義務の移転承継を定めた後に実際に一部加入者の移転承継が行われた場合の移受換の時期は年1回決まった時期に実施する方法、または移転承継の発生の都度速やかに実施する方法によるものとする。</p> <p>移受換額の算出方法及び時期の定めにあたっては、移転（承継）確定給付企業年金の財政運営に与える影響に十分配慮すること。</p> <p>8. 終了時の掛金の一括抛出（法第87条、規則第98条の2）</p> <p>掛金の一括抛出額は、終了日のMax（0，最低積立基準額－積立金の額）とする。</p> <p>◀承継事業所償却積立金を設けている場合又は給付区分特例を実施している場合の取扱い▶</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 承継事業所償却積立金を設けている場合は、終了日における積立金の額から承継事業所積立金の額を控除して算定し、算定された掛金の額から各実施事業所に係る承継事業所償却積立金の額を控除した額を、各実施事業所が抛出する掛金の額とする。ただし、算定された額が零を下回る実施事業所がある場合には、当該下回る額を他の実施事業所の掛金の額に基づき配分することにより、他の実施事業所に係る掛金の額から当該額を控除すること。 ・ 給付区分特例を実施している場合は、それぞれの額を給付区分ごとに算定し、各実施事業所が抛出する掛金の額は給付区分ごとの合計額とする。ただし、算定された額が零を下回る実施事業所がある場合には、当該下回る額を他の実施事業所の掛金の額に基づき配分することにより、他の実施事業所に係る掛金の額から当該額を控除すること。 	<p>・「分割」を「権利義務移転」と読み替える。</p> <p>※年金の受給資格を有する場合は、年金現価あるいは選択一時金額いずれも可。</p> <p>大規模な権利義務の移転承継の場合における移受換は、発生の都度速やかに実施することが望ましい。</p> <p>・承継事業所償却積立金を設けており、かつ給付区分特例を実施している場合は、左記取扱いの両方を併せて行う。</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>9. 法第81条に定める基金から規約型企業年金への移行に係る留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 基金から規約型企業年金に移行した場合、移行時の財政計算及び移行後初回の財政決算では以下の取扱いに留意すること。 <p>[財政計算]</p> <ul style="list-style-type: none"> 法第81条に基づき基金から規約型企業年金に移行する場合は、原則として財政計算を行う。ただし、次の例のように当該移行による財政運営への影響が無いと判断できる場合は、安定的な財政運営の観点から、財政計算を行わず、移行直前に使用している掛金を移行後も引き続き使用する取扱いを可とする。 (例) 加入者の資格および給付の設計を一切変更しない場合 <p>なお、移行時の財政計算の有無に係わらず、移行前の基金が次に掲げる財政再計算等に該当しており、かつ移行時の掛金に当該財政再計算等が反映されていない場合は、移行後に当該財政再計算等を行い掛金に反映すること。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①法第58条又は法第62条に基づく財政再計算 ②法第63条に基づく掛金の追加拠出 <p>[財政決算]</p> <ul style="list-style-type: none"> 規約型企業年金へ移行する場合の事業年度は、原則として移行時から1年であるが、事業年度を移行前と同じにして、移行後初回の財政決算までの決算期間を、移行後の期間（規約型企業年金での期間）である6月以上1年6月以内とすることができることに留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> 移行前に確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条に定める積立比率回復計画を実施していた場合（実施することとなっていた場合を含む）は、移行後の財政決算においても、計画変更の必要性がある場合を除き、移行前の積立比率回復計画を継続実施すること。 <p>10. 年金経理から業務経理への繰入れ（規則第111条）</p> <p>年金経理から業務経理への繰入れにおける積立金の額は、責任準備金の額との比較においては数理上資産額、最低積立基準額との比較においては純資産額で行うものとする</p>	<ul style="list-style-type: none"> 法第80条に定める規約型企業年金から基金への移行の場合も同様な取扱いとする。 移行直前に使用している掛金を移行後も引き続き使用する場合は、当該掛金の適用期間が移行前の期間も含めて5年以内となるように法第58条第1項に定める「少なくとも5年ごとに行う掛金の再計算」を行うこと。 移行後に当該財政再計算等の結果に基づく掛金の額の算定を行う場合は、仮に移行をしなかったとした場合の所定の期日までに行うこと。 事業年度を移行前と同じにする場合の例示 (例示1) H19.3.31：基金の財政決算日 H19.7.1：基金から規約型へ移行初回の事業年度はH19.7.1～ H20.3.31の9月となる (例示2) H19.3.31：基金の財政決算日 H19.11.1：基金から規約型へ移行初回の事業年度はH19.11.1～ H21.3.31の1年5月となる 事業年度を変更する場合は、移行前の積立比率回復計画の前提条件である「事業年度の末日」が変更となるので、計画変更の必要性があることに留意すること。 <p>基金型のみ適用。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付区分特例を実施している場合においても制度全体で判定する。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>11. 法第82条の2第1項に定める企業型年金（確定拠出年金法第2条第2項に規定する企業型年金（以下、「企業型年金」という）への移行</p> <p>本項で使用する「基準日」は、認可申請時の計算基準日または確定拠出年金法施行令第22条第2項第1号に定める規約が変更される日（規約変更日）とする。</p> <p>〔留意事項〕</p> <p>①令第54条の2第4号に定める移換相当額 加入者のうち移換加入者となるべき者全員について、基準日において以下の要件を満たすこと。</p> <p>・移換相当額 = 変更前の最低積立基準額 －変更後の最低積立基準額</p> <p>②積立金のうち当該移換に係る額 積立金のうち当該移換に係る額の算定方法は、「5. 分割時に移換する積立金の額」に準じる。 なお、移換加入者が実施事業所の一部（令第49条に定める場合）の場合は、「7. 権利義務の移転承継（2）②」に準じる。</p> <p>③規則第5条第4号における「給付の額の減少に伴い減少する掛金に相当する額」</p> <p>標準的な計算方法の一例は次のとおりである。</p> <p>給付減額の対象となる者の給付水準変更前後の標準掛金総額の差を計算する。 ただし、標準掛金総額の基礎となる標準掛金率の算出にあたっては、財政方式、計算基礎率は以下とする。</p> <p>・財政方式 原則、企業型年金への移行に伴う変更計算で使用するものを用いる。なお、変更前の標準掛金率は認可申請時の計算の基準日で算定し直す。</p> <p>・計算基礎率 企業型年金への移行に伴う変更計算で使用するものを用いる。</p> <p>④加入者および加入者であった者が負担した掛金を原資とする部分（確定拠出年金法施行令第22条第1項第1号に定める額）</p> <p>・企業型年金規約の承認基準(*)③承認要件等12. オ. 審査要領中「厚生年金基金の加入員等が負担した掛金等を原資とする部分」のうち、確定給付企業年金の加入者等の加入者負担を原資とする部分の例示①は以下のように取り扱うこととする。</p> <p>(*)確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について（平成13年9月27日 企国発第18号 平成14年3月29日改正）</p>	<p>・本項は規則第5条第4号による給付水準の引下げを行う場合の実務基準であって、確定給付企業年金が終了した場合はこの限りでないことに留意すること。</p> <p>・「分割」を「移換」と読み替える。</p> <p>・「権利義務の移転承継」を「移換」と読み替える。</p> <p>・企業型年金への移行に伴う変更計算で使用する財政方式以外を使用することが明らかに合理性がある場合は原則以外の処理も考えられる。</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考						
	<p>(a)「加入者等が負担した掛金に基づく給付が明確となっている場合」とは、例えば以下の場合をいう。</p> <p>脱退一時金部分が元利合計もしくは元利合計に相当する額になっている等、給付設計において加入者負担掛金の終価に相当する額が合理的に区分できる場合</p> <p>(b)「当該部分に相当する額から当該部分の過去勤務債務の償却のために事業主が負担した額を控除した額」とは、例えば以下の額をいう。</p> <p>実加入者期間により算定した、加入者負担掛金の元利合計に相当する額</p> <ul style="list-style-type: none"> 企業型年金規約の承認基準(3)承認要件等12.オ.審査要領に記載の例示①、②以外の方法についても「加入者が負担した掛金を原資とする部分」の計算方法は定めることは可能であるが、波線部分の法令の規定から考えて、加入者負担元本累計にすることは適当ではない。 <p>12. 令第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給を行っている確定給付企業年金制度に係る留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 令第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給を行っている場合は、以下に定める日において令第23条第2項の基準(以下「新基準(障害)」という。)を満たしているかを検証すること。 <ul style="list-style-type: none"> 財政再計算の計算基準日 事業年度末日 検証を行った結果、新基準(障害)を満たしていない場合には、下表に定める所定の期日までに新基準(障害)を満たすように給付設計の変更に係る規約変更等を行うこと。 <table border="1" data-bbox="389 1653 1050 1883"> <thead> <tr> <th>検証日</th> <th>所定の期日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>財政再計算の計算基準日(事業年度末日の場合を除く)</td> <td>当該財政再計算の計算基準日の後1年以内の日</td> </tr> <tr> <td>事業年度末日(財政再計算の計算基準日が同日の場合も含む)</td> <td>当該事業年度末日の後1年6ヵ月以内の日</td> </tr> </tbody> </table>	検証日	所定の期日	財政再計算の計算基準日(事業年度末日の場合を除く)	当該財政再計算の計算基準日の後1年以内の日	事業年度末日(財政再計算の計算基準日が同日の場合も含む)	当該事業年度末日の後1年6ヵ月以内の日	<ul style="list-style-type: none"> ・設立時に期間通算して過去勤務債務を事業主が負担した場合は、実加入者期間で元利合計を算定することにより、事業主負担控除後となる。 <p>(簡便計算の例示)</p> <p>ア. 標準モデルで加入者期間別テーブルを作成し、各人に適用する。</p> <p>イ. 元本累計に、加入者期間対応の年金終価率を加入者期間で除した率を乗ずる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令第23条第3項の規定に基づく額の遺族給付金の支給を行っている確定給付企業年金制度の場合も同様な取扱いとする。 ・新基準(障害)の判定に用いる給付現価の算定にあたっては、以下の点に留意すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・令第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給を行っている給付区分について、加入者、待期者及び受給者を含めた全体(将来加入員分を除く)で算定すること ・老齢給付金の受給中又は受給待期中の障害、脱退一時金の繰下げ期間中の障害により障害給付金が支給される場合には、当該障害給付金の給付現価は、老齢給付金の給付現価とは区分して算定し、障害給付金の給付現価に含めること
検証日	所定の期日							
財政再計算の計算基準日(事業年度末日の場合を除く)	当該財政再計算の計算基準日の後1年以内の日							
事業年度末日(財政再計算の計算基準日が同日の場合も含む)	当該事業年度末日の後1年6ヵ月以内の日							

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>1 3. 適年移行した確定給付企業年金制度に係る留意事項</p> <p>①移行の財政計算時の数理上資産額 計算基準日の残高証明ベースの資産(時価)に未収掛金、支払 備金等を加味して合理的に算定した額とすることができる。</p> <p>②令附則第4条第2号及び令附則第5条第2号により移行前の 適年の支給要件を引き継ぐ場合の掛金設定上の留意事項</p> <p>財政方式が加入年齢方式の場合、(移行する適年の中脱給付 が無い又は少額のため、)標準掛金を1本で設定すると移行時 の加入者の責任準備金がマイナスになる可能性もあり、当該制 度においては例えば下記の方法にて設定することができる。</p> <p>①給付を引き継いだ者に対しても、新制度の標準掛金を適用し 過不足は特別掛金で償却する。</p> <p>②給付を引き継ぐ者と新制度の加入者を区分して標準掛金を 設定する。</p> <p>③標準掛金を別々に算定した場合の掛金収入現価の合計と等 価になるように給与現価でプール計算して一本の標準掛金 を設定する。</p> <p>1 4. 解散した厚生年金基金の残余財産を確定給付企業年金に交付す る場合の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解散した厚生年金基金の残余財産を確定給付企業年金に交付する 場合、規約で定めるところにより、残余財産を交付する者を定め ることができる。 ・個人ごとに残余財産の一部を持ち込み、残りを一時金として受け 取ることも可能。 	<p>平成25年法律第63号附則第3 5条、平成26年政令第74号第4 0条参照</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>第7章 年金数理人の確認</p>	<p>1. 確認すべき書類</p> <p>①給付の設計の基礎を示した書類 ②掛金の計算の基礎を示した書類 ③財政再計算報告書 ④決算に関する報告書のうち、年金数理に関する確認が必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表（年金経理の負債に関する事項に限る） ・損益計算書（年金経理の負債の変動に関する事項に限る） ・「積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類」及び「積立金の積立てに必要なとなる掛金の額を示した書類」 <p>⑤終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその明細書 ⑥令第二十三条第二項の基準に基づく給付現価・令第二十三条第三項の基準に基づく給付現価を示した書類</p> <p>2. 所見について</p> <p>前記書類について確認を行った場合には、必要に応じて所見を付すことができる。ただし、その様式は問わない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業主等から入手したデータ（積立金の時価額、加入者データ等）については、年金数理人の確認対象ではない。 ・「承認・認可基準 様式 C1 年金数理に関する確認」の記載例：左記書類のうち「数理関係項目」について適切である旨を確認。 ・簡易な基準の場合、当分の間、年金数理人の確認は不要。（所属法人名に年金数理業務の業務委託先の名称を記載する。）

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>第8章 様式(「簡易な基準」を除く)</p> <p>C1 年金数理に関する確認</p> <p>C2-ア 給付の設計の基礎を示した書類(表紙)</p> <p>C2-イ 給付の設計の基礎を示した書類</p>	<p>規約型企業年金の規約の承認、基金型企業年金の設立認可の場合は、それぞれ「規約番号」、「基金番号」は記入不要。</p> <p>1.書類の作成 承認・認可基準別紙3申請書類一覧に定める場合に作成する。 脚注の「○は申請の内容が当該書類に関係する場合は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約変更の承認、規約変更の認可 給付設計内容を変更する場合 ・他の確定給付企業年金の権利義務の移転 移転に伴って給付設計内容を変更する場合 ・厚生年金基金への権利義務の移転 移転に伴って給付設計内容を変更する場合 <p>1.減額の場合は7の備考欄に、変更前後の給付現価を記入する。なお、給付設計内容の変更と同時に予定利率、予定死亡率等の基礎率や財政方式を変更する場合は、統一した基準で比較することに留意すること。 再評価に用いる指標の見込みとして直近5年間の実績値の平均値を用いる必要があるが、直近5年間の実績値の平均値が零を下回る場合には零とすること。</p> <p>2.各項目の記入例</p> <p>4-再評価の方法 期間:毎年、○年毎 指標:定率○%、直近△年間の□年国債の応募者利回りの平均値、直近△年間の積立金の運用利回りの実績の平均値</p> <p>5-額の改定の方法 改定期間:毎年、○年経過毎 改定方法:定率△%、加算を行う方法 加算方法:前の期間の給付の額に指標を乗じて得た額を加算、あらかじめ定めた給付の額を上回る額を加算 指標:定率○%、直近△年間の□年国債の応募者利回りの平均値、直近△年間の積立金の運用利回りの実績の平均値</p> <p>6-給付の支給要件 受給資格:加入者期間○年以上、加入者期間△年以上(但し□歳以上の場合は◇年以上) 年金の支給内容:開始年齢○歳、保証期間△年、支給期間□年</p> <p>一時金選択の可否:有り、無し 一時金選択時期:支給開始時、開始から5年を経過した日 一時金選択割合:全部、一部(○%、△%、…)</p>	<p>「簡易な基準」の様式は第10章参照</p> <p>後出の「別添資料」参照</p> <p>(有価証券指標の例示) ・東証株価指数 ・Russell/Nomura Prime インデックス</p> <p>(積立金の運用利回りの実績の例示) ・時価ベース利回り ・時価ベース利回りについて運用報酬等を控除しないで算定した利回り</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>C2-エ</p> <p>給付の設計の基礎を示した書類(企業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項)</p>	<p>1. 書類の作成 法第82条の2第1項の規定に基づき、給付の額の減額を行って、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関に移換しようとする場合に作成・提出する。</p> <p>2. 資産の移換に係る積立状況 (1)純資産額のうち移換に係る額 規則第87条の2第1項に基づき算定し、記入する。</p> <p>3. 純資産額のうち移換に係る額の計算方法 規則第87条の2第1項に基づいて算定した方法を具体的に示す。</p> <p>4. 金額の表示 円単位で記入する。</p> <p>5. 特記事項 ある場合は各様式の下方に欄を設けて記入する。</p>	
<p>様式C3-ア</p> <p>掛金の計算の基礎を示した書類(表紙)</p>	<p>1. 書類の作成 承認・認可基準別紙3申請書類一覧に定める場合に作成する。</p>	<p>後出の「別添資料」参照</p>
<p>様式C3-イ</p> <p>総括表(掛金の計算の基礎を示した書類)</p>	<p>1. 区分 複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記入すること。</p> <p>2. 数理上掛金</p> <p>a. 特別掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・弾力償却を実施する場合、下限掛金率(額)を記入する。 ・事業所により特別掛金異なる場合、固定額で償却する方式、定率償却または段階引上げ償却を実施する等で本欄に記入することが困難な場合は、本欄は※等を記入して、その内容を備考欄や別表等に記入する。 ・予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合、原則として予定利率引下げによる過去勤務債務の額以外の過去勤務債務の額に係る特別掛金の額との合算値を記載(困難な場合は、本欄は※等を記載)して、その内容を備考欄や別表等に記載する。 <p>b. 予定償却完了日(特別掛金、特例掛金)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定償却完了日は、予定償却開始日に予定償却期間を加えた日を記入する。 ・弾力償却を実施する場合、下限掛金率(額)に対応する償却年数による予定償却完了日を記入する。 ・定率償却を実施する場合、本欄は空白とする。 ・予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合、その予定償却期間と予定利率引下げによる過去勤務債務の額以外の過去勤務債務の額に係る予定償却期間とを比べ長い方を記載することを原則とするが、困難な場合は、本欄は※等を記載して、その内容を備考欄や別表等に記載する。 	<p>様式の脚注1の再掲</p> <p>抛出方法が月払以外の場合は、備考欄に抛出方法を記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特例掛金についても、本欄に記入することが困難な場合は同様とする。 <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予定償却開始日が平成15年4月1日、予定償却期間が15年の場合の予定償却完了日 → 平成30年4月1日 ・特例掛金の予定償却完了日は、次回財政再計算による新掛金適用予定日であることに留意する。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>c. 特例掛金</p> <ul style="list-style-type: none"> 特例掛金は、規則第47条の規定に基づく次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却のための掛金である。 <p>d. 数理上掛金率の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> 定率法の場合 実数で、小数点以下4桁以上かつ規約上掛金率の小数点以下桁数以上を満たす小数点以下桁数の値とする。表示数値は表示桁数のさらに下1桁目を四捨五入して算出し、表示単位は実数、百分率、千分率のいずれも可とする。 定額法、固定額で償却する方式の場合 円未満を四捨五入した値 定率償却の場合 百分率で小数点以下第2位を四捨五入した償却割合 <p>e. 様式の「区分」欄への追加表示</p> <p>掛金率を明確にするため「区分」欄に以下の単位表示を追加して記入する。また、本欄に単位表示を追加記入することが困難な場合は、「掛金率」欄若しくは備考欄に記入することも可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 定率法の場合 百分率、千分率表示の場合のみ、それぞれ「(%)」、「(‰)」 定額法、固定額で償却する方式の場合 「(円)」 <p>3. 規約上掛金</p> <p>規約に定める掛金率(額)を記入する。本欄に記入することが困難な場合の記入方法は、数理上掛金に準ずる。 掛金率を明確にするため数理上掛金に準じて単位表示を追加記入する。</p> <p>4. 数理債務</p> <p>様式C3-ウの2の数理債務(⑮)を記入する。</p> <p>5. 数理債務、特別掛金収入現価、特例掛金収入現価、数理上資産額の表示</p> <p>掛金率(額)の計算に使用した額について、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入する。</p> <p>6. 備考</p> <p>備考欄には、次のような事項を記入する。</p> <p>財政再計算該当事由 給付設計等の変更内容 数理上の特記事項 財政運営に関し予め定めた事項</p> <p>(備考欄の記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> 少数集団の取扱い 〇〇を××に含めて基礎率を作成した。 〇〇の人数 〇〇人 (全体の〇〇. 〇%) 	<p>様式の脚注2の再掲</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 算出掛金が0.03127648…で、規約上掛金率を0.031や0.0313とする場合の数理上掛金率の表示は、表示単位に百分率を採用すると3.13%、3.128%、3.1276%等が可能である。 <p>(追加表示の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> 百分率：標準掛金(%) 千分率：標準掛金(‰) 実数：標準掛金 定額法：特別掛金(円) <p>左記の数理債務には規則第44条(次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額)分が含まれることに留意する。</p> <p>備考欄に書ききれない場合は、別紙に記入する。</p> <p>他の様式に記入されている場合でも、留意すべき事項は重複して記入できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 給付区分特例を実施する場合、承継事業所償却積立金を設ける場合は、その旨を記入する。

数理関係事項	実務基準内容	備考																								
	<p>全体の人数 ○○人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段階引上げ償却 「規約上の掛金 ○年○月から ○○% ○年○月から ○○% ○年○月から ○○% 段階引上げの最大の引上げ幅 ○○% 一括引上げの場合の数理上掛金による特別掛金収入現価 ○○千円 段階引上げ掛金による特別掛金収入現価 ○○千円」 ・加入者数又は給与の変動を見込んで算定した場合 「○年度から○年間に渡り、総給与が1年あたり○%ずつ減少し、 その後は一定となるものとして特別掛金率（額）を算定している。」 ・予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合 <table border="1" data-bbox="375 698 1062 1055"> <thead> <tr> <th></th> <th>数理上 特別掛金</th> <th>規約上 特別掛金</th> <th>予定償却 完了日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金</td> <td>○○.○○%</td> <td>○○%</td> <td>○○年 ○○月○○日</td> </tr> <tr> <td>上記以外の特別掛金</td> <td>□□.□□%</td> <td>□□%</td> <td>□□年 □□月□□日</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所別特別掛金 <table border="1" data-bbox="367 1171 952 1361"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th>未償却過去 勤務債務</th> <th>数理上 特別掛金</th> <th>規約上 特別掛金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○</td> <td>○○○千円</td> <td>○○.○○‰</td> <td>○○‰</td> </tr> <tr> <td>□□</td> <td>□□□千円</td> <td>xx.xx‰</td> <td>□□‰</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・固定額で償却する方式 「年間予定償却額 定額 ○○○円」 ・弾力償却 「規約上掛金○○～××‰（○○～××年）」 ・定率償却 「償却割合 定率 ○○%」 ・中小企業退職金共済法第17条第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡しを受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロの要件を満たすことが確認できるよう、引渡しを受ける解約手当金相当額及び引渡しに伴い増加する給付現価を記載する。 		数理上 特別掛金	規約上 特別掛金	予定償却 完了日	予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金	○○.○○%	○○%	○○年 ○○月○○日	上記以外の特別掛金	□□.□□%	□□%	□□年 □□月□□日	事業所名	未償却過去 勤務債務	数理上 特別掛金	規約上 特別掛金	○○	○○○千円	○○.○○‰	○○‰	□□	□□□千円	xx.xx‰	□□‰	<p>必要に応じて別紙とする。</p> <p>「(最短期)～(最長期)」の様式で記入する。</p> <p>様式の脚注3の再掲</p>
	数理上 特別掛金	規約上 特別掛金	予定償却 完了日																							
予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金	○○.○○%	○○%	○○年 ○○月○○日																							
上記以外の特別掛金	□□.□□%	□□%	□□年 □□月□□日																							
事業所名	未償却過去 勤務債務	数理上 特別掛金	規約上 特別掛金																							
○○	○○○千円	○○.○○‰	○○‰																							
□□	□□□千円	xx.xx‰	□□‰																							

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>様式C3-ウ</p> <p>掛金計算基礎 (掛金の計算の基礎を示した書類)</p> <p>様式C3-ウの1 基礎率等</p>	<p>1. 記入箇所 財政計算に用いた計算基礎以外は記入する必要はないものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。</p> <p>2. 区分 様式C3-イに準じて記入する。</p> <p>3. 基準死亡率に乗じた率 実数で小数点以下第4位を四捨五入した値を記入する。</p> <p>4. 計算上の平均脱退率 基数表から $1 / e_x$ (予定脱退率をもとに算定した予定新規加入者の平均加入期間の逆数) を求め、百分率で小数点以下第2位を四捨五入した値を記入する。</p> <p>5. 昇給指数 <p>a. 平均上昇率 最大の昇給指数を最小の昇給指数で除した値について、最小の昇給指数の年齢(複数ある場合は最大年齢)から最大の昇給指数の年齢(複数ある場合は最小年齢)に至るまでの年数のべき乗根を取り、当該数値から1を減じて、百分率で小数点以下第2位を四捨五入した値を記入する。</p> <p>b. ペア率 平均上昇率以上のベースアップ部分を記入する。</p> </p> <p>6. 計算上の新規加入者 <p>a. 加入者数、加入年齢、給与額 新規加入者数、予定加入年齢、予定加入時給与をそれぞれ記入する。</p> <p>b. 平均加入期間 基数表から e_x (予定脱退率をもとに算定した予定新規加入者の平均加入期間) を求め、小数点以下第3位を四捨五入した値を記入する。</p> </p> <p>7. 計算基準日における加入者 平均年齢については小数点以下第2位を四捨五入した値を、平均給与額については円未満を四捨五入した値を記入する。</p> <p>8. 積立金の額の評価方法 採用した積立金の額の評価方法を記入する。数理的評価方式を採用した場合には、平滑化期間も記入する。</p> <p>9. その他の基礎率 掛金計算に使用した基礎率が様式に記入されていないものがある場合は、適宜追加して記入する。</p>	<p>様式の脚注の再掲 ※印のある項目は必ず記入することに留意する。</p> <p>e_x は新規加入者の予定加入年齢 x 歳における平均加入期間とし、用いる基数表は掛金率算定に使用したのものとする。(以下同じ)</p> <p>ベースアップを含めない</p> <p>左記以外の表示を行った場合は、備考欄に注記する。</p> <p>昇給指数にベースアップを見込む場合の予定加入時給与は、ベースアップがないものとして計算した給与を記入する。</p> <p>(評価方法の例示) <ul style="list-style-type: none"> ・時価方式 ・収益差平滑化方式 ・時価と時価移動平均方式のいずれか低い方等 </p> <p>欄を追加して記入することが困難な場合には、備考欄や別紙に記入する。</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>様式C3-ウの2 掛金率算定表</p>	<p>(その他の基礎率の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給付の額の再評価等に用いる指標の予測 ・ 一時金選択率 ・ 次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額算定に関する基礎率(*) ・ 障害発生率 ・ 連生年金の年金現価 <p>10. 備考</p> <p>備考欄には、基礎率等に関する特記事項があれば記入する。</p> <p>(備考欄の記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 脱退率 企業の設立後3年未満のため、既実施の同業種、同規模の確定給付企業年金の脱退率を使用した。 ・ 昇給指数 昇給指数算出の基となる粗平均給与のデータ数が〇個しか得られなかったため、当該企業のモデル賃金テーブルを使用した。 ・ 新規加入者数 企業の長期採用計画に基づいて、新規加入者数を見込んだ。 ・ 障害発生率 障害発生率については、国の年金制度で使用の発生率を使用した。 <p>1. 区分</p> <p>様式C3-イに準じて記入する。</p> <p>2. 将来加入者</p> <p>掛金計算に将来加入者を見込んでいる場合のみ、将来加入者の給付現価及び給与現価を記入する。</p> <p>3. 現在加入者(将来分)、現在加入者(過去分)</p> <p>現在加入者について将来分と過去分を区分して計算している場合のみ、当該金額を記入する。 現在加入者について将来分と過去分を区分して計算していない場合は、総額を将来分の欄に記入し、過去分の欄はブランクとする。</p> <p>4. 標準掛金(数理上)の表示及び単位の追加表示</p> <p>数理上の標準掛金率を以下に従い記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定率法の場合 	<p>(*)の具体的内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産の運用利回りの予測 ・ 加入者数の一時的変動の具体的内容とその見込み方 ・ 給与の額その他これに類するものの一時的変動の具体的内容とその見込み方 <p>(将来加入者を見込んでいる財政方式)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 開放基金方式 <p>拠出方法が月払以外の場合は、備考欄に拠出方法を記入する。 (特別掛金、特例掛金についても同</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考									
	<p>実数で、小数点以下 4 桁以上かつ規約上掛金率の小数点以下桁数以上を満たす小数点以下桁数の値とする。表示数値は表示桁数のさらに下 1 桁目を四捨五入して算出し、表示単位は実数、百分率、千分率のいずれも可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 定額法の場合 円未満を四捨五入した値 <p>掛金率の単位表示を様式 C 3-イに準じて掛金名を表示している欄に追加記入する。また、本欄に追加記入することが困難な場合は、掛金率欄若しくは備考欄に記入することも可とする。</p> <p>5. 標準掛金（規約上）</p> <p>規約に定める標準掛金率を記入する。 掛金率の単位表示を標準掛金（数理上）に準じて追加記入する。</p> <p>6. 特別掛金（規約上）、特例掛金（規約上）</p> <p>規約に定める特別掛金、特例掛金について、償却方法、率(額)、予定償却期間等を記入する。なお、定率償却を実施する場合には、予定償却期間はブランクとする。 掛金率の単位表示を標準掛金（数理上）に準じて追加記入する。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 固定額で償却する方式 「年間予定償却額 定額 ○○○円」 ・ 弾力償却 「弾力償却 最長期 ○○%」 ・ 定率償却 「償却割合 定率 ○○%」 ・ 段階引上げ償却 本欄はブランクとし、備考欄に以下を記載。 「規約上の掛金 ○年○月から ○○% ○年○月から ○○% ○年○月から ○○% 段階引上げの最大の引上げ幅 ○○% 一括引上げの場合の数理上掛金による特別掛金収入現価 ○○千円 段階引上げ掛金による特別掛金収入現価 ○○千円」 ・ 加入者数又は給与の変動を見込んで算定した場合 「○年度から○年間に渡り、総給与が 1 年あたり○%ずつ減少し、その後は一定となるものとして特別掛金率（額）を算定している。」 ・ 予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合 <table border="1" data-bbox="376 1688 1043 1971"> <thead> <tr> <th></th> <th>規約上 特別掛金</th> <th>予定償却 期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金</td> <td>○○%</td> <td>○○年○○月</td> </tr> <tr> <td>上記以外の特別掛金</td> <td>□□%</td> <td>□□年□□月</td> </tr> </tbody> </table>		規約上 特別掛金	予定償却 期間	予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金	○○%	○○年○○月	上記以外の特別掛金	□□%	□□年□□月	<p>じ。) 左記以外の取り扱いとする場合は、備考欄にその取り扱いを記入する。</p> <p>(追加表示の例示) ・ 標準掛金（数理上）(%)</p> <p>左記の特例掛金は、規則第 4 7 条（次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却）の特例掛金であることに留意する。</p>
	規約上 特別掛金	予定償却 期間									
予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金	○○%	○○年○○月									
上記以外の特別掛金	□□%	□□年□□月									

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>様式C4-ア</p> <p>財政再計算報告書（表紙）</p>	<p>7. 金額の表示（標準、特別、特例の各掛金以外）</p> <p>千円未満を四捨五入し、千円単位で記入する。</p> <p>8. 備考</p> <p>備考欄には、掛金率算定に関する特記事項があれば記入する。</p> <p>1. 書類の作成</p> <p>法第58条及び第62条（法第58条の詳細を規定した規則第50条、法第62条の詳細を規定した規則第57条及び承認・認可基準別紙3申請書類一覧を含む。）に定める財政再計算を行う場合に作成する。</p> <p>承認・認可基準別紙3申請書類一覧の脚注の「○は申請の内容が当該書類に関係する場合」は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約変更の承認、認可、届出 法第58条第1項及び規則第50条第4号イ、ロ、ニ又はホに該当して財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合。このうち、規則第7条第1項第5号に掲げる事項の変更の場合にあつては届出となり、それ以外の場合にあつては承認・認可となる。 ・他の確定給付企業年金の権利義務の移転 移転に伴って財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合 ・厚生年金基金への権利義務の移転 移転に伴って財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合 <p>[注]</p> <p>規則第58条の方法にて規則第59条（積立不足に伴う掛金の抛出方法）により掛金を変更する場合は、様式C7-ウを提出し、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条の方法にて規則第59条（積立不足に伴う掛金の抛出方法）により掛金を変更する場合は、様式C4-ウ'を提出する。また、規則第61条（掛金の控除の方法）により掛金を変更する場合は、様式C7-エを提出する。</p> <p>また、規約に規定した規則第59条の特例掛金又は規則第61条による控除後掛金を、財政再計算による（控除前）掛金の変更に連動して変更する場合も、様式C7-ウ、様式C4-ウ'又は様式C7-エを財政再計算報告書に添付して提出する必要があることに留意する。</p> <p>2. 書類の提出時期</p> <p>財政再計算において計算した掛金の額に係る規約の変更に関する以下の区分に応じて、それぞれに定める提出時期となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・規約変更の承認又は認可申請を伴う場合 当該申請書に添付して提出する。 ・規約変更の届出を伴う場合 当該届書に添付して提出する。 ・規約変更を行う必要がない場合 計算基準日の属する事業年度の翌事業年度の事業及び決算に関する報告書に添付して提出する。 	<p>法第58、62条、規則第50、57条、後出の「別添資料」参照</p> <p>承認・認可基準別紙3申請書類一覧の注8参照</p> <p>規則第51条参照</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>様式C4-イ</p> <p>総括表（財政再計算報告書）</p>	<p>様式C3-イに同じ。</p> <p>ただし、（ ）がある欄については以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> （ ）内には財政再計算前のものを記入し、（ ）外には財政再計算後のものを記入する。 財政再計算前は、直近の財政計算又は決算時の値とする。 財政再計算前後で変更のないものは、財政再計算前のみを記入することも可とする。 	
<p>様式C4-ウ</p> <p>掛金計算基礎（財政再計算報告書）</p>	<p>様式C3-ウに同じ。</p> <p>ただし、（ ）がある欄については以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> （ ）内には財政再計算前のものを記入し、（ ）外には財政再計算後のものを記入する。 財政再計算前は、直近の財政計算又は決算時の値とする。 財政再計算前後で変更のないものは、財政再計算前のみを記入することも可とする。 	
<p>様式C4-エ</p> <p>積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類（非継続基準）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 書類の作成 <ul style="list-style-type: none"> 様式C7-イの1のチェック事項に該当しない場合で、当分の間の各事業年度の財政検証において、積立金の額が最低積立基準額を下回る場合に必要な額を、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条及び規則第59条第1項に基づき掛金を拠出することとする場合に作成する。 積立比率の推計 <ul style="list-style-type: none"> 推計金額 <p>百万円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した値を記載する。</p> 積立比率 <p>小数点以下3桁目を切り捨てた値を記載する。</p> 推計の前提 <p>推計に用いた前提を、備考として欄外に記載することができる。特に、数理上資産額を使用した場合はその旨を記載する。</p> 	<p>様式の脚注の再掲</p>
<p>様式C5-ア</p> <p>終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその明細書（表紙）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 書類の作成 <p>終了の承認申請、解散の認可申請、財産目録等の承認申請（基金型企業年金から規約型企業年金への移行承認後の手続きを含む。）の場合に作成する。</p> 計算基準日 <ul style="list-style-type: none"> 終了の承認、解散の認可の場合 <p>申請前1ヵ月以内の日</p> 財産目録等の承認の場合 <p>終了日</p> 	<p>後出の「別添資料」、承認・認可基準5の(1)の③、承認・認可基準5の(3)の① 参照</p> <p>規則第97、98条参照</p> <p>承認・認可基準5の(1)の③参照</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>様式C5-イ</p> <p>終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその基礎を示した書類</p>	<p>1. 明細書</p> <p>明細書は加入者・加入者以外毎、給付区分毎に別ページとし、その分類区分を明細書枠外上の()内に記入すること。</p> <p>加入者以外については、さらに年金受給者、待期者、その他の受給者毎に別ページとすることも可とする。</p>	<p>様式の脚注1参照</p> <p>(分類区分の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(加入者) ・(加入者以外) ・(第1加算、加入者) ・(第2加算、待期者) <p>記入にあたっては、様式の脚注2～8も参照のこと。</p>
<p>様式C7-ア</p> <p>決算に関する報告書(表紙)</p>	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算に関する報告書として「貸借対照表」及び「損益計算書」並びに「積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類」及び「積立金の積立てに必要となる掛金の額を示した書類」を決算時に作成する。 <p>2. 書類の提出時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎事業年度終了後4月以内に提出する。 <p>3. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに貸借対照表及び損益計算書を作成し(各表の右上に給付区分を明記すること)、それぞれ全体の貸借対照表及び損益計算書の後に添付すること。 ・本実務基準に再掲している以外の様式の脚注にも留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度終了日の翌日付で終了の承認(解散の認可)を得た場合においても提出する。 ・制度全体としての剰余・不足は、給付区分ごとの数値を相殺した後の数値で計上すること。
<p>様式C7-イ</p> <p>積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類(共通事項)</p>	<p>1. 金額の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千円未満を四捨五入し、千円単位で記入する。 	
<p>様式C7-イの1</p> <p>積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較</p>	<p>1. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非継続基準が1.00以上又は非継続基準が0.90(事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.80、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.82、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.84、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.86、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.88)以上であり、過去3事業年度の財政検証のうち2事業年度以上が1.00(事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.90、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.92、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.94、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.96、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.98)以上」の場合は、チェック欄にマークする。 ・非継続基準(①/⑤)は、事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.90以上、平成25年3月31日か 	

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>様式C7-Iの2 財政再計算の要否</p>	<p>ら平成26年3月30日までの間の財政検証は0.92以上、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.94以上、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.96以上、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.98以上である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ②\leqMAX(数理債務, ⑤) \times 1.5 の場合は、積立超過及び⑥の欄は記入不要。なお、ここで用いる数理債務は、様式C7-Iの「5. 数理債務及び責任準備金」中の数理債務(⑬)から特例掛金収入現価(⑧)を控除した額とする。 <p>2. 金額以外の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> 時価ベース利回り 百分率で小数点以下第3位を四捨五入した値を記入する。 継続基準、非継続基準 小数点以下第3位を切り捨てた値を記入する。 積立超過 小数点以下第3位を切り上げた値を記入する。 <p>1. 比率の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> 小数点以下第3位を切り捨てた値を記入する。 	<p>様式の脚注2の再掲</p>
<p>様式C7-Iの4 資産評価調整額</p>	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価方法が時価の場合は、「3. 資産評価調整額(評価方法が時価方式の場合)」のチェック欄にマークする。 評価方法が時価以外の場合は、「3. 資産評価調整額(評価方法が時価方式以外の場合)」を作成する。 <p>以下の2～4は、「3. 資産評価調整額(評価方法が時価方式以外の場合)」を作成する場合に適用する。</p> <p>2. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 各評価方法毎に必要な項目のみ記入することも可とする。 数理的評価方式導入後または数理的評価方式変更後から記入する。なお、過去に遡って数理的評価方式を導入(あるいは変更)していたとして、当期から数理的評価方式を導入(あるいは変更)する場合は、遡った時点以降について記入する。 他の企業年金制度等からの移行による場合であって、確定給付企業年金制度発足前の期間を含めて平滑化期間とする場合、その期間の数値も記入する。 給付区分ごとに資産評価調整加算(控除)額を算定した場合は、給付区分ごとに記入する。 <p>3. 金額以外の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> 利率、時価ベース利回り 百分率で小数点以下第3位を四捨五入した値を記入する。 <p>4. 数理的評価の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 時価移動平均方式の場合でキャピタルゲイン以外を零とする取扱いとしている場合は、その旨を数理的評価の方法欄の末尾に記 	<p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> 記入数値は、選択した評価方法を用いて計算される額とする。ただし、「⑩固定資産の財政運営上の資産額」は実際に財政決算で使用した額を記入する。 遡及して変更した年度が表中になくなるまでの間、評価方式を変更した旨の注記を行う。 (注記例) 「平成〇年度において、平成〇年度初に遡及して評価方式を〇〇方式から□□方式に変更した。」

数理関係事項	実務基準内容	備考
様式C7-イの5 数理債務及び責任準備金	入する。 1. 作成時の留意事項 ・様式C3-ウの2に準じて記入する。 2. 区分 ・複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記入する。 3. 特例掛金収入現価 ・規則第47条(次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額の償却)の特例掛金を用いて算定する。 4. 責任準備金 ・特例掛金収入現価(⑧)を控除した額を記入する。	様式の脚注の再掲
様式C7-イの6 許容繰越不足金	1. 作成時の留意事項 ・あらかじめ定めた方法に応じて必要な項目のみ記入する。	
様式C7-イの7 最低積立基準額	1. 区分 ・様式C7-イの5に準じて記入する。 2. 待期者その他加入者であった者 ・加入者及び年金受給者以外の者の最低積立基準額を記入する。	
様式C7-イの8 積立上限額	1. 作成時の留意事項 ・数理上資産額 \leq MAX(数理債務, 最低積立基準額) \times 1.5 の場合は、チェック欄にマークする。その際は、表中の数値は記入不要。なお、ここで用いる数理債務は、様式C7-イの「5. 数理債務及び責任準備金」中の数理債務(⑩)から特例掛金収入現価(⑧)を控除した額とする。 ・記入が必要な場合は、様式C7-イの5に準じて記入する。 2. 区分 ・様式C7-イの5に準じて記入する。 3. 標準掛金率(規約上)について ・現行の規約上の標準掛金率を記入する。	いわゆる「下限利率」を用いて計算し直した標準掛金率ではない。
様式C7-ウ 積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類(非継続基準)	1. 書類の作成 ・様式C7-イの1のチェック事項に該当しない場合で規則第58条の方法を採用する場合に作成する。 2. 作成時の留意事項 ・翌事業年度に規則第59条に定める掛金(前事業年度末の積立不足に対して抛出するもの)、令第54条の4に定める掛金、並びに、規則第88条及び第88条の2に基づき抛出する掛金がある	財政再計算に伴い⑩に係る特例掛金(⑪)が変更になる場合、本様式を作成し、財政再計算報告書に添付する。

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>様式C7-ウ 積立比率回復計画の実施状況</p>	<p>場合には、純資産額(①)に当該掛金の拠出額を加えた額を記入し、翌事業年度における積立金の増加見込額(⑧)には、当該掛金の拠出額を織り込まない額を記入する。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 翌事業年度における積立金の増加見込額(⑧)は、翌事業年度における掛金見込額、給付見込額、及び、運用収益見込額を合理的に計算して算定することができる。 • ⑩に係る特例掛金(⑪)及びうち加入者負担分(⑫)は、規約上掛金を記入する。 • 決算に関する報告書の提出時まで⑥の額が定められていない場合にあつては、⑥の額を④の額として、⑥、⑦及び⑨の額を記入すること。このとき、⑪、⑫の記入は不要。 <p>1. 書類の作成 積立比率回復計画を実施中の場合に作成する。 様式C4-ウ'に準じて記載する。</p>	<p>様式の脚注4の再掲</p> <p>掛金の規約変更申請の際に⑪、⑫を記入した書類を添付する。この書類として本様式を使用する場合でも様式C7-ア(表紙)の添付は不要。</p>
<p>様式C7-エ 財政検証(積立金の積立てに必要なとなる掛金の額を示した書類(積立超過))</p>	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> • 様式C7-イの1において積立超過が、1.00を超える場合に作成する。 <p>2. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> • (D)控除後の掛金(掛金率又は掛金額)は、規約上掛金を記入する。 • 決算に関する報告書の提出時まで掛金の控除の方法が定められていない場合にあつては、①から③のみを記入する。 <p>3. 利子相当額</p> <ul style="list-style-type: none"> • 「利子相当額(④)」の欄には、③に対する控除の開始時期までの利息相当額(利率は、積立上限の算定に用いた予定利率)を記入する。 	<p>財政再計算に伴い(D)控除後の掛金(掛金率又は掛金額)が変更になる場合、本様式を作成し、財政再計算報告書に添付する。</p> <p>様式の脚注2の再掲</p> <p>掛金の控除に係る規約変更申請の際に、必要事項をすべて記入した書類を添付する。この書類として本様式を使用する場合でも様式C7-ア(表紙)の添付は不要。</p> <p>• 給付区分特例を実施している場合でも、積立上限超過額は制度全体で算出するため、給付区分ごとの作成は不要。</p>
<p>様式C13 令第二十三条第二項の基準に基づく給付現価・令第二十三条第三項の基準に基づく給付現価を示した書類</p>	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> • 令第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給を行おうとする場合又は行っている場合(行わないこととする場合を含む。以下同じ。)、令第23条第3項の規定に基づく額の遺族給付金の支給を行おうとする場合又は行っている場合(行わないこととする場合を含む。以下同じ。)で、かつ次の場合に作成する。 <ul style="list-style-type: none"> • 決算 • 財政計算 	

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> • 複数の給付区分を設けている場合で、一部の給付区分のみが上記に該当するときは、その旨を欄外に記載する。 (記載例) 「1-i 障害給付金」の右側に次のように記載する。 (当該基準に基づく額の障害給付金の支給を行っている給付区分は、第1給付です。) 2. 金額の表示 <ul style="list-style-type: none"> • 千円未満を四捨五入した値を記載する。 3. 給付現価 <ul style="list-style-type: none"> • 老齢給付金の給付現価 障害給付金の給付現価又は遺族給付金の給付現価を記載する場合に、当該記載する給付現価の算定対象となる障害給付金又は遺族給付金と同じ給付区分について算定した額を記載する。 • 障害給付金の給付現価 令第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給を行おうとする場合又は行っている場合に、当該行おうとする給付区分又は行っている給付区分について算定した額を記載する。ただし、承認・認可基準3-(4)-③に定める令第23条第2項の基準に基づく額の障害給付金の支給を行わないこととする場合(令第23条第2項の基準の検証と同時の場合を除く。)は、記載不要。 • 障害給付金 令第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給を行おうとする場合又は行っている場合は、「当該基準で実施している」欄の「はい」に、行っていない場合(行おうとする場合を除く。)には「いいえ」に印を記載し、「はい」の場合にはそれ以降の欄を記載する。 4. 基礎率等 令第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給を行おうとする場合又は行っておりかつ障害給付に係る発生確率を見直す場合には発生確率等について記載し、行っておりかつ障害給付に係る発生確率を見直さない場合には発生確率等を変更していない旨を記載する。ただし、承認・認可基準3-(4)-③に定める令第23条第2項の基準に基づく額の障害給付金の支給を行わないこととする場合(令第23条第2項の基準の検証と同時の場合を除く。)は、記載不要。 5. 当該基準での給付の継続について 令第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給を行っている場合に記載する。 	<p>左記以外の場合はブランクとする。</p> <p>遺族給付金の場合も同様とする。 令第23条第2項の規定に基づく額の障害給付金の支給を行っていない場合(行おうとする場合を除く。)は、ブランクとする。</p> <p>遺族給付金の場合も同様とする。</p> <p>遺族給付に係る発生確率等の場合も同様とする。 左記以外の場合にはブランクとする。</p> <p>遺族給付金の場合も同様とする。 左記以外の場合にはブランクとする。</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>第9章 簡易な基準</p>	<p>1. 財政方式 簡易な基準を使用する場合においては、年金財政の健全性が損なわれるおそれのある財政方式を選択しないよう留意する必要がある。</p> <p>[年金財政の健全性が損なわれるおそれのある財政方式の例] 開放基金方式</p> <p>2. 掛金</p> <p>(1) 人数要件(500人未満)は各財政計算の計算基準日で判定し、超過した場合は簡易な基準でない通常の掛金計算を行うこと。</p> <p>(2) 簡易な基準において「年金現価<選択一時金現価」となる場合は、年金財政の健全性に配慮して、選択一時金現価を使用する。</p> <p>(3) 中途脱退時の給付(脱退一時金)の水準が概ね数理債務の範囲内である場合は、簡易な基準を用いることができる。 加入から脱退までのかなりの期間にわたって「中途脱退時の給付>数理債務」となっている場合は、簡易な基準以外を用いることが適当である。</p> <p>(4) 第3章 掛金で「定率給付の場合は、原則として定率法により掛金を設定する」とこととされているが、簡易な基準の場合には予定昇給率を使用していないことから、財政の健全性を考慮しても、定率法によらない掛金が設定できることに留意する。</p>	<p>簡易な基準においてはこの章の他、第1～7章に記載している簡易な基準以外にも共通した内容も踏まえることに留意すること。</p> <p>「第2章 財政方式」を参照のこと</p> <p>簡易な基準では一部の基礎率(予定利率・死亡率)しか用いていないため、定常状態を見込む開放基金方式は馴染まない</p> <p>簡易な基準では令第23条第3項の規定に基づく額の遺族給付金の支給を行うことはできない。</p> <p>「第3章 掛金」を参照のこと 規則第52条に対応。なお、受託保証型確定給付企業年金は、人数要件(500人未満)が適用されないことに留意する。</p> <p>例示: 「予定利率>年金換算利率」の場合</p> <p>予定利率のみで定年給付額を標準掛金と収支相等するように決めると、数理債務=過去法責任準備金となる。</p> <p>例示: 「加入時～脱退時までの給付額が一定」という場合は、簡易な基準を用いることは適当ではない。</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>3. 最低保全給付・最低積立基準額 規則第54、65条に定める他、以下のとおり計算できるものとする。</p> <p>(1) 次の方法で最低保全給付・最低積立基準額を計算できるものとする。</p> <p>① 規則第54条第1項第1号を適用する場合 最低保全給付＝最終年齢時給付額×(入社から計算基準日までの期間／入社から最終年齢までの期間) とし、最低積立基準額は「第4章 財政検証」2(2)に基づき計算する。</p> <p>② 同第2号を適用する場合 最低保全給付は規則に基づき計算したもの(但し老齢給付金の場合は掛金の算定に用いた予定利率による現価相当額)とし、 最低積立基準額＝最低保全給付×現価率 とする。 ここに、現価率＝$1 / (1 + \text{非継続基準の財政検証用の利率})^{\text{最終年齢} - \text{平均年齢}}$ or 1</p> <p>(2) 設立時あるいは適年からの移行時に計算した最低積立基準額と数理債務との比率を固定し、以降の決算時に使用する。この比率は財政計算時に見直す。</p> <p>4. 積立上限額 規則第62、66条に定める他、以下のとおり計算できるものとする。</p> <p>(1) 簡易な基準の場合には、次に定める「積立上限額(簡易判定用)」を用いて判定することも可とする。なお、この方法によって積立上限額に抵触した場合には、第4章 財政検証－3.(1)に定める正規の積立上限額を用いて再度判定を行うことも可とする。 積立上限額(簡易判定用) ＝$\text{Max}\{\text{数理債務} \times \{(1+j)/(1+j')\}^{X_0-X}, \text{最低積立基準額}\} \times 1.5$ ここに、数理債務はjを用いて計算したものであり、各記号は以下を示す。 j : 掛金の算定に用いた予定利率 j' : 下限利率 X₀:最終年齢 X : 平均年齢</p> <p>(2) 設立時あるいは適年からの移行時に計算した積立上限額と数理債務との比率を固定し、以降の決算時に使用する。この比率は財政計算時に見直す。</p>	<p>「第4章 財政検証－2.(1)(2)」を参照のこと。</p> <p>「標準資格喪失年齢を最終年齢とし、加入者期間にかかる分として定めた率」を期間比とするものである。 ・最終年齢の例示: 定年年齢、打切支給年齢、年金支給開始年齢</p> <p>比率を用いず毎回計算することも可である。</p> <p>「第4章 財政検証－3.(1)」を参照のこと</p> <p>比率を用いず毎回計算することも可である。</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>第10章 「簡易な基準」の様式</p> <p>C1 年金数理に関する確認</p> <p>C2-ア 給付の設計の基礎を示した書類(表紙)</p> <p>C2-ウ 給付の設計の基礎を示した書類</p> <p>C2-エ 給付の設計の基礎を示した書類(企</p>	<p>規約型企業年金の規約の承認、基金型企業年金の設立認可の場合は、それぞれ「規約番号」、「基金番号」は記入不要。</p> <p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・承認・認可基準別紙3申請書類一覧に定める場合に作成する。 ・「(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)」と記入する。 ・脚注の「○は申請の内容が当該書類に関する場合は以下のとおり」 <ul style="list-style-type: none"> -規約変更の承認、規約変更の認可 給付設計内容を変更する場合 -他の確定給付企業年金の権利義務の移転 移転に伴って給付設計内容を変更する場合 -厚生年金基金への権利義務の移転 移転に伴って給付設計内容を変更する場合 <p>1. 減額の場合は6の備考欄に、変更前後の給付現価を記入する。なお、給付設計内容の変更と同時に予定利率、予定死亡率等の基礎率や財政方式を変更する場合は、統一した基準で比較することに留意すること。</p> <p>2. 各項目の記入例</p> <p>3-再評価の方法 期間:毎年、○年毎 指標:定率○%、直近△年間の□年国債の応募者利回りの平均値、直近△年間の積立金の運用利回りの実績の平均値</p> <p>4-額の改定の方法 改定期間:毎年、○年経過毎 改定方法:定率△%、加算を行う方法 加算方法:前の期間の給付の額に指標を乗じて得た額を加算、あらかじめ定めた給付の額を上回る額を加算 指標:契約者価額の計算に用いる予定利率</p> <p>5-給付の支給要件 受給資格:加入者期間○年以上、加入者期間△年以上(但し□歳以上の場合は◇年以上) 年金の支給内容:開始年齢○歳、保証期間△年、支給期間□年 一時金選択の可否:有り、無し 一時金選択時期:支給開始時、開始から5年を経過した日 一時金選択割合:全部、一部(○%、△%、…)</p> <p>1. 書類の作成 法第82条の2第1項の規定に基づき、給付の額の減額を行って、積立金の一部を企業型年金の資産管理機関に移換しようとする場合に作成・提出する。</p>	<p>簡易な基準以外の様式は第8章参照</p> <p>後出の「別添資料」参照</p> <p>減額判定の際に、数理債務を用いることも可とする。但し、将来期間分のみを減額するなど、給付現価は減少、数理債務は増加となる場合は、その旨追記すること。</p> <p>当該項目の記載は、受託保証型確定給付企業年金(閉鎖型受託保証型確定給付企業年金を除く。)の場合に限る。</p> <p>契約者価額が数理債務の額を下回らないことが確実に見込まれるものであること。</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
業型年金の資産管理機関への資産の移換に係る必要事項	<p>2. 資産の移換に係る積立状況 (1)純資産額のうち移換に係る額 規則第87条の2第1項に基づき算定し、記入する。</p> <p>3. 純資産額のうち移換に係る額の計算方法 規則第87条の2第1項に基づいて算定した方法を具体的に示す。</p> <p>4. 金額の表示 円単位で記入する。</p> <p>5. 特記事項 ある場合は各様式の下方に欄を設けて記入する。</p>	
様式C3-ア 掛金の計算の基礎を示した書類 (表紙)	<p>1. 書類の作成 承認・認可基準別紙3申請書類一覧に定める場合に作成する。 また、「(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)」と記入する。</p>	後出の「別添資料」参照
様式C3-エ 総括表(掛金の計算の基礎を示した書類(簡易な基準に基づく確定給付企業年金))	<p>1. 区分 複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記入すること。</p> <p>2. 数理上掛金</p> <p>a. 標準掛金 ・標準掛金を定額法で定めない場合、本欄はblankとする。</p> <p>b. 特別掛金 ・弾力償却を実施する場合、下限掛金率額を記入する。 ・事業所により特別掛金が異なる場合、固定額で償却する方式、定率償却または段階引上げ償却を実施する等で本欄に記入することが困難な場合は、本欄は※等を記入して、その内容を備考欄や別表等に記入する。 ・予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合、原則として予定利率引下げによる過去勤務債務の額以外の過去勤務債務の額に係る特別掛金の額との合算値を記載(困難な場合は、本欄は※等を記載)して、その内容を備考欄や別表等に記載する。</p> <p>c. 予定償却完了日 ・予定償却完了日は、予定償却開始日に予定償却期間を加えた日を記入する。 ・弾力償却を実施する場合、下限掛金額に対応する償却年数による予定償却完了日を記入する。 ・定率償却を実施する場合、本欄はblankとする。</p> <p>・予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合、その予定償却期間と予定利率引下げによる過去勤務債務の額以外の過去勤務債務の額に係る予定償却期間とを比べ長い方を記載することを原則とするが、困難な場合は、本欄は※等を記載して、その内容を備考欄や別表等に記載する。</p>	<p>拠出方法が月払以外の場合は、備考欄に拠出方法を記入する。(特別掛金についても同じ)</p> <p>(例示) ・予定償却開始日が平成15年4月1日、予定償却期間が15年の場合の予定償却完了日 → 平成30年4月1日</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考												
	<p>d. 数理上掛金率の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額法、固定額で償却する方式の場合 円未満を四捨五入した値 ・定率償却の場合 百分率で小数点以下第2位を四捨五入した償却割合 <p>e. 様式の「区分」欄への追加表示</p> <p>掛金率を明確にするため「区分」欄に以下の単位表示を追加して記入する。また、本欄に単位表示を追加記入することが困難な場合は、「掛金率」欄若しくは備考欄に記入することも可とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額法、固定額で償却する方式の場合 「(円)」 <p>3. 規約上掛金</p> <p>規約に定める掛金額を記入する。標準掛金が規約上に定額法で規定されていない場合及び本欄に記入することが困難な場合の記入方法は、数理上掛金に準ずる。</p> <p>掛金率を明確にするため数理上掛金に準じて単位表示を追加記入する。</p> <p>4. 数理債務</p> <p>様式C3-オの2の数理債務(③)を記入する。</p> <p>5. 数理債務、特別掛金収入現価、数理上資産額の表示</p> <p>掛金額の計算に使用した額について、千円未満を四捨五入し、千円単位で記入する。</p> <p>6. 備考</p> <p>備考欄には、次のような事項を記入する。</p> <p>財政再計算該当事由 給付設計等の変更内容 数理上の特記事項 財政運営に関し予め定めた事項</p> <p>(備考欄の記入例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所別特別掛金 <table border="1" data-bbox="389 1496 981 1691"> <thead> <tr> <th>事業所名</th> <th>未償却過去勤務債務</th> <th>数理上特別掛金</th> <th>規約上特別掛金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇</td> <td>〇〇〇千円</td> <td>●●●円</td> <td>●●●円</td> </tr> <tr> <td>□□</td> <td>□□□千円</td> <td>■●●円</td> <td>■●●円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・固定額で償却する方式 「年間予定償却額 定額 〇〇〇円」 ・弾力償却 「規約上掛金 定額 〇〇〇～×××円 (〇〇～××年)」 ・定率償却 「償却割合 定率 〇〇%」 	事業所名	未償却過去勤務債務	数理上特別掛金	規約上特別掛金	〇〇	〇〇〇千円	●●●円	●●●円	□□	□□□千円	■●●円	■●●円	<p>(追加表示の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定額法：標準掛金(円) ・固定額で償却する方式：特別掛金(円) <p>備考欄に書ききれない場合は、別紙に記入する。</p> <p>他の様式に記入されている場合でも、留意すべき事項は重複して記入できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付区分特例を実施する場合、承継事業所償却積立金を設ける場合は、その旨を記入する。 <p>必要に応じて別紙とする。</p> <p>「(最短期)～(最長期)」の様式で記入する。</p>
事業所名	未償却過去勤務債務	数理上特別掛金	規約上特別掛金											
〇〇	〇〇〇千円	●●●円	●●●円											
□□	□□□千円	■●●円	■●●円											

数理関係事項	実務基準内容	備考												
<p>様式C3-オ</p> <p>掛金計算基礎 (掛金の計算の基礎を示した書類(簡易な基準に基づく確定給付企業年金))</p> <p>様式C3-オの1</p> <p>基礎率等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・段階引上げ償却 「規約上の掛金 ○年○月から ○○% ○年○月から ○○% ○年○月から ○○% 段階引上げの最大の引上げ幅 ○○% 一括引上げの場合の数理上掛金による特別掛金収入現価 ○○千円 段階引上げ掛金による特別掛金収入現価 ○○千円」 ・加入者数又は給与の変動を見込んで算定した場合 「○年度から○年間に渡り、総給与が1年あたり○%ずつ減少し、その後は一定となるものとして特別掛金率(額)を算定している。」 ・予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合 <table border="1" data-bbox="370 730 1082 1086"> <thead> <tr> <th></th> <th>数理上 特別掛金</th> <th>規約上 特別掛金</th> <th>予定償却 完了日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金</td> <td>○○.○○%</td> <td>○○%</td> <td>○○年 ○○月○○日</td> </tr> <tr> <td>上記以外の特別掛金</td> <td>□□.□□%</td> <td>□□%</td> <td>□□年 □□月□□日</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・年金現価の見込み方 予定利率を年金換算利率より高く設定した関係で「予定利率による年金現価<選択一時金現価」となったことから、財政の健全性に配慮して選択一時金現価を使用した。 ・中小企業退職金共済法第17条第1項の規定により独立行政法人勤労者退職金共済機構から解約手当金相当額の引渡しを受けたときは、中小企業退職金共済法施行規則第31条第1号ロの要件を満たすことが確認できるよう、引渡しを受ける解約手当金相当額及び引渡しに伴い増加する給付現価を記載する。 <ol style="list-style-type: none"> 1. 記入箇所 財政計算に用いた計算基礎以外は記入する必要はないものとし、その他用いた計算基礎がある場合は適宜追加して記入すること。 2. 区分 様式C3-エに準じて記入する。 3. 計算基準日における加入者 平均年齢については小数点以下第2位を四捨五入した値を記入する。 4. 積立金の額の評価方法 採用した積立金の額の評価方法を記入する。数理的評価方式を採用した場合には、平滑化期間も記入する。 		数理上 特別掛金	規約上 特別掛金	予定償却 完了日	予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金	○○.○○%	○○%	○○年 ○○月○○日	上記以外の特別掛金	□□.□□%	□□%	□□年 □□月□□日	<p>様式の脚注の再掲</p> <p>様式の脚注の再掲 ※印のある項目は必ず記入することに留意する。</p> <p>(評価方法の例示) ・時価方式 ・収益差平滑化方式 ・時価と時価移動平均方式のいずれか低い方 等</p>
		数理上 特別掛金	規約上 特別掛金	予定償却 完了日										
予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金	○○.○○%	○○%	○○年 ○○月○○日											
上記以外の特別掛金	□□.□□%	□□%	□□年 □□月□□日											

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>様式C3-オの2 掛金率算定表</p>	<p>5. その他の基礎率 「給付の額の再評価に用いる指標の予測」を使用している場合は、追加して記入する。</p> <p>6. 備考 備考欄には、基礎率等に関する特記事項があれば記入する。</p> <p>1. 区分 様式C3-エに準じて記入する。</p> <p>2. 給付現価、標準掛金収入現価、数理債務 給付現価及び標準掛金収入現価を計算せずに、数理債務を直接計算している場合は、給付現価及び標準掛金収入現価欄をブランクとし、数理債務欄のみを記入する。</p> <p>3. 特別掛金（規約上） 規約に定める特別掛金について、償却方法、額、予定償却期間等を記入する。なお、定率償却を実施する場合には、予定償却期間はブランクとする。 掛金率の単位表示を様式C3-エに準じて掛金名を表示している欄に追加記入する。また、本欄に追加記入することが困難な場合は、掛金率欄若しくは備考欄に記入することも可とする。</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定額で償却する方式 「年間予定償却額 定額 ○○○円」 ・弾力償却 「弾力償却 最長期 ○○○円」 ・定率償却 「償却割合 定率 ○○%」 <p>・段階引上げ償却 本欄はブランクとし、備考欄に以下を記載。 「規約上の掛金 ○年○月から ○○% ○年○月から ○○% ○年○月から ○○% 段階引上げの最大の引上げ幅 ○○% 一括引上げの場合の数理上掛金による特別掛金収入現価 ○○千円 段階引上げ掛金による特別掛金収入現価 ○○千円」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入者数又は給与の変動を見込んで算定した場合 「○年度から○年間に渡り、総給与が1年あたり○%ずつ減少し、その後は一定となるものとして特別掛金率（額）を算定している。」 	<p>欄を追加して記入することが困難な場合には、備考欄や別紙に記入する。</p> <p>予定利率、予定死亡率及び給付の額の再評価に用いる指標の予測以外の基礎率は使用できないことに留意する。</p> <p>(追加表示の例示) ・特別掛金(規約上)(円)</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考									
<p>様式C4ーア</p> <p>財政再計算報告書（表紙）</p>	<p>・ 予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金の額がある場合</p> <table border="1" data-bbox="370 264 1043 495"> <thead> <tr> <th></th> <th>規約上特別掛金</th> <th>予定償却期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金</td> <td>〇〇%</td> <td>〇〇年〇〇月</td> </tr> <tr> <td>上記以外の特別掛金</td> <td>□□%</td> <td>□□年□□月</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 金額の表示（特別掛金以外） 千円未満を四捨五入し、千円単位で記入する。</p> <p>5. 備考 備考欄には、掛金率算定に関する特記事項があれば記入する。</p> <p>1. 書類の作成 法第58条及び第62条（法第58条の詳細を規定した規則第50条、法第62条の詳細を規定した規則第57条及び承認・認可基準別紙3申請書類一覧を含む。）に定める財政再計算を行う場合に作成する。 また、「(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)」と記入する。</p> <p>承認・認可基準別紙3申請書類一覧の脚注の「○は申請の内容が当該書類に係る場合」は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> 規約変更の承認、認可、届出 法第58条第1項及び規則第50条第4号イ、ロ、ニ又はホに該当して財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合。このうち、規則第7条第1項第5号に掲げる事項の変更の場合にあっては届出となり、それ以外の場合にあっては承認・認可となる。 他の確定給付企業年金の権利義務の移転 移転に伴って財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合 厚生年金基金への権利義務の移転 移転に伴って財政再計算を行い、かつ規約上掛金を変更する場合 <p>[注] 規則第58条第1号の方法にて規則第59条（積立不足に伴う掛金の拠出方法）により掛金を変更する場合は、様式C7ーカを提出し、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条の方法にて規則第59条（積立不足に伴う掛金の拠出方法）により掛金を変更する場合は、様式C4ーカを提出する。また、規則第61条（掛金の控除の方法）により掛金を変更する場合は、様式C7ーキを提出する。 また、規約に規定した規則第59条の特例掛金又は規則第61条による控除後掛金を、財政再計算による（控除前）掛金の変更に連動して変更する場合も、様式C7ーカ、様式C4ーカ又は様式C7ーキを財政再計算報告書に添付して提出する必要があることに留意する。</p> <p>2. 書類の提出時期 財政再計算において計算した掛金の額に係る規約の変更に関する以下の区分に応じて、それぞれに定める提出時期となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 規約変更の承認又は認可申請を伴う場合 当該申請書に添付して提出する。 		規約上特別掛金	予定償却期間	予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金	〇〇%	〇〇年〇〇月	上記以外の特別掛金	□□%	□□年□□月	<p>法第58、62条、規則第50、57条、後出の「別添資料」参照</p> <p>承認・認可基準別紙3申請書類一覧の注8参照</p> <p>規則第51条参照</p>
	規約上特別掛金	予定償却期間									
予定利率引下げによる過去勤務債務の額に係る特別掛金	〇〇%	〇〇年〇〇月									
上記以外の特別掛金	□□%	□□年□□月									

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>様式C4-エ、オ</p> <p>総括表（財政再計算報告書（簡易な基準に基づく確定給付企業年金））</p> <p>掛金計算基礎（財政再計算報告書（簡易な基準に基づく確定給付企業年金））</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・規約変更の届出を伴う場合 当該届書に添付して提出する。 ・規約変更を行う必要がない場合 計算基準日の属する事業年度の翌事業年度の事業及び決算に関する報告書に添付して提出する。 <p>様式C3-エ、オに同じ。 ただし、（ ）がある欄については以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・（ ）内には財政再計算前のものを記入し、（ ）外には財政再計算後のものを記入する。 ・財政再計算前は、直近の財政計算又は決算時の値とする。 ・財政再計算前後で変更のないものは、財政再計算前のみを記入することも可とする。 	
<p>様式C4-カ</p> <p>積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類（非継続基準）（簡易な基準に基づく確定給付企業年金）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 書類の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・様式C7-オの1のチェック事項に該当しない場合で、当分の間の各事業年度の財政検証において、積立金の額が最低積立基準額を下回る場合に必要な額を、確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第13号）附則第4条及び規則第59条第1項に基づき掛金を拠出することとする場合に作成する。 2. 積立比率の推計 <ul style="list-style-type: none"> ・推計金額 百万円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入した値を記載する。 ・積立比率 小数点以下3桁目を切り捨てた値を記載する。 ・推計の前提 推計に用いた前提を、備考として欄外に記載することができる。 特に、数理上資産額を使用した場合はその旨を記載する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・様式の脚注の再掲
<p>様式C5-ア</p> <p>終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその明細書（表紙）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 書類の作成 <ul style="list-style-type: none"> ・終了の承認申請、解散の認可申請、財産目録等の承認申請（基金型企業年金から規約型企業年金への移行承認後の手続きを含む。）の場合に作成する。 また、「（簡易な基準に基づく確定給付企業年金）」と記入する。 2. 計算基準日 <ul style="list-style-type: none"> ・終了の承認、解散の認可の場合 申請前1ヵ月以内の日 ・財産目録等の承認の場合 終了日 	<p>後出の「別添資料」、承認・認可基準5の(1)の③、承認・認可基準5の(3)の① 参照</p> <p>規則第97、98条参照</p> <p>承認・認可基準5の(1)の③参照</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>様式C5-イ</p> <p>終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその基礎を示した書類</p>	<p>1. 明細書</p> <p>明細書は加入者・加入者以外毎、給付区分毎に別ページとし、その分類区分を明細書枠外の()内に記入すること。 加入者以外については、さらに年金受給者、待期者、その他の受給者毎に別ページとすることも可とする。</p>	<p>様式の脚注1参照</p> <p>(分類区分の例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(加入者) ・(加入者以外) ・(第1加算、加入者) ・(第2加算、待期者) <p>記入にあたっては、様式の脚注2～8も参照のこと。</p>
<p>様式C7-ア</p> <p>決算に関する報告書(表紙)</p>	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・決算に関する報告書として「貸借対照表」及び「損益計算書」並びに「積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類」及び「積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類」を決算時に作成する。 ・また、「(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)」と記入する。 <p>2. 書類の提出時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎事業年度終了後4月以内に提出する。 <p>3. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付区分特例を実施している場合は、給付区分ごとに貸借対照表及び損益計算書を作成し(各表の右上に給付区分を明記すること)、それぞれ全体の貸借対照表及び損益計算書の後に添付すること。 ・本実務基準に再掲している以外の様式の脚注にも留意する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業年度終了日の翌日付で終了の承認(解散の認可)を得た場合においても提出する。 ・制度全体としての剰余・不足は、給付区分ごとの数値を相殺した後の数値で計上すること。
<p>様式C7-オ</p> <p>積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較を示した書類(簡易な基準に基づく確定給付企業年金) (共通事項)</p>	<p>1. 金額の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千円未満を四捨五入し、千円単位で記入する。 	
<p>様式C7-オの1</p> <p>積立金の額と責任準備金の額及び最低積立基準額並びに積立上限額との比較</p>	<p>1. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「非継続基準が1.00以上又は非継続基準が0.90(事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.80、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.82、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.84、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.86、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.88)以上であり、過去3事業年度の財政検証のうち2事業年度以上が1.00(事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.90、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.92、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.94、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.96、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証 	

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>様式C7-オの2 財政再計算の要否</p>	<p>は0.98)以上」の場合は、チェック欄にマークする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非継続基準(①/⑤)は、事業年度の末日が平成25年3月30日までの間の財政検証は0.90以上、平成25年3月31日から平成26年3月30日までの間の財政検証は0.92以上、平成26年3月31日から平成27年3月30日までの間の財政検証は0.94以上、平成27年3月31日から平成28年3月30日までの間の財政検証は0.96以上、平成28年3月31日から平成29年3月30日までの間の財政検証は0.98以上である。 ・②\leqMAX(数理債務, ⑤) \times 1.5 の場合は、積立超過及び⑥の欄は記入不要。 <p>2. 金額以外の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価ベース利回り 百分率で小数点以下第3位を四捨五入した値を記入する。 ・継続基準、非継続基準 小数点以下第3位を切り捨てた値を記入する。 ・積立超過 小数点以下第3位を切り上げた値を記入する。 <p>1. 比率の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小数点以下第3位を切り捨てた値を記入する。 	<p>様式の脚注2の再掲</p>
<p>様式C7-オの4 資産評価調整額</p>	<p>1. 書類の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評価方法が時価の場合は、「4. 資産評価調整額(評価方法が時価方式の場合)」のチェック欄にマークする。 ・評価方法が時価以外の場合は、「4. 資産評価調整額(評価方法が時価方式以外の場合)」を作成する。 <p>以下の2~4は、「4. 資産評価調整額(評価方法が時価方式以外の場合)」を作成する場合に適用する。</p> <p>2. 作成時の留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各評価方法毎に必要な項目のみ記入することも可とする。 ・数理的評価方式導入後または数理的評価方式変更後から記入する。なお、過去に遡って数理的評価方式を導入(あるいは変更)していたとして、当期から数理的評価方式を導入(あるいは変更)する場合は、遡った時点以降について記入する。 ・他の企業年金制度等からの移行による場合であって、確定給付企業年金制度発足前の期間を含めて平滑化期間とする場合、その期間の数値も記入する。 ・給付区分ごとに資産評価調整加算(控除)額を算定した場合は、給付区分ごとに記入する。 <p>3. 金額以外の表示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利率、時価ベース利回り 百分率で小数点以下第3位を四捨五入した値を記入する。 <p>4. 数理的評価の方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時価移動平均方式の場合でキャピタルゲイン以外を零とする取扱いとしている場合は、その旨を数理的評価の方法欄の末尾に記入する。 	<p>留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記入数値は、選択した評価方法を用いて計算される額とする。ただし、「⑩固定資産の財政運営上の資産額」は実際に財政決算で使用した額を記入する。 ・遡及して変更した年度が表中になくなるまでの間、評価方式を変更した旨の注記を行う。 (注記例) 「平成○年度において、平成□年度初に遡及して評価方式を○○方式から□□方式に変更した。」

数理関係事項	実務基準内容	備考
様式C7-オの5 数理債務及び責任準備金	1. 作成時の留意事項 ・様式C3-ウの2に準じて記入する。 ・なお、給付現価、給与現価及び標準掛金収入現価を計算せずに、数理債務を直接計算している場合は、①から④をブランクとすることができる。 2. 区分 ・複数の給付設計を行う場合又は加入者を複数のグループに分ける場合は、その区分毎に計算することとし、給付区分として適宜名称を付け、区分して記入する。	様式の脚注の再掲
様式C7-オの6 許容繰越不足金	1. 作成時の留意事項 ・あらかじめ定めた方法に応じて必要な項目のみ記入する。	
様式C7-オの7 最低積立基準額	1. 作成時の留意事項 ・再計算など簡易な計算方法を用いない場合は、様式C7-イの7の様式に記入する。 2. 区分 ・様式C7-オの5に準じて記入する。	様式の脚注の再掲 様式C7-イの7は「簡易な基準」以外の様式
様式C7-オの8 積立上限額	1. 作成時の留意事項 ・数理上資産額 \leq MAX(数理債務, 最低積立基準額) \times 1.5の場合は、チェック欄にマークする。その際は、表中の数値は記入不要。 ・再計算など簡易な計算方法を用いない場合は、様式C7-イの8の様式に記入する。 ・なお、様式C7-イの8の①から⑮全ての欄の数値を算出していないときは、当該欄はブランクとすることができる。 2. 区分 ・様式C7-オの5に準じて記入する。	様式の脚注の再掲 様式C7-イの8は「簡易な基準」以外の様式 (例示) ・給付現価、給与現価及び標準掛金収入現価を計算せずに、数理債務を直接計算している場合は①から⑮をブランクとすることができる。 ・給付現価の内訳及び給与現価を計算していない場合は、②から⑩をブランクとすることができる。
様式C7-カ 積立金の積立てに必要な掛金の額を示した書類(非継続基準)(簡易な基準に基づく確定給付企業年金)	1. 書類の作成 ・様式C7-オの1のチェック事項に該当しない場合で規則第58条の方法を採用する場合に作成する。 2. 作成時の留意事項 ・翌事業年度に規則第59条に定める掛金(前事業年度末の積立不足に対して拠出するもの)、令第54条の4に定める掛金、並びに、規則第88条及び第88条の2に基づき拠出する掛金がある場合には、純資産額(①)に当該掛金の拠出額を加えた額を記入し、翌事業年度における積立金の増加見込額(⑧)には、当該掛金の拠出額を織り込まない額を記入する。	財政再計算に伴い⑩に係る特例掛金(⑩)が変更になる場合、本様式を作成し、財政再計算報告書に添付する。

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>様式C7-カ 積立比率回復計画の実施状況（簡易な基準に基づく確定給付企業年金）</p> <p>様式C7-キ 積立金の積立に必要となる掛金の額を示した書類（積立超過）（簡易な基準に基づく確定給付企業年金）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・翌事業年度における積立金の増加見込額（⑧）は、翌事業年度における掛金見込額、給付見込額、及び、運用収益見込額を合理的に計算して算定することができる。 ・⑩に係る特例掛金（⑪）及びうち加入者負担分（⑫）は、規約上掛金を記入する。 ・決算に関する報告書の提出時まで⑥の額が定められていない場合にあつては、⑥の額を④の額として、⑥、⑦及び⑨の額を記入すること。このとき、⑪、⑫の記入は不要。 <p>1. 書類の作成 積立比率回復計画を実施中の場合に作成する。 様式C4-カに準じて記載する。</p> <p>1. 書類の作成 ・様式C7-オの1において積立超過が、1.00 を超える場合に作成する。</p> <p>2. 作成時の留意事項 ・（D）控除後の掛金（掛金率又は掛金額）は、規約上掛金を記入する。 ・決算に関する報告書の提出時まで掛金の控除の方法が定められていない場合にあつては、①から③のみを記入する。</p> <p>3. 利子相当額 「利子相当額（④）」の欄には、③に対する控除の開始時期までの利息相当額（利率は、積立上限の算定に用いた予定利率）を記入する。</p>	<p>様式の脚注4の再掲</p> <p>掛金の規約変更申請の際に⑪、⑫を記入した書類を添付する。この書類として本様式を使用する場合でも様式C7-ア（表紙）の添付は不要。</p> <p>財政再計算に伴い（D）控除後の掛金（掛金率又は掛金額）が変更になる場合、本様式を作成し、財政再計算報告書に添付する。</p> <p>様式の脚注2の再掲</p> <p>掛金の控除に係る規約変更申請の際に、必要事項をすべて記入した書類を添付する。この書類として本様式を使用する場合でも様式C7-ア（表紙）の添付は不要。</p> <p>・給付区分特例を実施している場合でも、積立上限超過額は制度全体で算出するため、給付区分ごとの作成は不要。</p>

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>【補足事項】 財政悪化リスク相当額</p>	<p>○財政悪化リスク相当額の算定方法（リスク分担型企業年金でない確定給付企業年金）</p> <p>1. 標準的な算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準的な算定方法での財政悪化リスク相当額は次の通りに算定する。 <p>リスク係数対象資産の財政悪化リスク相当額</p> $= \sum_{6資産} \text{各リスク係数対象資産} \times \text{各リスク係数}$ <p>財政悪化リスク相当額 = リスク係数対象資産の財政悪化リスク相当額 × Min（リスク係数対象資産の合計額＋その他の資産の額， 通常予測給付額の現価） ／リスク係数対象資産の合計額</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業年度末日以外を計算基準日とした財政計算を行う場合で、資産構成割合の特定が難しいケースにおいては、合理的な推計として、直近の財政決算時の資産構成割合を計算基準日の資産額に乗じてリスク係数対象資産額に区分することも可とする。 <p>2. 特別算定方法</p> <ul style="list-style-type: none"> 財政計算の計算基準日において、積立金の資産に占めるその他の資産の割合が20%以上であるならば、特別算定方法により財政悪化リスク相当額を算定しなければならない。 標準的な算定方法を用いている場合に、財政計算の計算基準日以外において、積立金の資産に占めるその他の資産の割合が20%以上となったとしても、すぐに財政計算を行い特別算定方法へ切り替える必要はない。その場合、次回の財政計算まで直近と同額の財政悪化リスク相当額を継続して用いる。 政策的資産構成割合を変更し、積立金の資産に占めるその他の資産の割合が20%以上となることが見込まれる場合、その段階で財政計算を行わないのであれば、特別算定方法へ切り替える必要はない。その場合、次回の財政計算まで同額の財政悪化リスク相当額を継続して用いる。 <p>3. 特別算定方法の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> 特別算定方法の例示として、標準的な算定方法に準じる方法やTVaRによる方法を挙げるが、例示以外でもリスクシナリオを設定する方法等が考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 標準的な算定方法とは、特別算定方法以外の算定方法を指す。 資産は規約型企業年金の事業主又は企業年金基金（以下、「事業主等」という。）が法令等に基づき区分する。 事業報告書の資産区分を、事業主等が法令等に基づき区分したものとみなすことは可能（特別算定方法において資産を区分する場合も同じ）。 リスク係数およびリスク係数対象資産とは、平成28年厚生労働省告示第412号の別表に定められているリスク係数および6資産（国内債券、国内株式、外国債券、外国株式、一般勘定、短期資産）を指す。 その他の資産とは、リスク係数対象資産以外の資産を指す。 <p>・計算基準日から財政計算の（作業）時点までの間に政策的資産構成割合を変更した場合であって、当該変更後の政策的資産構成割合を勘案して財政計算の財政悪化リスク相当額を算定するときは、特別算定方法により算定する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> 例示に基づく方法であっても、事業主等の個別の事情に基づき審査、判定される（例示に基づく方法であっても妥当な方法とならない場合があることに留意）。

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>[例示①]</p> <ul style="list-style-type: none"> その他の資産の全部または一部のリスク/リターン特性が、リスク係数対象資産と同等であると運用会社等からの情報等の客観的な事実に基づき事業主等が判断する場合において、その他の資産の全部または一部をリスク係数対象資産に相当するものとみなし、当該リスク係数対象資産に相当するものとみなした部分を除いたその他の資産の割合が20%未満であるとき、標準的な算定方法に準じて財政悪化リスク相当額を算定する方法。 <p>[例示②]</p> <ul style="list-style-type: none"> その他の資産の全部または一部のリスク/リターン特性が、リスク係数対象資産の組み合わせと同等であると運用会社等からの情報等の客観的な事実に基づき事業主等が判断する場合において、その他の資産の全部または一部をリスク係数対象資産に相当するものとみなし、当該リスク係数対象資産に相当するものとみなした部分を除いたその他の資産の割合が20%未満であるとき、標準的な算定方法に準じて財政悪化リスク相当額を算定する方法。 <p>[例示③]</p> <ul style="list-style-type: none"> その他の資産のうち、ヘッジファンド、不動産、プライベート・エクイティ、コモディティ（商品）等に細分化される資産についてそれぞれ係数を定め、当該係数を定めた資産を除いたその他の資産の割合が20%未満である場合、標準的な算定方法に準じて財政悪化リスク相当額を算定する方法。 <ul style="list-style-type: none"> 当該細分化された資産の係数の定め方として、代表的な市場インデックスやベンチマークから事業主等が定める方法が考えられる。この場合、当該細分化された資産のリスク/リターン特性との類似性を考慮する必要がある。 当該細分化された資産の係数の定め方として、複数の代表的な市場インデックスやベンチマークから算出された結果を組み合わせる事業主等が定める方法も考えられる。 	<ul style="list-style-type: none"> 財政悪化リスク相当額を算定するために必要となる、保有資産のリスク/リターン等の前提条件は、事業主等が主体的に決定することに留意すること。 その他の資産として区分したファンド等のリスク/リターン特性が、リスク係数対象資産と同等であると事業主等がみなしている場合には、当該ファンド等をリスク係数対象資産に相当するものとして取り扱うことは可能である。 財政決算や財政計算においては、その他の資産の全部または一部のリスク/リターン特性が、承認を受けた時点から大幅に変化していないかどうかを確認すること。 その他の資産として区分したファンド等がリスク係数対象資産の組み合わせであると事業主等がみなしている場合には、当該ファンド等をリスク係数対象資産のみなし構成比により按分し、按分された資産をリスク係数対象資産に相当するものとして取り扱うことは可能である。 財政決算や財政計算においては、その他の資産の全部または一部のリスク/リターン特性が、承認を受けた時点から大幅に変化していないかどうかを確認すること。 その他の資産の細分化は、事業報告書の「その他資産の内訳」を使用する方法が考えられる。 事業報告書の「その他資産の内訳」を使用してその他資産の細分化をする場合には、保有するファンド等のリスク/リターン特性を考慮しているものと考えられる。 代表的な市場インデックスやベンチマークとして、次のようなものが検討でき、細分化された資産に適切なものを使用する。 (ヘッジファンドの例示) Credit Suisse/Tremont Hedge Fund Research Hennesse

数理関係事項	実務基準内容	備考
	<ul style="list-style-type: none"> 運用機関が推計している各資産のリスク／期待リターンを使用することも考えられる。 リスク／リターンは経年的に変動するため、代表的な市場インデックスやベンチマーク、運用機関が推計している各資産のリスク／期待リターンの動向に留意し、定期的に係数を再算定することが望ましい。 <p>[例示④]</p> <ul style="list-style-type: none"> 標準的な算定方法の資産区分ごとに、政策的資産構成割合の策定時に想定しているリスクに基づいて係数を定め、各資産に係数を乗じたものを単純に合算して財政悪化リスク相当額を算定する方法。 その他の資産の係数は、政策的資産構成割合の策定時に想定しているその他の資産に係るリスクから算定する方法が考えられる。また、その他の資産以外の資産の係数は、標準的な算定方法と同じリスク係数を使用することが考えられる。 その他の資産の係数を定める際には、その他の資産の内訳（[例示③]の分類など）ごとにリスクを想定して算定することが望ましい。例えば、その他の資産の内訳ごとのリスク係数を定める際には、[例示③]に基づいて、その他の資産のうち、ヘッジファンド、不動産、プライベート・エクイティ、コモディティ（商品）等に細分化される資産についてそれぞれ係数を定め、当該係数を定めた資産を除いたその他の資産の係数を政策的資産構成割合の策定時に想定しているその他の資産に係るリスクと同じものとして算定することが考えられる。ただし、政策的資産構成割合のその他の資産の内訳にかかわらず、その他の資産全体に対してリスクを想定することができる場合は、その他の資産全体で一つの係数を算定することも否定されない。 将来行う予定の政策的資産構成割合の変更を織り込んで、変更後の政策的資産構成割合の策定時に想定するリスクに基づいて各資産の係数を算定することも可能。 財政悪化リスク相当額の算定は、計算基準日時点の保有資産残高に現在または将来予定している政策的資産構成割合の各資産の構成割合を乗じることで、各資産のみなし資産残高を算定し、当該残高に各資産の係数を乗じる方法が考えられる。 	<p>Eurekahedge</p> <p>（不動産の例示） 東証REIT指数 NCREIF index MSCI US REIT Index</p> <p>（プライベート・エクイティの例示） Thomson Reuters Private Equity Buyout Index S&P Listed Private Equity Index</p> <p>（コモディティ（商品）の例示） S&P GSCI Commodity Index Thomson Reuters/CoreCommodity CRB Index</p> <ul style="list-style-type: none"> 各資産の係数は、代表的な市場インデックスやベンチマークの一つから算出する方法や、複数の算出結果から算定する方法（例：複数の算出結果の平均とする）等が考えられる。 政策的資産構成割合は、代議員会や運用委員会での十分な議論や労使合意により策定されているため、当該政策的資産構成割合の策定時に想定したリスクを使用することは妥当であると考えられる。 政策的資産構成割合の策定が財政計算より前である場合、政策的資産構成割合の策定時点で想定しているリスク／リターンが財政計算時点でのリスク／リターンと乖離している可能性があるため、当該財政計算において算定方法の妥当性の判断を行う等の留意が必要。 例示④の方法により財政計算を実施した後からその次の財政再計算を実施するまでの間において、政策的資産構成割合と実際の資産構成割合が大きく乖離する場合、想定しているリスク／リターンも乖離している可能性があるため、その次の財政再計算に算定方法の継続使用の妥当性の判断を行う等の留意が必要。

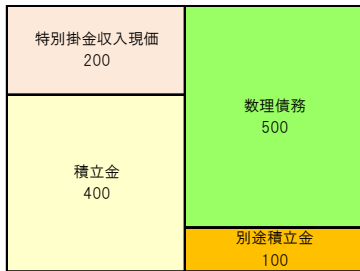
数理関係事項	実務基準内容	備考
	<p>[例示⑤]</p> <ul style="list-style-type: none"> 計算基準日時点の資産構成割合又は政策的資産構成割合に基づき、事業主等が想定している各資産の期待収益率および標準偏差から、対象期間を20年間程度、測定期間1年とした TVaR (95%) により、資産全体で一つの係数を算定する方法。 係数の算定において、標準的な算定方法と同様に、各資産間の相関を考慮しないことも可能。 <p>[係数の算定方法の例示]</p> <ul style="list-style-type: none"> 例示③～⑤において例示として示した方法をはじめ、区分した資産に係数を乗じる過程を経て財政悪化リスク相当額を算定する方法における係数については、信頼できるヒストリカルデータ等から標準偏差を算定し、TVaR (95%) として算定することが考えられる。 <p><具体的な算定例> 対象期間：1995年～2015年（21年間） 測定期間：1年 対象データ：月次データ 変動率(0) = (1995年12月終値－1994年12月終値) / 1994年12月終値</p> <p>以下同様に 変動率(1) = (1996年1月終値－1995年1月終値) / 1995年1月終値 変動率(239) = (2015年11月終値－2014年11月終値) / 2014年11月終値 変動率(240) = (2015年12月終値－2014年12月終値) / 2014年12月終値</p> <p>を求める。</p> $\text{変動率の標本平均} = \frac{1}{241} \sum_{t=0}^{240} \text{変動率}(t)$ $\text{変動率の標準偏差} = \sqrt{\frac{1}{241-1} \sum_{t=0}^{240} (\text{変動率}(t) - \text{変動率の標本平均})^2}$ <p>を求め、TVaR (95%) = 2.06 × (正規分布の標準偏差) より、係数 = 2.06 × (変動率の標準偏差) と算定する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ヒストリカルデータとしては、対象期間20年間程度、測定期間(タイム・ホライズン)1年とすることが考えられる。 20年間程度のヒストリカルデータを取得することが困難な場合には、ヒストリカルデータに準ずると考えられる運用商品開発時等の信頼できるデータを使用することも否定されない。 20年間程度のヒストリカルデータを取得することが困難な場合や20年より短い対象期間でも信頼できる係数を算定できると考えられる場合は、20年より短いヒストリカルデータで係数を算定することも否定されない。例えば、運用商品の特性を考慮し、Global Investment Performance Standards を参考に、3年間のヒストリカルデータ(36個の月次リターン)から年率換算した標準偏差を算定する方法も考えられる。

数理関係事項	実務基準内容	備考
<p>【付録】数値例</p>	<p>○平成29年1月1日を施行日とする確定給付企業年金法施行令等の改正後の財政決算、財政再計算に係る数値例について</p> <p>■数値例に係る補足</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年1月1日を施行日とする確定給付企業年金法施行令等の改正後の財政運営を「新基準」、改正前の財政運営を「旧基準」という。 規則第46条の2第1項第1号に定める「リスク対応額」の上限を「上限リスク対応額」という。 数値例は、次のⅠ～Ⅲの3パターンから構成されている。また、各パターンに対して、複数のケースを設定している。 <p>数値例Ⅰ 新基準へ移行する際の財政再計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ケース① 別途積立金を取り崩す場合 ケース② 別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増さない場合 ケース③ 別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増す場合 <p>数値例Ⅱ 新基準移行後の財政決算</p> <ul style="list-style-type: none"> ケース① リスク対応掛金を拠出しない場合で、剰余金が発生した後、財政均衡状態へ戻る例 ケース② リスク対応掛金を拠出する場合で、剰余金が発生した後、財政均衡状態へ戻る例 ケース③ リスク対応掛金を拠出しない場合で、不足金が発生した後、財政均衡状態へ戻る例 <p>数値例Ⅲ 新基準移行後の財政再計算</p> <ul style="list-style-type: none"> ケース① 別途積立金を取り崩す場合 ケース② 別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増さない場合 ケース③ 別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増す場合 ケース④ 財政再計算に伴い数理債務が増加する場合 <p>■一般的な取扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> リスク対応掛金額の算定に用いる積立金の額は、別途積立金の額の全部または一部を留保して算定することができない。 様式C7-イの「5. 数理債務及び責任準備金」における「うち、別途積立金として留保する額」は、前年度剰余金の処分、前年度不足金の処理、期中の別途積立金の積増しおよび取崩しを行った後の別途積立金となる。 	<ul style="list-style-type: none"> 特別掛金の算定に用いる積立金の額に係る取扱いと異なる点に留意すること。 当年度剰余金の処分あるいは当年度不足金の処理を行う前の額であることに留意すること。

数値例Ⅰ-① 新基準へ移行する際の財政再計算の例示
【別途積立金を取り崩す場合】

財政再計算前

財政再計算前のイメージ
(旧基準による財政決算)



財政再計算の過程

ステップ1 標準掛金・数理債務の算定

ステップ2 特別掛金の算定

ステップ3 リスク対応掛金の算定

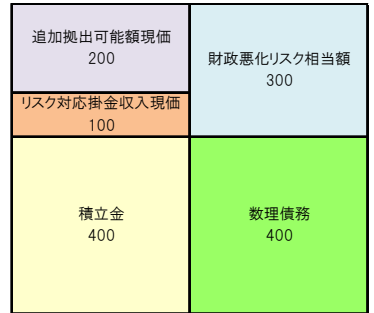
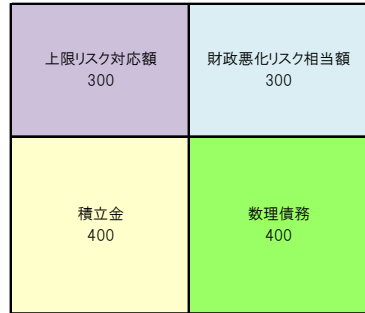
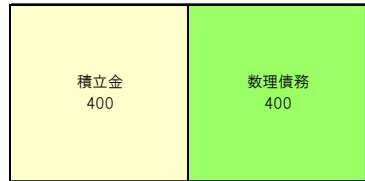
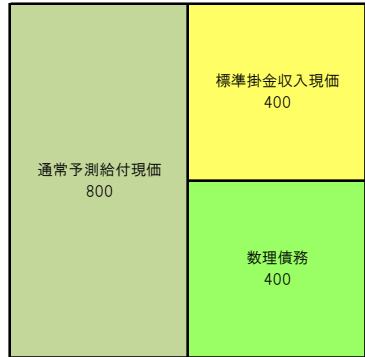
参考 財政再計算後

特別掛金算定時のイメージ

リスク対応掛金算定時のイメージ

財政再計算後のイメージ

リスク対応額を100として
リスク対応掛金を拠出する場合



・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する

・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する
・財政再計算前の別途積立金(旧基準の別途積立金)を取り崩すことができる

■特別掛金の算定

① 積立金	400
② (財政再計算前の)別途積立金	100
③ 別途積立金として留保する額	0
④ 数理債務	400
⑤ 計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	0
⑥ 特別掛金収入現価	0

・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する
・上限リスク対応額を算定する
・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する
・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

■上限リスク対応額の算定

① 積立金	400
② 特別掛金収入現価	0
③ 数理債務	400
④ 対応前リスク充足額(①+②-③)	0
⑤ 財政悪化リスク相当額	300
⑥ 上限リスク対応額(⑤-④)	300

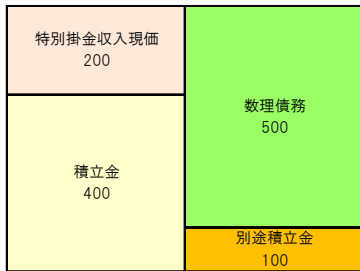
■財政再計算後の責任準備金の算定

① 積立金	400
② 別途積立金	0
③ 特別掛金収入現価	0
④ リスク対応掛金収入現価	100
⑤ 数理債務	400
⑥ 財政悪化リスク相当額	300
⑦ 追加拠出可能額現価(⑤+⑥-③-④-①+②)	200
⑧ 責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	400

数値例Ⅰ-② 新基準へ移行する際の財政再計算の例示
 【別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増さない場合】

財政再計算前

財政再計算前のイメージ
 (旧基準による財政決算)



財政再計算の過程

ステップ1 標準掛金・数理債務の算定

ステップ2 特別掛金の算定

ステップ3 リスク対応掛金の算定

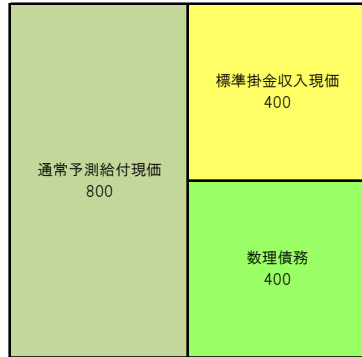
参考 財政再計算後

特別掛金算定時のイメージ

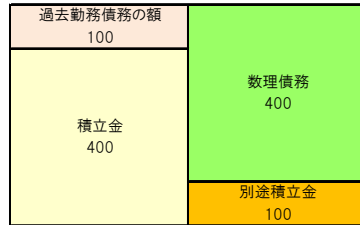
リスク対応掛金算定時のイメージ

財政再計算後のイメージ

リスク対応額を100として
 リスク対応掛金を拠出する場合



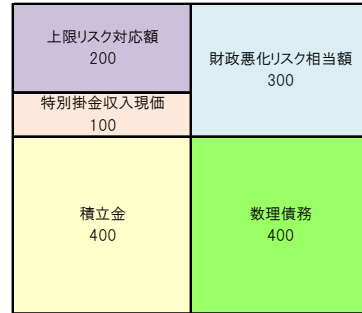
・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する



・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する
 ・財政再計算前の別途積立金(旧基準の別途積立金)を留保することができる

■特別掛金の算定

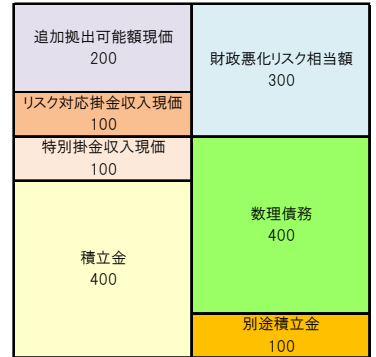
① 積立金	400
② (財政再計算前)別途積立金	100
③ 別途積立金として留保する額	100
④ 数理債務	400
⑤ 計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	100
⑥ 特別掛金収入現価	100



・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する
 ・上限リスク対応額を算定する
 ・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する
 ・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

■上限リスク対応額の算定

① 積立金	400
② 特別掛金収入現価	100
③ 数理債務	400
④ 対応前リスク充足額(①+②-③)	100
⑤ 財政悪化リスク相当額	300
⑥ 上限リスク対応額(⑤-④)	200



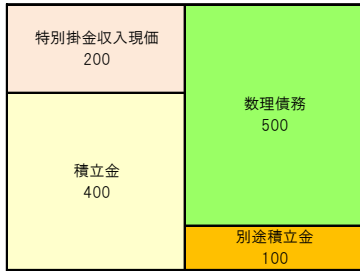
■財政再計算後の責任準備金の算定

① 積立金	400
② 別途積立金	100
③ 特別掛金収入現価	100
④ リスク対応掛金収入現価	100
⑤ 数理債務	400
⑥ 財政悪化リスク相当額	300
⑦ 追加拠出可能額現価(⑤+⑥-③-④-①+②)	200
⑧ 責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	300

数値例Ⅰ-③ 新基準へ移行する際の財政再計算の例示
 【別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増す場合】

財政再計算前

財政再計算前のイメージ
 (旧基準による財政決算)



財政再計算の過程

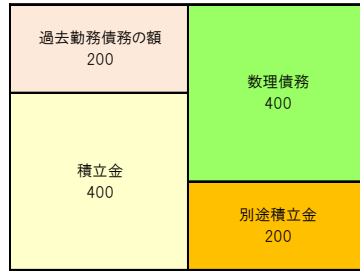
ステップ1 標準掛金・数理債務の算定



・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する

ステップ2 特別掛金の算定

特別掛金算定時のイメージ



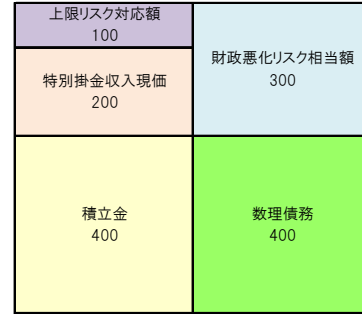
・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する
 ・財政再計算前の別途積立金(旧基準の別途積立金)を留保することができる
 ・「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負の場合、負の額の全部又は一部を別途積立金積増金として処理することもできる

■特別掛金の算定

①	積立金	400
②	(財政再計算前)別途積立金	100
③	別途積立金として留保する額	100
④	数理債務	400
⑤	計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	100
⑥	前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額	200
⑦	今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額(⑤-⑥)	-100
⑧	負の過去勤務債務に係る別途積立金積増金(⑦×(-1))	100
⑨	(財政再計算後の)別途積立金(③+⑧)	200
⑩	過去勤務債務の額(④-(①-⑨))	200
⑪	特別掛金収入現価	200

ステップ3 リスク対応掛金の算定

リスク対応掛金算定時のイメージ



・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する
 ・上限リスク対応額を算定する
 ・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する
 ・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

■上限リスク対応額の算定

①	積立金	400
②	特別掛金収入現価	200
③	数理債務	400
④	対応前リスク充足額(①+②-③)	200
⑤	財政悪化リスク相当額	300
⑥	上限リスク対応額(⑤-④)	100

参考 財政再計算後

財政再計算後のイメージ
 リスク対応額を100として
 リスク対応掛金を拠出する場合



■財政再計算後の責任準備金の算定

①	積立金	400
②	別途積立金	200
③	特別掛金収入現価	200
④	リスク対応掛金収入現価	100
⑤	数理債務	400
⑥	財政悪化リスク相当額	300
⑦	追加拠出可能額現価 (⑤+⑥-③-④-①+②)	200
⑧	責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	200

数値例Ⅱ-① 新基準移行後の財政決算の例示
【リスク対応掛金を拠出しない場合で、剰余金が発生した後、財政均衡状態へ戻る例】

新基準移行後の財政決算

前々年度の財政決算

リスク対応掛金を拠出していない場合

追加拠出可能額現価 300	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 100	数理債務 500
積立金 400	

⇒

積立金：+300
数理債務：▲100

前年度の財政決算

特別掛金収入現価 100	財政悪化リスク相当額 300
積立金 700	
数理債務 400	別途積立金 100

⇒

積立金：▲200

当年度の財政決算

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 100	
積立金 500	数理債務 400
別途積立金 100	

■責任準備金の算定

①	積立金	700
②	(前年度の)別途積立金	0
③	(前年度の)繰越不足金	0
④	特別掛金収入現価	100
⑤	リスク対応掛金収入現価	0
⑥	数理債務	400
⑦	財政悪化リスク相当額	300
⑧	追加拠出可能額現価 (⑥+⑦-①-④-⑤+②)	0
⑨	責任準備金(⑥+⑦-④-⑤-⑧)	600

※追加拠出可能額現価は、下限が0、上限が財政悪化リスク相当額である

■当年度剰余金・当年度不足金の算定

⑩	当年度剰余金(①-⑨-②+③)	100
⑪	(剰余金の処分後の) 別途積立金(②+⑩-③)	100

・差益(400)が発生したが、財政均衡状態を上回る部分(100)のみが、当年度剰余金として計上される

■リスク充足額の算定

⑫	リスク充足額(①+④+⑤-⑥)	400
---	-----------------	-----

※リスク充足額は、下限が0である

※当該金額は、貸借対照表(様式C7-ク)に記載するものである

■責任準備金の算定

①	積立金	500
②	(前年度の)別途積立金	100
③	(前年度の)繰越不足金	0
④	特別掛金収入現価	100
⑤	リスク対応掛金収入現価	0
⑥	数理債務	400
⑦	財政悪化リスク相当額	300
⑧	追加拠出可能額現価 (⑥+⑦-①-④-⑤+②)	200
⑨	責任準備金(⑥+⑦-④-⑤-⑧)	400

※追加拠出可能額現価は、下限が0、上限が財政悪化リスク相当額である

■当年度剰余金・当年度不足金の算定

⑩	当年度剰余金(①-⑨-②+③)	0
⑪	(剰余金の処分後の) 別途積立金(②+⑩-③)	100

・差損(200)が発生しているが、財政均衡状態であるため、当年度不足金は計上されず、前年度の別途積立金が計上され続ける

■リスク充足額の算定

⑫	リスク充足額(①+④+⑤-⑥)	200
---	-----------------	-----

※リスク充足額は、下限が0である

※当該金額は、貸借対照表(様式C7-ク)に記載するものである

数値例Ⅱ-② 新基準移行後の財政決算の例示
 【リスク対応掛金を拠出する場合、剰余金が発生した後、財政均衡状態へ戻る例】

新基準移行後の財政決算

前々年度の財政決算

リスク対応掛金を拠出している場合

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
リスク対応掛金収入現価 100	
特別掛金収入現価 100	数理債務 500
積立金 400	

⇒

積立金：+300
 数理債務：▲100

前年度の財政決算

リスク対応掛金収入現価 100	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 100	
積立金 700	数理債務 400
	別途積立金 200

⇒

積立金：▲200

当年度の財政決算

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
リスク対応掛金収入現価 100	
特別掛金収入現価 100	数理債務 400
積立金 500	
	別途積立金 200

■責任準備金の算定

①	積立金	700
②	(前年度の)別途積立金	0
③	(前年度の)繰越不足金	0
④	特別掛金収入現価	100
⑤	リスク対応掛金収入現価	100
⑥	数理債務	400
⑦	財政悪化リスク相当額	300
⑧	追加拠出可能額現価 (⑥+⑦-①-④-⑤+②)	0
⑨	責任準備金(⑥+⑦-④-⑤-⑧)	500

※追加拠出可能額現価は、下限が0、上限が財政悪化リスク相当額である

■当年度剰余金・当年度不足金の算定

⑩	当年度剰余金(①-⑨-②+③)	200
⑪	(剰余金の処分後の) 別途積立金(②+⑩-③)	200

・差益(400)が発生したが、財政均衡状態を上回る部分(200)のみが、当年度剰余金として計上される

■リスク充足額の算定

⑫	リスク充足額(①+④+⑤-⑥)	500
---	-----------------	-----

※リスク充足額は、下限が0である

※当該金額は、貸借対照表(様式C7-ク)に記載するものである

■責任準備金の算定

①	積立金	500
②	(前年度の)別途積立金	200
③	(前年度の)繰越不足金	0
④	特別掛金収入現価	100
⑤	リスク対応掛金収入現価	100
⑥	数理債務	400
⑦	財政悪化リスク相当額	300
⑧	追加拠出可能額現価 (⑥+⑦-①-④-⑤+②)	200
⑨	責任準備金(⑥+⑦-④-⑤-⑧)	300

※追加拠出可能額現価は、下限が0、上限が財政悪化リスク相当額である

■当年度剰余金・当年度不足金の算定

⑩	当年度剰余金(①-⑨-②+③)	0
⑪	(剰余金の処分後の) 別途積立金(②+⑩-③)	200

・差損(200)が発生したが、財政均衡状態であるため、当年度不足金は計上されず、前年度の別途積立金が計上され続ける

■リスク充足額の算定

⑫	リスク充足額(①+④+⑤-⑥)	300
---	-----------------	-----

※リスク充足額は、下限が0である

※当該金額は、貸借対照表(様式C7-ク)に記載するものである

数値例Ⅱ-③ 新基準移行後の財政決算の例示
【リスク対応掛金を拠出しない場合で、不足金が発生した後、財政均衡状態へ戻る例】

新基準移行後の財政決算

前々年度の財政決算

リスク対応掛金を拠出していない場合

追加拠出可能額現価 300	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 100	
積立金 400	数理債務 500

⇒

積立金：▲100

前年度の財政決算

追加拠出可能額現価 300	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 100	
積立金 300	数理債務 500
繰越不足金 100	

⇒

積立金：+200
数理債務：▲100

当年度の財政決算

追加拠出可能額現価 100	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 100	
積立金 500	数理債務 400

■責任準備金の算定

①	積立金	300
②	(前年度の)別途積立金	0
③	(前年度の)繰越不足金	0
④	特別掛金収入現価	100
⑤	リスク対応掛金収入現価	0
⑥	数理債務	500
⑦	財政悪化リスク相当額	300
⑧	追加拠出可能額現価 (⑥+⑦-①-④-⑤+②)	300
⑨	責任準備金(⑥+⑦-④-⑤-⑧)	400

※追加拠出可能額現価は、下限が0、上限が財政悪化リスク相当額である

■当年度剰余金・当年度不足金の算定

⑩	当年度剰余金(①-⑨-②+③)	-100
⑪	(剰余金の処分後の) 別途積立金(②+⑩-③)	-100

・差損(100)が発生し、財政均衡状態を下回る部分(100)が、
当年度不足金として計上される

■リスク充足額の算定

⑫	リスク充足額(①+④+⑤-⑥)	0
---	-----------------	---

※リスク充足額は、下限が0である

※当該金額は、貸借対照表(様式C7-ク)に記載するものである

■責任準備金の算定

①	積立金	500
②	(前年度の)別途積立金	0
③	(前年度の)繰越不足金	100
④	特別掛金収入現価	100
⑤	リスク対応掛金収入現価	0
⑥	数理債務	400
⑦	財政悪化リスク相当額	300
⑧	追加拠出可能額現価 (⑥+⑦-①-④-⑤+②)	100
⑨	責任準備金(⑥+⑦-④-⑤-⑧)	500

※追加拠出可能額現価は、下限が0、上限が財政悪化リスク相当額である

■当年度剰余金・当年度不足金の算定

⑩	当年度剰余金(①-⑨-②+③)	100
⑪	(剰余金の処分後の) 別途積立金(②+⑩-③)	0

・差益(300)が発生したが、財政均衡状態であるため、繰越不足金を解消
するのみで、別途積立金は計上されない

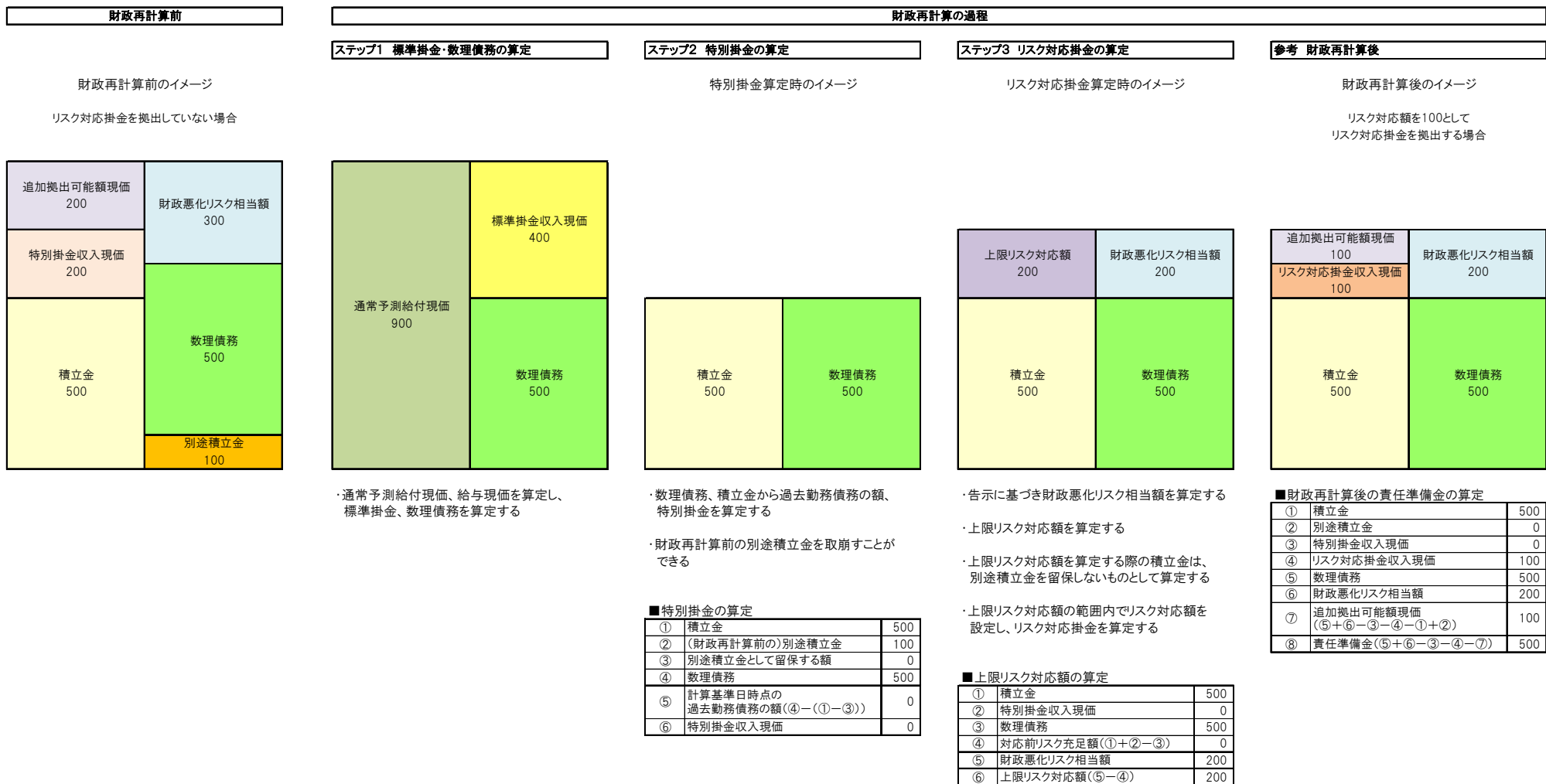
■リスク充足額の算定

⑫	リスク充足額(①+④+⑤-⑥)	200
---	-----------------	-----

※リスク充足額は、下限が0である

※当該金額は、貸借対照表(様式C7-ク)に記載するものである

数値例Ⅲ-① 新基準移行後の財政再計算の例示
【別途積立金を取り崩す場合】



数値例Ⅲ-② 新基準移行後の財政再計算の例示
 【別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増さない場合】

財政再計算前

財政再計算前のイメージ

リスク対応掛金を拠出していない場合

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 200	
積立金 500	数理債務 500
	別途積立金 100

財政再計算の過程

ステップ1 標準掛金・数理債務の算定

ステップ2 特別掛金の算定

ステップ3 リスク対応掛金の算定

参考 財政再計算後

特別掛金算定時のイメージ

リスク対応掛金算定時のイメージ

財政再計算後のイメージ

リスク対応額を100として
リスク対応掛金を拠出する場合

通常予測給付現価 900	標準掛金収入現価 400
	数理債務 500

過去勤務債務の額 100	数理債務 500
積立金 500	別途積立金 100

上限リスク対応額 100	財政悪化リスク相当額 200
特別掛金収入現価 100	
積立金 500	数理債務 500

追加拠出可能額現価 100	財政悪化リスク相当額 200
リスク対応掛金収入現価 100	
特別掛金収入現価 100	数理債務 500
積立金 500	別途積立金 100

・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する

・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する

・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する

■財政再計算後の責任準備金の算定

・財政再計算前の別途積立金を留保することができる

・上限リスク対応額を算定する

・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する

・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

① 積立金	500
② 別途積立金	100
③ 特別掛金収入現価	100
④ リスク対応掛金収入現価	100
⑤ 数理債務	500
⑥ 財政悪化リスク相当額	200
⑦ 追加拠出可能額現価 (⑤+⑥-③-④-①+②)	100
⑧ 責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	400

■特別掛金の算定

① 積立金	500
② (財政再計算前の)別途積立金	100
③ 別途積立金として留保する額	100
④ 数理債務	500
⑤ 計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	100
⑥ 特別掛金収入現価	100

■上限リスク対応額の算定

① 積立金	500
② 特別掛金収入現価	100
③ 数理債務	500
④ 対応前リスク充足額(①+②-③)	100
⑤ 財政悪化リスク相当額	200
⑥ 上限リスク対応額(⑤-④)	100

数値例Ⅲ-③ 新基準移行後の財政再計算の例示
 【別途積立金を留保し、新たに発生した負の過去勤務債務の額を別途積立金に積み増す場合】

財政再計算前

財政再計算前のイメージ

リスク対応掛金を拠出していない場合

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 200	数理債務 500
積立金 500	

財政再計算の過程

ステップ1 標準掛金・数理債務の算定

ステップ2 特別掛金の算定

ステップ3 リスク対応掛金の算定

参考 財政再計算後

特別掛金算定時のイメージ

リスク対応掛金算定時のイメージ

財政再計算後のイメージ

上限リスク対応額が0であり
 リスク対応掛金を拠出することはできない

通常予測給付現価 900	標準掛金収入現価 400
	数理債務 500

過去勤務債務の額 200	数理債務 500
積立金 500	別途積立金 200

特別掛金収入現価 200	財政悪化リスク相当額 200
積立金 500	数理債務 500

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 200
特別掛金収入現価 200	数理債務 500
積立金 500	

・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する

・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する

・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する

■財政再計算後の責任準備金の算定

・財政再計算前の別途積立金を留保することができる

・上限リスク対応額を算定する

① 積立金	500
② 別途積立金	200
③ 特別掛金収入現価	200
④ リスク対応掛金収入現価	0
⑤ 数理債務	500
⑥ 財政悪化リスク相当額	200
⑦ 追加拠出可能額現価 (⑤+⑥-③-④-①+②)	200
⑧ 責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	300

・「今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額」が負の場合、負の額の全部又は一部を別途積立金積増金として処理することもできる

・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する

・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

■特別掛金の算定

① 積立金	500
② (財政再計算前の)別途積立金	100
③ 別途積立金として留保する額	100
④ 数理債務	500
⑤ 計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	100
⑥ 前回の財政計算において発生した過去勤務債務の額のうち償却されていない額	200
⑦ 今回の財政計算で新たに発生した過去勤務債務の額(⑤-⑥)	-100
⑧ 負の過去勤務債務に係る別途積立金積増金(⑦×(-1))	100
⑨ (財政再計算後の)別途積立金(③+⑧)	200
⑩ 過去勤務債務の額(④-(①-⑨))	200
⑪ 特別掛金収入現価	200

■上限リスク対応額の算定

① 積立金	500
② 特別掛金収入現価	200
③ 数理債務	500
④ 対応前リスク充足額(①+②-③)	200
⑤ 財政悪化リスク相当額	200
⑥ 上限リスク対応額(⑤-④)	0

数値例Ⅲ-④ 新基準移行後の財政再計算の例示
【財政再計算に伴い数理債務が増加する場合】

財政再計算前

財政再計算前のイメージ

リスク対応掛金を拠出していない場合

追加拠出可能額現価 200	財政悪化リスク相当額 300
特別掛金収入現価 200	
積立金 500	数理債務 500
	別途積立金 100

財政再計算の過程

ステップ1 標準掛金・数理債務の算定

ステップ2 特別掛金の算定

ステップ3 リスク対応掛金の算定

参考 財政再計算後

特別掛金算定時のイメージ

リスク対応掛金算定時のイメージ

財政再計算後のイメージ

リスク対応額を100として
リスク対応掛金を拠出する場合

通常予測給付現価 900	標準掛金収入現価 300
	数理債務 600

過去勤務債務の額 200	数理債務 600
積立金 500	別途積立金 100

上限リスク対応額 100	財政悪化リスク相当額 200
特別掛金収入現価 200	
積立金 500	数理債務 600

追加拠出可能額現価 100	財政悪化リスク相当額 200
リスク対応掛金収入現価 100	
特別掛金収入現価 200	数理債務 600
積立金 500	別途積立金 100

・通常予測給付現価、給与現価を算定し、標準掛金、数理債務を算定する

・数理債務、積立金から過去勤務債務の額、特別掛金を算定する

・告示に基づき財政悪化リスク相当額を算定する

■財政再計算後の責任準備金の算定

・財政再計算前の別途積立金を留保することができる

・上限リスク対応額を算定する

① 積立金	500
② 別途積立金	100
③ 特別掛金収入現価	200
④ リスク対応掛金収入現価	100
⑤ 数理債務	600
⑥ 財政悪化リスク相当額	200
⑦ 追加拠出可能額現価 (⑤+⑥-③-④-①+②)	100
⑧ 責任準備金(⑤+⑥-③-④-⑦)	400

■特別掛金の算定

① 積立金	500
② (財政再計算前の)別途積立金	100
③ 別途積立金として留保する額	100
④ 数理債務	600
⑤ 計算基準日時点の過去勤務債務の額(④-(①-③))	200
⑥ 特別掛金収入現価	200

・上限リスク対応額を算定する際の積立金は、別途積立金を留保しないものとして算定する

・上限リスク対応額の範囲内でリスク対応額を設定し、リスク対応掛金を算定する

■上限リスク対応額の算定

① 積立金	500
② 特別掛金収入現価	200
③ 数理債務	600
④ 対応前リスク充足額(①+②-③)	100
⑤ 財政悪化リスク相当額	200
⑥ 上限リスク対応額(⑤-④)	100

※旧基準では、財政再計算前の状態(財政決算における当年度剰余金を処分した状態)で、別途積立金が200となる。このため、特別掛金を算定する際の積立金を300(=積立金(500)-別途積立金(200))とし、過去勤務債務の額を300とすることができる。新基準においては、財政再計算前の状態で、別途積立金が100となるため、過去勤務債務の額を300とすることができない。

承認・認可基準別紙3 申請書類一覧(抜粋)

規約型企業年金

様式番号	承認事項等 必要な書類	規約の承認	規約変更の承認	規約変更の届出	規約の統合	規約の分割	他の確定給付企業年金の権利義務の移転承継		終了の承認	財産目録等の承認	決算報告書の承認	存続厚生年金基金への権利義務の移転
							移転	承継				
C2	給付の設計の基礎を示した書類	●	○	○	●	●		●				
C3	掛金の計算の基礎を示した書類	●			●	●						
C4	財政再計算報告書		○	○			○	○				○
C5	終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその算定基礎を示した書類								●			

基金型企業年金

様式番号	認可事項等 必要な書類	設立認可	規約変更の認可	規約変更の届出	基金の合併			基金の分割			他の確定給付企業年金の権利義務の移転承継		解散認可	財産目録等の承認	決算報告書の承認	存続厚生年金基金への権利義務の移転
					合併消滅基金	合併後存続基金	合併後設立基金	分割消滅基金	分割存続基金	分割設立基金	移転	承継				
C2	給付の設計の基礎を示した書類	●	○	○		●			●	●	●					●
C3	掛金の計算の基礎を示した書類	●				●			●							
C4	財政再計算報告書		○	○	●			●			○	○				○
C5	終了時の積立金の額並びに最低積立基準額及びその算定基礎を示した書類												●			

(注)●は必須、○は申請の内容が当該書類に関係する場合に必要